

松江市地域防災計画

震災対策編

〔新旧対照表〕

令和 年 月

注) 次頁以降、左側に「修正前計画」を、右側に「修正後計画」を掲載しています。
※ 目次のページ番号は新旧対照表と一致しません。

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
 松江市地域防災計画 震災対策編 令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 松江市防災会議	 松江市地域防災計画 震災対策編 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 松江市防災会議	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
松江市地域防災計画（震災対策編）目次 第 1 章 総則 第 1 節 計画の概要..... 1 1 計画の目的 2 計画の構成 3 計画の性格等 第 2 節 計画の方針..... 5 1 震災対策における基本的な課題 2 計画の目標 第 3 節 地震防災環境..... 7 1 自然環境の特性 2 社会環境の特性と変化 3 地震災害履歴 第 4 節 地震被害想定..... 10 1 地震被害想定調査の概要 2 想定される被害 第 5 節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱..... 14 1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 2 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務 第 2 章 地震・津波災害予防計画 第 1 節 地盤災害の予防..... 21 1 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策 2 地すべり災害の防止対策 3 土石流災害の防止対策 4 液状化危険地域の予防対策 5 造成地の予防対策 6 土地利用の適正化 第 2 節 建築物・公共土木施設災害の予防..... 25 1 建築物の耐震化の推進 2 各種データの整備保全 3 工作物等の安全化 4 建築物の不燃化の推進 5 災害に強い都市環境づくり 6 ライフライン施設の安全化 7 交通施設の安全化 8 文教施設の安全化 第 3 節 津波災害の予防..... 38 1 津波に強い地区づくり 2 津波防災思想の普及 第 4 節 危険物施設等の安全対策..... 40 1 消防法に定める危険物施設の予防対策	松江市地域防災計画（震災対策編）目次 第 1 章 総則 第 1 節 計画の概要 1 1 計画の目的 2 計画の構成 3 計画の性格等 第 2 節 計画の方針 5 1 震災対策における基本的な課題 2 計画の目標 第 3 節 地震防災環境 7 1 自然環境の特性 2 社会環境の特性と変化 3 地震災害履歴 第 4 節 地震被害想定 10 1 地震被害想定調査の概要 2 想定される被害 第 5 節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 14 1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 2 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務 第 2 章 地震・津波災害予防計画 第 1 節 地盤災害の予防 21 1 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策 2 地すべり災害の防止対策 3 土石流災害の防止対策 4 液状化危険地域の予防対策 5 造成地の予防対策 6 土地利用の適正化 第 2 節 建築物・公共土木施設災害の予防 25 1 建築物の耐震化の推進 2 各種データの整備保全 3 工作物等の安全化 4 建築物の不燃化の推進 5 災害に強い都市環境づくり 6 ライフライン施設の安全化 7 交通施設の安全化 8 文教施設の安全化 第 3 節 津波災害の予防 38 1 津波に強い地区づくり 2 津波防災思想の普及 第 4 節 危険物施設等の安全対策 40 1 消防法に定める危険物施設の予防対策	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考
2	高圧ガス施設の予防対策		2	高圧ガス施設の予防対策		
3	火薬類施設の予防対策		3	火薬類施設の予防対策		
4	毒劇物取扱い施設の保安対策		4	毒劇物取扱い施設の保安対策		
第 5 節	農林漁業施設災害の予防.....	42	第 5 節	農林漁業施設災害の予防	42	
1	農業施設災害の防止対策		1	農業施設災害の防止対策		
2	漁業施設災害の防止対策		2	漁業施設災害の防止対策		
第 6 節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	43	第 6 節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	43	
第 7 節	防災活動体制の整備	44	第 7 節	防災活動体制の整備	44	
1	災害対策本部体制の整備		1	災害対策本部体制の整備		
2	広域応援協力体制の整備		2	広域応援協力体制の整備		
3	災害救助法等の運用体制の整備		3	災害救助法等の運用体制の整備		
4	複合災害体制の整備		4	複合災害体制の整備		
5	罹災証明書発行体制の整備		5	罹災証明書発行体制の整備		
第 8 節	情報管理・広報体制の整備.....	48	第 8 節	情報管理・広報体制の整備	48	
1	国・県・防災関係機関等との通信施設の整備		1	国・県・防災関係機関等との通信施設の整備		
2	市民への広報手段の整備		2	市民への広報手段の整備		
3	気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備		3	気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備		
4	防災センター（災害対策本部室）の運用		4	防災センター（災害対策本部室）の運用		
5	総合防災情報システムの運用体制の整備		5	総合防災情報システムの運用体制の整備		
6	多様な通信手段の確保		6	多様な通信手段の確保		
7	災害用伝言サービス活用体制の整備		7	災害用伝言サービス活用体制の整備		
8	被災・停電に備えた通信機器の運用		8	被災・停電に備えた通信機器の運用		
9	津波監視、情報伝達体制の整備		9	津波監視、情報伝達体制の整備		
第 9 節	避難体制の整備.....	52	第 9 節	避難体制の整備	52	
1	避難体制の整備		1	避難体制の整備		
2	避難所等の選定、確保及び周知		2	避難所等の選定、確保及び周知		
3	避難所の管理運営体制の整備		3	避難所の管理運営体制の整備		
4	応急仮設住宅等の確保		4	応急仮設住宅等の確保		
第 10 節	火災予防.....	59	第 10 節	火災予防	59	
1	出火防止		1	出火防止		
2	初期消火力の向上		2	初期消火力の向上		
3	消防力の強化		3	消防力の強化		
第 11 節	救急・救助体制の整備.....	61	第 11 節	救急・救助体制の整備	61	
1	救急・救助体制の整備		1	救急・救助体制の整備		
2	救急・救助用資機材等の整備		2	救急・救助用資機材等の整備		
第 12 節	医療、防疫・保健衛生体制の整備.....	63	第 12 節	医療、防疫・保健衛生体制の整備	63	
1	情報収集管理体制の整備		1	情報収集管理体制の整備		
2	医療救護体制の整備		2	医療救護体制の整備		
3	防災訓練		3	防災訓練		
4	防疫・保健衛生体制の整備		4	防疫・保健衛生体制の整備		
5	動物愛護管理体制の整備		5	動物愛護管理体制の整備		
第 13 節	交通確保・規制、輸送体制の整備.....	65	第 13 節	交通確保・規制、輸送体制の整備	65	
1	交通確保・規制体制の整備		1	交通確保・規制体制の整備		
2	輸送体制の整備方針		2	輸送体制の整備方針		
3	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定		3	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定		
4	緊急輸送道路障害物除去体制の整備		4	緊急輸送道路障害物除去体制の整備		

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考
5	緊急輸送のための港湾維持管理体制及び障害物除去体制の整備	5	緊急輸送のための港湾維持管理体制及び障害物除去体制の整備	
第 14 節	防災施設・装備等の整備..... 68	第 14 節	防災施設・装備等の整備 68	
1	広域防災拠点の活用	1	広域防災拠点の活用	
2	災害用臨時ヘリポートの提供	2	災害用臨時ヘリポートの提供	
3	防災装備等の整備	3	防災装備等の整備	
第 15 節	食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備..... 69	第 15 節	食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 69	
1	基本的な考え方	1	基本的な考え方	
2	食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	2	食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
3	飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備	3	飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備	
4	燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	4	燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	
5	災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	5	災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
6	感染症防止対策物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	6	感染症防止対策物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
第 16 節	廃棄物等の処理体制の整備..... 74	第 16 節	廃棄物等の処理体制の整備 74	
1	廃棄物処理体制の整備	1	廃棄物処理体制の整備	
2	し尿処理体制の整備	2	し尿処理体制の整備	
3	応援協力体制の整備	3	応援協力体制の整備	
4	災害廃棄物処理計画の見直し	4	災害廃棄物処理計画の見直し	
第 17 節	消防団及び自主防災体制の整備..... 77	第 17 節	消防団及び自主防災体制の整備 77	
1	消防団の育成強化	1	消防団の育成強化	
2	自主防災組織等の育成強化	2	自主防災組織等の育成強化	
3	地域における防災体制の強化	3	地域における防災体制の強化	
4	事業所等の防災組織の育成強化	4	事業所等の防災組織の育成強化	
5	水防協力団体の育成強化	5	水防協力団体の育成強化	
第 18 節	災害ボランティア活動環境の整備..... 80	第 18 節	災害ボランティア活動環境の整備 80	
1	災害ボランティアに関する細部計画の策定	1	災害ボランティアに関する細部計画の策定	
2	災害ボランティアの活動内容	2	災害ボランティアの活動内容	
3	災害ボランティアとの連携体制の整備	3	災害ボランティアとの連携体制の整備	
4	災害ボランティアの育成	4	災害ボランティアの育成	
5	災害ボランティアの普及・啓発	5	災害ボランティアの普及・啓発	
第 19 節	防災教育..... 82	第 19 節	防災教育 82	
1	職員に対する防災教育	1	職員に対する防災教育	
2	市民に対する防災教育	2	市民に対する防災教育	
3	学校における防災教育	3	学校における防災教育	
4	防災上重要な施設の職員等に対する教育	4	防災上重要な施設の職員等に対する教育	
5	事業所における防災の推進等	5	事業所における防災の推進等	
6	災害教訓の伝承	6	災害教訓の伝承	
第 20 節	防災訓練..... 87	第 20 節	防災訓練 87	
1	防災訓練の目的及び実施主体	1	防災訓練の目的及び実施主体	
2	防災訓練の実施内容	2	防災訓練の実施内容	
3	防災訓練時の交通規制	3	防災訓練時の交通規制	
4	防災訓練の事後評価	4	防災訓練の事後評価	
第 21 節	要配慮者の安全確保体制の整備..... 90	第 21 節	要配慮者の安全確保体制の整備 90	
1	避難行動要支援者等支援体制の整備	1	避難行動要支援者等支援体制の整備	
2	地域における対策	2	地域における対策	
3	社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	3	社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	
第 22 節	孤立防止対策..... 96	第 22 節	孤立防止対策 96	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考
1	孤立予想地区の現況		1	孤立予想地区の現況		
2	通信手段の確保		2	通信手段の確保		
3	物資供給、救助体制の確立		3	物資供給、救助体制の確立		
4	孤立に強い地区づくり		4	孤立に強い地区づくり		
5	道路寸断への対応		5	道路寸断への対応		
第 23 節 調査研究.....		98	第 23 節 調査研究		98	
1	県の実施する地震被害想定調査への協力		1	県の実施する地震被害想定調査への協力		
2	市の実施する調査研究		2	市の実施する調査研究		
第 3 章 地震・津波災害応急対策計画			第 3 章 地震・津波災害応急対策計画			
●地震災害シナリオ		99	●地震災害シナリオ		99	
第 1 節 応急活動体制		101	第 1 節 応急活動体制		101	
1	応急活動体制の基準		1	応急活動体制の基準		
2	災害対策本部設置前の体制（本庁）		2	災害対策本部設置前の体制（本庁）		
3	災害対策本部設置以降の体制（本庁）		3	災害対策本部設置以降の体制（本庁）		
4	支所の体制		4	支所の体制		
5	地区の体制（本庁管内（旧市））		5	地区の体制（本庁管内（旧市））		
6	動員計画		6	動員計画		
7	労働力の確保		7	労働力の確保		
8	県防災ヘリの活用		8	県防災ヘリの活用		
第 2 節 災害情報の収集・伝達		118	第 2 節 災害情報の収集・伝達		118	
1	情報管理体制の確立		1	情報管理体制の確立		
2	地震情報の収集・伝達		2	地震情報の収集・伝達		
3	津波情報の収集・伝達		3	津波情報の収集・伝達		
4	被害情報等の収集・伝達		4	被害情報等の収集・伝達		
第 3 節 災害広報		127	第 3 節 災害広報		127	
1	市による災害広報の実施		1	市による災害広報の実施		
2	防災関係機関による災害広報の実施		2	防災関係機関による災害広報の実施		
第 4 節 広域応援体制		131	第 4 節 広域応援体制		131	
1	災害情報・被害情報の収集・分析		1	災害情報・被害情報の収集・分析		
2	市における相互応援協力		2	市における相互応援協力		
3	消防における相互応援協力		3	消防における相互応援協力		
第 5 節 自衛隊の災害派遣体制		135	第 5 節 自衛隊の災害派遣体制		135	
1	知事に対する災害派遣要請の要求		1	知事に対する災害派遣要請の要求		
2	災害派遣部隊の活動内容		2	災害派遣部隊の活動内容		
3	自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等		3	自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等		
第 6 節 海上保安庁への応援協力体制		140	第 6 節 海上保安庁への応援協力体制		140	
1	海上保安庁への救援協力要請		1	海上保安庁への救援協力要請		
第 7 節 災害救助法の適用		141	第 7 節 災害救助法の適用		141	
1	災害救助法の実施機関		1	災害救助法の実施機関		
2	災害救助法の適用基準		2	災害救助法の適用基準		
3	被災世帯の算定基準		3	被災世帯の算定基準		
4	災害救助法の適用申請		4	災害救助法の適用申請		
5	災害救助の実施方法等		5	災害救助の実施方法等		
第 8 節 避難活動		144	第 8 節 避難活動		144	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考
1	要避難状況の早期把握・判断		1	要避難状況の早期把握・判断		
2	避難指示の実施		2	避難指示の実施		
3	避難指示の伝達		3	避難指示の伝達		
4	警戒区域の設定		4	警戒区域の設定		
5	避難の誘導等		5	避難の誘導等		
6	避難所の開設、運営		6	避難所の開設、運営		
7	広域避難等		7	広域避難等		
8	一時帰宅の実施		8	一時帰宅の実施		
第 9 節	消防活動.....	155	第 9 節	消防活動	155	
1	消防本部・消防団による消防活動		1	消防本部・消防団による消防活動		
2	他の消防機関に対する応援要請		2	他の消防機関に対する応援要請		
第 10 節	救急・救助活動.....	157	第 10 節	救急・救助活動	157	
1	救急・救助活動の実施		1	救急・救助活動の実施		
2	救急・救助用資機材等の確保		2	救急・救助用資機材等の確保		
第 11 節	医療救護.....	159	第 11 節	医療救護	159	
1	緊急医療の実施		1	緊急医療の実施		
2	医薬品・医療用資器材等の調達		2	医薬品・医療用資器材等の調達		
3	傷病者等の搬送		3	傷病者等の搬送		
第 12 節	警備活動.....	161	第 12 節	警備活動	161	
1	災害警備体制の確立		1	災害警備体制の確立		
2	災害警備措置		2	災害警備措置		
第 13 節	交通確保、規制.....	164	第 13 節	交通確保、規制	164	
1	交通規制の実施		1	交通規制の実施		
2	緊急通行車両等の確認等		2	緊急通行車両等の確認等		
3	発見者等の通報と運転者に求める行動		3	発見者等の通報と運転者に求める行動		
4	道路障害物除去		4	道路障害物除去		
5	港湾及び漁港障害物除去		5	港湾及び漁港障害物除去		
第 14 節	緊急輸送.....	169	第 14 節	緊急輸送	169	
1	緊急輸送の実施		1	緊急輸送の実施		
2	緊急輸送手段の確保		2	緊急輸送手段の確保		
3	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保		3	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保		
第 15 節	浸水対策.....	173	第 15 節	浸水対策	173	
1	浸水防止体制の確立		1	浸水防止体制の確立		
2	浸水被害の拡大防止		2	浸水被害の拡大防止		
第 16 節	土砂災害対策.....	174	第 16 節	土砂災害対策	174	
1	土砂災害防止体制の確立		1	土砂災害防止体制の確立		
2	危険箇所周辺の警戒監視・通報		2	危険箇所周辺の警戒監視・通報		
3	土砂災害等による被害の拡大防止		3	土砂災害等による被害の拡大防止		
第 17 節	施設等の応急対策.....	175	第 17 節	施設等の応急対策	175	
1	建築物及び宅地の応急対策		1	建築物及び宅地の応急対策		
2	危険物施設の応急対策		2	危険物施設の応急対策		
3	ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）		3	ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）		
4	交通施設の応急対策		4	交通施設の応急対策		
5	河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策		5	河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策		
第 18 節	要配慮者の安全確保.....	183	第 18 節	要配慮者の安全確保	183	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考
1	災害を契機に要配慮者となった者に対する対策		1	災害を契機に要配慮者となった者に対する対策		
2	高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動		2	高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動		
3	児童・ひとり親家庭等に係る対策		3	児童・ひとり親家庭等に係る対策		
4	観光客及び外国人に係る対策		4	観光客及び外国人に係る対策		
5	社会福祉施設等に係る対策		5	社会福祉施設等に係る対策		
第 19 節	孤立地区対策.....	186	第 19 節	孤立地区対策	186	
1	孤立実態の把握		1	孤立実態の把握		
2	物資供給、救助の実施		2	物資供給、救助の実施		
3	道路の応急対策		3	道路の応急対策		
第 20 節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給.....	187	第 20 節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給	187	
1	救援物資の管理体制		1	救援物資の管理体制		
2	食料の確保及び供給		2	食料の確保及び供給		
3	飲料水等の供給		3	飲料水等の供給		
4	生活必需品等の確保及び供給		4	生活必需品等の確保及び供給		
第 21 節	災害ボランティアの受け入れ、支援.....	195	第 21 節	災害ボランティアの受け入れ、支援	195	
1	ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収		1	ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収		
2	海外からの応援の受け入れ		2	海外からの応援の受け入れ		
第 22 節	文教対策.....	197	第 22 節	文教対策	197	
1	初動対応		1	初動対応		
2	応急対策の実施		2	応急対策の実施		
3	応急教育の実施		3	応急教育の実施		
4	文教施設の応急復旧		4	文教施設の応急復旧		
5	学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置		5	学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置		
6	文化財の保護		6	文化財の保護		
第 23 節	廃棄物等の処理.....	201	第 23 節	廃棄物等の処理	201	
1	廃棄物の処理		1	廃棄物の処理		
2	し尿の処理		2	し尿の処理		
3	応援協力体制の確保		3	応援協力体制の確保		
4	廃棄物処理機能の復旧		4	廃棄物処理機能の復旧		
第 24 節	防疫・保健衛生、環境衛生対策.....	203	第 24 節	防疫・保健衛生、環境衛生対策	203	
1	防疫活動		1	防疫活動		
2	保健活動		2	保健活動		
3	精神保健活動		3	精神保健活動		
4	食品衛生指導		4	食品衛生指導		
5	環境衛生対策		5	環境衛生対策		
6	動物愛護管理対策		6	動物愛護管理対策		
7	入浴施設確保対策		7	入浴施設確保対策		
第 25 節	遺体の搜索、収容及び埋・火葬.....	205	第 25 節	遺体の搜索、収容及び埋・火葬	205	
1	行方不明者及び遺体の搜索		1	行方不明者及び遺体の搜索		
2	遺体の収容及び検視		2	遺体の収容及び検視		
3	遺体の埋・火葬		3	遺体の埋・火葬		
第 26 節	住宅確保及び応急対策.....	207	第 26 節	住宅確保及び応急対策	207	
1	応急住宅の提供		1	応急住宅の提供		
2	住宅応急修理		2	住宅応急修理		
3	障害物の除去		3	障害物の除去		
4	災害復旧用材の確保		4	災害復旧用材の確保		
5	民間賃貸住宅の紹介、あっせん		5	民間賃貸住宅の紹介、あっせん		

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
6 応急対策業務への応援 第 27 節 農林漁業関係被害の拡大防止..... 210 1 農産物、家畜対策 2 林産物対策 3 水産関係対策 第 28 節 帰宅困難者対策..... 212 1 予測される事態 2 対策の実施 第 4 章 地震・津波災害復旧復興計画 第 1 節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施..... 215 1 災害復旧・復興体制の確立 2 災害復旧事業計画の作成 3 災害復旧事業の実施 4 大規模地震災害時における復旧・復興 第 2 節 生活再建等支援対策の実施..... 218 1 被災者の各種相談 2 罹災証明書の交付 3 義援金、義援品の受付・配分 4 融資・貸付その他資金等による支援 5 郵便・電話等の支援措置 6 税等の徴収猶予、減免 7 雇用機会の確保（職業あっせん等の支援） 8 観光産業への支援 第 3 節 激甚災害の指定..... 224 1 激甚災害指定手続 2 激甚法に定める事業 3 激甚災害指定基準	6 応急対策業務への応援 第 27 節 農林漁業関係被害の拡大防止 210 1 農産物、家畜対策 2 林産物対策 3 水産関係対策 第 28 節 帰宅困難者対策 212 1 予測される事態 2 対策の実施 第 4 章 地震・津波災害復旧復興計画 第 1 節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施 215 1 災害復旧・復興体制の確立 2 災害復旧事業計画の作成 3 災害復旧事業の実施 4 大規模地震災害時における復旧・復興 第 2 節 生活再建等支援対策の実施 218 1 被災者の各種相談 2 罹災証明書の交付 3 義援金、義援品の受付・配分 4 融資・貸付その他資金等による支援 5 郵便・電話等の支援措置 6 税等の徴収猶予、減免 7 雇用機会の確保（職業あっせん等の支援） 8 観光産業への支援 第 3 節 激甚災害の指定 224 1 激甚災害指定手続 2 激甚法に定める事業 3 激甚災害指定基準	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
第 1 章 Ⅰ 総 則	第 1 章 Ⅰ 総 則	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
---	---	----

第 1 節 計画の概要

- 1（略）
- 2 計画の構成
- (1)（略）
- (2) 防災施策の基本方針
- 本計画の「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の各段階における防災施策の基本方針は次のとおり。

第 1 節 計画の概要

- 1（略）
- 2 計画の構成
- (1)（略）
- (2) 防災施策の基本方針
- 本計画の「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の各段階における防災施策の基本方針は次のとおり。

地震・津波災害予防計画	【周到かつ十分な災害予防】
	1 災害予防段階における基本理念 (1) 災害の規模によってはハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 (2) 起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を最新の科学的知見を総動員し的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策の改善を絶えず図る。 2 災害予防段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路、避難路の整備等地震に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設の機能の確保策を講じる。 (2) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、消防団・自主防災組織等の育成強化、災害ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市民及び他の支援団体等と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (3) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的・社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。 (4) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、防災行政無線・総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 (5) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。 (6) 防災に関する政策・方針等の決定過程及び防災の現場における、女性や高齢者・障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立し、男女のニーズの違いに配慮した計画策定を推進する。

地震・津波災害予防計画	【周到かつ十分な災害予防】
	1 災害予防段階における基本理念 (1) 災害の規模によってはハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 (2) 起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を最新の科学的知見を総動員し的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策の改善を絶えず図る。 2 災害予防段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路、避難路の整備等地震に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設の機能の確保策を講じる。 (2) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、消防団・自主防災組織等の育成強化、災害ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市民及び他の支援団体等と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (3) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的・社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。 (4) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、防災行政無線・総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 (5) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。 (6) 防災に関する政策・方針等の決定過程及び防災の現場における、女性や高齢者・障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立し、男女のニーズの違いに配慮した計画策定を推進する。

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考
地震・津波災害応急対策計画	【迅速かつ円滑な災害応急対策】 1 災害応急段階における基本理念 (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後は可能な限り被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 2 災害応急段階における施策の概要は次のとおり。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 (1) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。 (2) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、迅速に災害情報の収集・伝達、災害広報を行う。また、大規模な災害の場合は、広域応援、自衛隊の災害派遣及び海上保安庁への応援協力を早急に要請する。 (3) 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。 (4) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動消火活動を行う。 (5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (6) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。また、避難所運営などに女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れる。 (7) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問合せに対応する。 (8) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (9) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (10) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (11) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。 (12) 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (13) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。	地震・津波災害応急対策計画	【迅速かつ円滑な災害応急対策】 1 災害応急段階における基本理念 (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後は可能な限り被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 2 災害応急段階における施策の概要は次のとおり。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 (1) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。 (2) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、迅速に災害情報の収集・伝達、災害広報を行う。また、大規模な災害の場合は、広域応援、自衛隊の災害派遣及び海上保安庁への応援協力を早急に要請する。 (3) 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。 (4) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動消火活動を行う。 (5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (6) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。また、避難所運営などに女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れる。 (7) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問合せに対応する。 (8) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (9) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動や 福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (10) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (11) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。 (12) 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (13) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。	防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考
地震・津波災害復旧・復興計画	【適切かつ速やかな災害復旧・復興】	地震・津波災害復旧・復興計画	【適切かつ速やかな災害復旧・復興】	
	1 災害復旧・復興段階における基本理念 (1) 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。 2 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 被災の状況や被災地域の特性を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、復旧・復興事業を計画的に推進する。 (2) 物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (3) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。 (4) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 (5) 被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援等する。 (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。 (7) 大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。		1 災害復旧・復興段階における基本理念 (1) 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。 2 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 被災の状況や被災地域の特性を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、復旧・復興事業を計画的に推進する。 (2) 物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (3) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。 (4) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 (5) 被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援等する。 (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。 (7) 大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。	
3 計画の性格等		3 計画の性格等		
(1) ～ (5) (略)		(1) ～ (5) (略)		
第2節 計画の方針		第2節 計画の方針		
1 震災対策における基本的な課題		1 震災対策における基本的な課題		
平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」は、6,434名もの尊い命を奪うとともに、被災地域に大きな痕跡を残した。また、平成12年10月6日には「鳥取県西部地震」(M7.3)が発生し、本市においても建物・道路・ライフライン施設等に被害が生じた。さらに、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」(M9.0)は日本観測史上最大の地震となり、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。こうした地震災害から市民の安全を守るとは市の基本的な責務であり、これら既往の大災害から得られた数多くの教訓・課題を礎として、防災関係機関等の協力を得ながらあらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期する必要がある。 本市における震災対策に関する基本的な課題としては、次の5点が挙げられる。		平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」は、6,434名もの尊い命を奪うとともに、被災地域に大きな痕跡を残した。また、平成12年10月6日には「鳥取県西部地震」(M7.3)が発生し、本市においても建物・道路・ライフライン施設等に被害が生じた。さらに、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」(M9.0)は日本観測史上最大の地震となり、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。こうした地震災害から市民の安全を守るとは市の基本的な責務であり、これら既往の大災害から得られた数多くの教訓・課題を礎として、防災関係機関等の協力を得ながらあらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期する必要がある。 本市における震災対策に関する基本的な課題としては、次の5点が挙げられる。		
(1) ～ (3) (略)		(1) ～ (3) (略)		
(4) 要配慮者対策の推進		(4) 要配慮者対策の推進		
本市における老年人口(65歳以上人口)の割合は、令和2年国勢調査において29.7%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。		本市における老年人口(65歳以上人口)の割合は、令和2年国勢調査において29.7%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。		

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考																																																																																												
また、国際文化観光都市である本市は、コロナ禍前においては、年間観光入込客数が 1,000 万人を超え、外国人旅行者については増加傾向にある。加えて本市には約 <u>1,800</u> 人の外国人住民が居住しており、観光客対策に加え、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者と、避難生活や生活再建情報を必要とする外国人住民のそれぞれのニーズの違いを踏まえた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備を図る必要がある。 こうした高齢者、観光客及び外国人のほか、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者*¹のうち避難行動要支援者*²に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等関係者*³による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。 ＊1 要配慮者：本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 ＊2 避難行動要支援者：要配慮者のうち災害時に自ら避難する困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 ＊3 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。 (5) 地理的条件への対応 (略) 2 計画の目標 (1) ～ (3) (略) 第3節 地震防災環境 (略) 1 ～ 2 (略) 3 地震災害履歴 (1) 島根県における既往の地震災害 島根県内において過去に発生した（又は影響を及ぼした）地震のうち、被害の大きかったものは次のとおり。 既往の地震災害における島根県の被害状況 <table><tr><th rowspan="2">災害発生 年月日</th><th rowspan="2">北緯 東経</th><th rowspan="2">規模 (マグニチュード)</th><th rowspan="2">震央地名 (地震名)</th><th colspan="2">人的被害(人)</th><th colspan="4">住宅被害(棟)</th></tr><tr><th>死者</th><th>負傷</th><th>全壊</th><th>半壊</th><th>一部損壊</th><th>浸水</th></tr><tr><td>1872. 3. 14 明治 5 年</td><td>35° 15′ 132° 1′</td><td>7. 1</td><td>島根県西部沿岸 (石見浜田地震)</td><td>551</td><td>582</td><td>4, 506</td><td>6, 072</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1964. 6. 16 昭和 39 年</td><td>38° 22. 2′ 139° 12. 7′</td><td>7. 5</td><td><u>新潟県沖</u> (新潟地震)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>38</td><td>床下 1</td></tr><tr><td>1977. 5. 2 昭和 52 年</td><td>35° 09. 0′ 132° 42. 0′</td><td>5. 6</td><td>島根県東部</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">被害 <u>107</u></td><td></td></tr></table>	災害発生 年月日	北緯 東経	規模 (マグニチュード)	震央地名 (地震名)	人的被害(人)		住宅被害(棟)				死者	負傷	全壊	半壊	一部損壊	浸水	1872. 3. 14 明治 5 年	35° 15′ 132° 1′	7. 1	島根県西部沿岸 (石見浜田地震)	551	582	4, 506	6, 072			1964. 6. 16 昭和 39 年	38° 22. 2′ 139° 12. 7′	7. 5	<u>新潟県沖</u> (新潟地震)					38	床下 1	1977. 5. 2 昭和 52 年	35° 09. 0′ 132° 42. 0′	5. 6	島根県東部				被害 <u>107</u>			また、国際文化観光都市である本市は、コロナ禍前においては、年間観光入込客数が 1,000 万人を超え、外国人旅行者については増加傾向にある。加えて本市には約 <u>1,900</u> 人の外国人住民が居住しており、観光客対策に加え、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者と、避難生活や生活再建情報を必要とする外国人住民のそれぞれのニーズの違いを踏まえた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備を図る必要がある。 こうした高齢者、観光客及び外国人のほか、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者*¹のうち避難行動要支援者*²に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等関係者*³による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。 ＊1 要配慮者：本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 ＊2 避難行動要支援者：要配慮者のうち災害時に自ら避難する困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 ＊3 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。 (5) 地理的条件への対応 (略) 2 計画の目標 (1) ～ (3) (略) 第3節 地震防災環境 (略) 1 ～ 2 (略) 3 地震災害履歴 (1) 島根県における既往の地震災害 島根県内において過去に発生した（又は影響を及ぼした）地震のうち、被害の大きかったものは次のとおり。 既往の地震災害における島根県の被害状況 <table><tr><th rowspan="2">災害発生 年月日</th><th rowspan="2">北緯 東経</th><th rowspan="2">規模 (マグニチュード)</th><th rowspan="2">震央地名 (地震名)</th><th colspan="2">人的被害(人)</th><th colspan="4">住宅被害(棟)</th></tr><tr><th>死者</th><th>負傷</th><th>全壊</th><th>半壊</th><th>一部損壊</th><th>浸水</th></tr><tr><td>1872. 3. 14 明治 5 年</td><td>35° 15′ 132° 1′</td><td>7. 1<u>±0. 2</u></td><td>島根県西部沿岸 (石見浜田地震)</td><td>551</td><td>582</td><td>4, 506</td><td>6, 072</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1964. 6. 16 昭和 39 年</td><td>38° 22. 2′ 139° 12. 7′</td><td>7. 5</td><td><u>新潟県下越沖</u> (新潟地震)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>38</td><td>床下 1</td></tr><tr><td>1977. 5. 2 昭和 52 年</td><td>35° 09. 0′ 132° 42. 0′</td><td>5. 6</td><td>島根県東部</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">被害 <u>108</u></td><td></td></tr></table>	災害発生 年月日	北緯 東経	規模 (マグニチュード)	震央地名 (地震名)	人的被害(人)		住宅被害(棟)				死者	負傷	全壊	半壊	一部損壊	浸水	1872. 3. 14 明治 5 年	35° 15′ 132° 1′	7. 1 <u>±0. 2</u>	島根県西部沿岸 (石見浜田地震)	551	582	4, 506	6, 072			1964. 6. 16 昭和 39 年	38° 22. 2′ 139° 12. 7′	7. 5	<u>新潟県下越沖</u> (新潟地震)					38	床下 1	1977. 5. 2 昭和 52 年	35° 09. 0′ 132° 42. 0′	5. 6	島根県東部				被害 <u>108</u>			時点修正 記載の適正化
災害発生 年月日					北緯 東経	規模 (マグニチュード)	震央地名 (地震名)	人的被害(人)		住宅被害(棟)																																																																																				
	死者	負傷	全壊	半壊				一部損壊	浸水																																																																																					
1872. 3. 14 明治 5 年	35° 15′ 132° 1′	7. 1	島根県西部沿岸 (石見浜田地震)	551	582	4, 506	6, 072																																																																																							
1964. 6. 16 昭和 39 年	38° 22. 2′ 139° 12. 7′	7. 5	<u>新潟県沖</u> (新潟地震)					38	床下 1																																																																																					
1977. 5. 2 昭和 52 年	35° 09. 0′ 132° 42. 0′	5. 6	島根県東部				被害 <u>107</u>																																																																																							
災害発生 年月日	北緯 東経	規模 (マグニチュード)	震央地名 (地震名)	人的被害(人)		住宅被害(棟)																																																																																								
				死者	負傷	全壊	半壊	一部損壊	浸水																																																																																					
1872. 3. 14 明治 5 年	35° 15′ 132° 1′	7. 1 <u>±0. 2</u>	島根県西部沿岸 (石見浜田地震)	551	582	4, 506	6, 072																																																																																							
1964. 6. 16 昭和 39 年	38° 22. 2′ 139° 12. 7′	7. 5	<u>新潟県下越沖</u> (新潟地震)					38	床下 1																																																																																					
1977. 5. 2 昭和 52 年	35° 09. 0′ 132° 42. 0′	5. 6	島根県東部				被害 <u>108</u>																																																																																							

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧										新										備考	
1978. 6. 4 昭和 53 年	35° 05. 0′ 132° 42. 0′	6. 1	島根県東部				<u>29</u>	<u>39</u>		1978. 6. 4 昭和 53 年	35° 05. 0′ 132° 42. 0′	6. 1	島根県東部				<u>5</u>	<u>55</u>			
1983. 5. 26 昭和 58 年	40° 21. 6′ 139° 04. 4′	7. 7	秋田県沖 （昭和 58 年（1983 年）日本 海中部地震）		5				床上 <u>152</u> 床下 <u>279</u>	1983. 5. 26 昭和 58 年	40° 21. 6′ 139° 04. 4′	7. 7	秋田県沖 （昭和 58 年（1983 年）日本 海中部地震）		5				床上 <u>141</u> 床下 <u>277</u>		
1991. 8. 28 平成 3 年	35° 19. 4′ 133° 11. 2′	5. 9	島根県東部					22		1991. 8. 28 平成 3 年	35° 19. 4′ 133° 11. 2′	5. 9	島根県東部					22			
1993. 7. 12 平成 5 年	42° 46. 9′ 139° 10. 8′	7. 8	北海道南西沖 （平成 5 年（1993 年）北海道 南西沖地震）						床上 5 床下 78	1993. 7. 12 平成 5 年	42° 46. 9′ 139° 10. 8′	7. 8	北海道南西沖 （平成 5 年（1993 年）北海道 南西沖地震）						床上 5 床下 78		
2000. 10. 6 平成 12 年	35° 16. 5′ 133° 20. 9′	7. 3	鳥取県西部 （平成 12 年（2000 年）鳥取 県西部地震）		11	34	576			2000. 10. 6 平成 12 年	35° 16. 5′ 133° 20. 9′	7. 3	鳥取県西部 （平成 12 年（2000 年）鳥取 県西部地震）		11	34	576	<u>3,456</u>			
2001. 3. 24 平成 13 年	<u>34° 07. 2′</u> <u>132° 42. 5′</u>	6. 7	安芸灘 （平成 13 年（2001 年）芸予 地震）		3			10		2001. 3. 24 平成 13 年	<u>34° 07. 9′</u> <u>132° 41. 6′</u>	6. 7	安芸灘 （平成 13 年（2001 年）芸予 地震）		3			10			
2018. 4. 9 平成 30 年	35° 11. 0′ 132° 35. 2′	6. 1	島根県西部		9	16	58	556		2018. 4. 9 平成 30 年	35° 11. 0′ 132° 35. 2′	6. 1	島根県西部		9	16	58	556			
（注）資料編「地震災害履歴（島根県）」より、主な事項を抜粋した。										（注）資料編「地震災害履歴（島根県）」より、主な事項を抜粋した。											
→ 資料編 [資料 1-3]地震災害履歴（島根県）										→ 資料編 [資料 1-3]地震災害履歴（島根県）											
(2) 本市における近年の地震歴																					
(略)																					
第 4 節 地震被害想定																					
(略)																					
第 5 節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱																					
(略)																					

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
第 2 章 Ⅰ 地震・津波災害予防計画	第 2 章 Ⅰ 地震・津波災害予防計画	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
第 1 節 地盤災害の予防 (略) 1 崖崩れ・山崩れ災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、各支所】 (1) <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>の把握・周知 - 関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域[*]、土砂災害特別警戒区域、並びに市の定める避難先・防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。 - 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、崖崩れ・山崩れ災害、山地災害危険地区の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。 [*] なお、県は、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>のうち防災上緊急度の高いものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業を実施しており、同区域においては、崩壊を助長するような行為が制限されている。また、土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制や、建築物の構造の規制などが実施されている。 → 資料編 [資料 1-6] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（急傾斜地の崩壊） (2) ～ (3) (略) 2 地すべり災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、各支所】 (1) <u>地すべり危険箇所</u>の把握、周知 - 国及び県の実施する地すべり区域等の把握のための各種調査に協力し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進するとともに、市内の該当区域における巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。 - 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域・<u>地すべり危険箇所など</u>地すべり災害、山地災害危険地区の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。 → 資料編 [資料 1-8]松江市土砂災害警戒区域等一覧（地すべり） (2) 避難体制の整備 - 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難及び救助その他など土砂災害防止に必要な避難体制に関する事項を定める。 - 特に危険度の高い<u>地すべり危険箇所</u>において、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対するソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、避難体制を確立する。 - 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物及び市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認	第 1 節 地盤災害の予防 (略) 1 崖崩れ・山崩れ災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、各支所】 (1) <u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）</u>の把握・周知 - 関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域^{*1}、土砂災害特別警戒区域、並びに市の定める避難先・防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。 - 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、崖崩れ・山崩れ災害、山地災害危険地区^{*2}の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。 ^{*1} なお、県は、<u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）</u>のうち防災上緊急度の高いものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業を実施しており、同区域においては、崩壊を助長するような行為が制限されている。また、土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制や、建築物の構造の規制などが実施されている。 ^{*2} <u>山地災害危険地区のうち、山地に起因する山腹崩壊による災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「山腹崩壊危険地区」として県ホームページで周知を行っている。</u> https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1057 → 資料編 [資料 1-6] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（急傾斜地の崩壊） (2) ～ (3) (略) 2 地すべり災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、各支所】 (1) <u>土砂災害警戒区域（地すべり）</u>の把握、周知 - 国及び県の実施する地すべり区域等の把握のための各種調査に協力し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進するとともに、市内の該当区域における巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。 - 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域（<u>地すべり</u>）の地すべり災害、山地災害危険地区[*]の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。 [*] <u>山地災害危険地区のうち、山地に起因する地すべりによる災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「地すべり危険地区」として県ホームページで周知を行っている。</u> https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1059 → 資料編 [資料 1-8]松江市土砂災害警戒区域等一覧（地すべり） (2) 避難体制の整備 - 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報[気象情報（警報等）・土砂災害警戒情報等]の収集及び伝達、住民への伝達方法、避難及び救助その他など土砂災害防止に必要な避難体制に関する事項を定める。 - 特に危険度の高い<u>土砂災害警戒区域（地すべり）</u>において、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対するソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、避難体制を確立する。 - 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項等を印刷物及び市ホームページに掲載し周知を図るほか、市民が「わが家の防災マップ」等を作成することにより自ら避難場所・避難路等を確認	島根県の助言を反映 島根県の助言を反映 島根県の助言を反映

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考												
するよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。 3 土石流災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課 建設総務課、道路課、各支所】 (1) <u>土石流危険渓流及び危険区域</u>の把握、周知 - 国が指定する砂防指定地及び県が指定する土砂災害警戒区域（土石流）、県が調査する崩壊土砂流出危険地区等についての資料を整備し、周辺住民に対し周知徹底を図る。 - 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し土石流災害、山地災害危険地区の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。 → 資料編 [資料 1-7]松江市土砂災害警戒区域等一覧(土石流) (2) ～ (3) (略) 4 ～ 6 (略) 第 2 節 建築物・公共土木施設災害の予防 (略) 1 ～ 2 (略) 3 工作物等の安全化……………【都市政策課、文化財課、公園緑地課、建築審査課、 建設総務課、道路課、生徒指導推進室、ガス局】 次の事項について、工作物等の安全化措置を講じる。 <table><tr><td>擁壁の安全化</td><td> - 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災<u>総</u>点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 - 宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。 </td></tr><tr><td>ブロック塀等の安全化</td><td> - 広報紙を活用し啓発を図るとともに、安全なブロック塀の構造、点検方法等について印刷物等を作成し普及を図る。 - 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 - ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。 </td></tr><tr><td>窓ガラス等落下物の安全化</td><td> 3 階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 - 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。 </td></tr></table>	擁壁の安全化	- 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災<u>総</u>点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 - 宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。	ブロック塀等の安全化	- 広報紙を活用し啓発を図るとともに、安全なブロック塀の構造、点検方法等について印刷物等を作成し普及を図る。 - 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 - ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。	窓ガラス等落下物の安全化	3 階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 - 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。	るよう啓発を行い、円滑な避難体制の構築に努める。 3 土石流災害の防止対策……………【防災危機管理課、農林基盤整備課、都市政策課、建築審査課 建設総務課、道路課、各支所】 (1) <u>土砂災害警戒区域等（土石流）</u>の把握、周知 - 国が指定する砂防指定地及び県が指定する土砂災害警戒区域（土石流）、県が調査する崩壊土砂流出危険地区等についての資料を整備し、周辺住民に対し周知徹底を図る。 - 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し土石流災害、山地災害危険地区*の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。 <u>* 山地災害危険地区のうち、山地に起因する崩壊土砂が土石流として流出して災害が発生するおそれがある地区については、国の要領に基づき調査を行い、「崩壊土砂流出危険地区」として県ホームページで周知を行っている。</u> https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1060 → 資料編 [資料 1-7]松江市土砂災害警戒区域等一覧(土石流) (2) ～ (3) (略) 4 ～ 6 (略) 第 2 節 建築物・公共土木施設災害の予防 (略) 1 ～ 2 (略) 3 工作物等の安全化……………【都市政策課、文化財課、公園緑地課、建築審査課、 建設総務課、道路課、生徒指導推進室、ガス局】 次の事項について、工作物等の安全化措置を講じる。 <table><tr><td>擁壁の安全化</td><td> - 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災__点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 - 宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。 </td></tr><tr><td>ブロック塀等の安全化</td><td> - 広報紙を活用し啓発を図るとともに、安全なブロック塀の構造、点検方法等について印刷物等を作成し普及を図る。 - 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 - ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。 </td></tr><tr><td>窓ガラス等落下物の安全化</td><td> 3 階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 - 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。 </td></tr></table>	擁壁の安全化	- 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災__点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 - 宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。	ブロック塀等の安全化	- 広報紙を活用し啓発を図るとともに、安全なブロック塀の構造、点検方法等について印刷物等を作成し普及を図る。 - 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 - ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。	窓ガラス等落下物の安全化	3 階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 - 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。	島根県の助言を反映 記載の適正化
擁壁の安全化	- 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災<u>総</u>点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 - 宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。													
ブロック塀等の安全化	- 広報紙を活用し啓発を図るとともに、安全なブロック塀の構造、点検方法等について印刷物等を作成し普及を図る。 - 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 - ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。													
窓ガラス等落下物の安全化	3 階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 - 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。													
擁壁の安全化	- 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災__点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 - 宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。													
ブロック塀等の安全化	- 広報紙を活用し啓発を図るとともに、安全なブロック塀の構造、点検方法等について印刷物等を作成し普及を図る。 - 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 - ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。													
窓ガラス等落下物の安全化	3 階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 - 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。													

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧										新										備考																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<table><tr><td>屋外広告物に対する規制</td><td colspan="12">建築基準法や松江市屋外広告物条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。</td></tr><tr><td>自動販売機の転倒防止</td><td colspan="12">日本工業規格の「自動販売機の据置基準」等に基づき、自動販売機設置業者に対し必要な措置を講ずるよう指導するほか、パトロールを強化し、松江警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の移設指導にあたる。</td></tr><tr><td>家具等の転倒防止</td><td colspan="12">「くらしの便利帳」等の広報手段を用いて、市民に対して家具等の固定方法を示すよう努める。</td></tr><tr><td>ガス管の安全化</td><td colspan="12">年数の経過に伴い腐食・劣化する恐れのある埋設されたガス管（経年管）の更新を指導、推進する。</td></tr></table>													屋外広告物に対する規制	建築基準法や松江市屋外広告物条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。												自動販売機の転倒防止	日本工業規格の「自動販売機の据置基準」等に基づき、自動販売機設置業者に対し必要な措置を講ずるよう指導するほか、パトロールを強化し、松江警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の移設指導にあたる。												家具等の転倒防止	「くらしの便利帳」等の広報手段を用いて、市民に対して家具等の固定方法を示すよう努める。												ガス管の安全化	年数の経過に伴い腐食・劣化する恐れのある埋設されたガス管（経年管）の更新を指導、推進する。												<table><tr><td>屋外広告物に対する規制</td><td colspan="12">建築基準法や松江市屋外広告物条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。</td></tr><tr><td>自動販売機の転倒防止</td><td colspan="12">日本工業規格の「自動販売機の据置基準」等に基づき、自動販売機設置業者に対し必要な措置を講ずるよう指導するほか、パトロールを強化し、松江警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の移設指導にあたる。</td></tr><tr><td>家具等の転倒防止</td><td colspan="12">「くらしの便利帳」等の広報手段を用いて、市民に対して家具等の固定方法を示すよう努める。</td></tr><tr><td>ガス管の安全化</td><td colspan="12">年数の経過に伴い腐食・劣化する恐れのある埋設されたガス管（経年管）の更新を指導、推進する。</td></tr></table>													屋外広告物に対する規制	建築基準法や松江市屋外広告物条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。												自動販売機の転倒防止	日本工業規格の「自動販売機の据置基準」等に基づき、自動販売機設置業者に対し必要な措置を講ずるよう指導するほか、パトロールを強化し、松江警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の移設指導にあたる。												家具等の転倒防止	「くらしの便利帳」等の広報手段を用いて、市民に対して家具等の固定方法を示すよう努める。												ガス管の安全化	年数の経過に伴い腐食・劣化する恐れのある埋設されたガス管（経年管）の更新を指導、推進する。																																																																																																																																																																																										
屋外広告物に対する規制	建築基準法や松江市屋外広告物条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
自動販売機の転倒防止	日本工業規格の「自動販売機の据置基準」等に基づき、自動販売機設置業者に対し必要な措置を講ずるよう指導するほか、パトロールを強化し、松江警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の移設指導にあたる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
家具等の転倒防止	「くらしの便利帳」等の広報手段を用いて、市民に対して家具等の固定方法を示すよう努める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ガス管の安全化	年数の経過に伴い腐食・劣化する恐れのある埋設されたガス管（経年管）の更新を指導、推進する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
屋外広告物に対する規制	建築基準法や松江市屋外広告物条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
自動販売機の転倒防止	日本工業規格の「自動販売機の据置基準」等に基づき、自動販売機設置業者に対し必要な措置を講ずるよう指導するほか、パトロールを強化し、松江警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の移設指導にあたる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
家具等の転倒防止	「くらしの便利帳」等の広報手段を用いて、市民に対して家具等の固定方法を示すよう努める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ガス管の安全化	年数の経過に伴い腐食・劣化する恐れのある埋設されたガス管（経年管）の更新を指導、推進する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4 建築物の不燃化の推進 【都市政策課、文化財課、公園緑地課、建築審査課、道路課、消防本部】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) 防火、準防火地域の指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図る。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本市における防火地域、準防火地域の指定状況は次のとおり。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
資料：都市政策課（令和3年10月1日現在）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table><tr><td></td><td colspan="2">面積（ha）</td><td colspan="2">最終決定年月日</td></tr><tr><td>防火地域</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">（指定無し）</td></tr><tr><td>準防火地域</td><td colspan="2">232.5</td><td colspan="2">S49.8.1</td></tr></table>														面積（ha）		最終決定年月日		防火地域	—		（指定無し）		準防火地域	232.5		S49.8.1		<table><tr><td></td><td colspan="2">面積（ha）</td><td colspan="2">最終決定年月日</td></tr><tr><td>防火地域</td><td colspan="2">—</td><td colspan="2">（指定無し）</td></tr><tr><td>準防火地域</td><td colspan="2">232.5</td><td colspan="2">S49.8.1</td></tr></table>														面積（ha）		最終決定年月日		防火地域	—		（指定無し）		準防火地域	232.5		S49.8.1		時点修正																																																																																																																																																																																																																																																								
	面積（ha）		最終決定年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
防火地域	—		（指定無し）																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
準防火地域	232.5		S49.8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	面積（ha）		最終決定年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
防火地域	—		（指定無し）																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
準防火地域	232.5		S49.8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(2)～(4) （略）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(5) 消防水利・防火水槽等の整備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地及び旧町村部における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
なお、本市における消防水利等の整備状況は次のとおり。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
資料：消防本部（令和5年4月1日現在）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">計</td><td colspan="3">消火栓</td><td colspan="4">防火水槽</td><td colspan="5">その他</td></tr><tr><td>小計</td><td>公設</td><td>私設</td><td>小計</td><td>100m³以上</td><td>40m³以上100m³未満</td><td>20m³以上40m³未満</td><td>小計</td><td>河川・溝等</td><td>海・湖</td><td>プール</td><td>濠・池等</td></tr><tr><td>旧市</td><td>2,789</td><td>2,173</td><td>2,139</td><td>34</td><td>349</td><td></td><td>325</td><td>24</td><td>267</td><td>85</td><td>21</td><td>12</td><td>149</td></tr><tr><td>鹿島町</td><td>303</td><td>220</td><td>215</td><td>5</td><td>36</td><td>1</td><td>26</td><td>9</td><td>47</td><td>25</td><td></td><td></td><td>22</td></tr><tr><td>島根町</td><td>174</td><td>87</td><td>87</td><td></td><td>52</td><td>1</td><td>49</td><td>2</td><td>35</td><td>15</td><td>14</td><td>1</td><td>5</td></tr><tr><td>美保関町</td><td>317</td><td>223</td><td>222</td><td>1</td><td>25</td><td></td><td>25</td><td></td><td>69</td><td>27</td><td>41</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>八雲町</td><td>206</td><td>118</td><td>116</td><td>2</td><td>29</td><td>1</td><td>25</td><td>3</td><td>59</td><td>44</td><td></td><td></td><td>15</td></tr><tr><td>玉湯町</td><td>215</td><td>149</td><td>141</td><td>8</td><td>48</td><td></td><td>32</td><td>16</td><td>18</td><td>9</td><td></td><td>1</td><td>8</td></tr><tr><td>宍道町</td><td>387</td><td>204</td><td>202</td><td>2</td><td>130</td><td>3</td><td>34</td><td>93</td><td>53</td><td>23</td><td>1</td><td></td><td>29</td></tr><tr><td>八束町</td><td>268</td><td>180</td><td>180</td><td></td><td>66</td><td></td><td>60</td><td>6</td><td>22</td><td>21</td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table>														計	消火栓			防火水槽				その他					小計	公設	私設	小計	100m ³ 以上	40m ³ 以上100m ³ 未満	20m ³ 以上40m ³ 未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等	旧市	2,789	2,173	2,139	34	349		325	24	267	85	21	12	149	鹿島町	303	220	215	5	36	1	26	9	47	25			22	島根町	174	87	87		52	1	49	2	35	15	14	1	5	美保関町	317	223	222	1	25		25		69	27	41		1	八雲町	206	118	116	2	29	1	25	3	59	44			15	玉湯町	215	149	141	8	48		32	16	18	9		1	8	宍道町	387	204	202	2	130	3	34	93	53	23	1		29	八束町	268	180	180		66		60	6	22	21			1	<table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">計</td><td colspan="3">消火栓</td><td colspan="4">防火水槽</td><td colspan="5">その他</td></tr><tr><td>小計</td><td>公設</td><td>私設</td><td>小計</td><td>100m³以上</td><td>40m³以上100m³未満</td><td>20m³以上40m³未満</td><td>小計</td><td>河川・溝等</td><td>海・湖</td><td>プール</td><td>濠・池等</td></tr><tr><td>旧市</td><td>2,793</td><td>2,175</td><td>2,143</td><td>32</td><td>349</td><td></td><td>325</td><td>24</td><td>269</td><td>85</td><td>21</td><td>12</td><td>151</td></tr><tr><td>鹿島町</td><td>303</td><td>220</td><td>215</td><td>5</td><td>36</td><td>1</td><td>26</td><td>9</td><td>47</td><td>25</td><td></td><td></td><td>22</td></tr><tr><td>島根町</td><td>171</td><td>84</td><td>84</td><td></td><td>52</td><td>1</td><td>49</td><td>2</td><td>35</td><td>15</td><td>14</td><td>1</td><td>5</td></tr><tr><td>美保関町</td><td>317</td><td>223</td><td>222</td><td>1</td><td>25</td><td></td><td>25</td><td></td><td>69</td><td>27</td><td>41</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>八雲町</td><td>207</td><td>119</td><td>116</td><td>3</td><td>29</td><td>1</td><td>25</td><td>3</td><td>59</td><td>44</td><td></td><td></td><td>15</td></tr><tr><td>玉湯町</td><td>217</td><td>149</td><td>143</td><td>6</td><td>48</td><td></td><td>32</td><td>16</td><td>20</td><td>9</td><td>1</td><td>2</td><td>8</td></tr><tr><td>宍道町</td><td>388</td><td>205</td><td>203</td><td>2</td><td>130</td><td>3</td><td>34</td><td>93</td><td>53</td><td>23</td><td>1</td><td></td><td>29</td></tr><tr><td>八束町</td><td>268</td><td>180</td><td>180</td><td></td><td>66</td><td></td><td>60</td><td>6</td><td>22</td><td>21</td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table>														計	消火栓			防火水槽				その他					小計	公設	私設	小計	100m ³ 以上	40m ³ 以上100m ³ 未満	20m ³ 以上40m ³ 未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等	旧市	2,793	2,175	2,143	32	349		325	24	269	85	21	12	151	鹿島町	303	220	215	5	36	1	26	9	47	25			22	島根町	171	84	84		52	1	49	2	35	15	14	1	5	美保関町	317	223	222	1	25		25		69	27	41		1	八雲町	207	119	116	3	29	1	25	3	59	44			15	玉湯町	217	149	143	6	48		32	16	20	9	1	2	8	宍道町	388	205	203	2	130	3	34	93	53	23	1		29	八束町	268	180	180		66		60	6	22	21			1	時点修正		
	計	消火栓			防火水槽				その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		小計	公設	私設	小計	100m ³ 以上	40m ³ 以上100m ³ 未満	20m ³ 以上40m ³ 未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
旧市	2,789	2,173	2,139	34	349		325	24	267	85	21	12	149																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鹿島町	303	220	215	5	36	1	26	9	47	25			22																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
島根町	174	87	87		52	1	49	2	35	15	14	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
美保関町	317	223	222	1	25		25		69	27	41		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
八雲町	206	118	116	2	29	1	25	3	59	44			15																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
玉湯町	215	149	141	8	48		32	16	18	9		1	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
宍道町	387	204	202	2	130	3	34	93	53	23	1		29																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
八束町	268	180	180		66		60	6	22	21			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	計	消火栓			防火水槽				その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		小計	公設	私設	小計	100m ³ 以上	40m ³ 以上100m ³ 未満	20m ³ 以上40m ³ 未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
旧市	2,793	2,175	2,143	32	349		325	24	269	85	21	12	151																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鹿島町	303	220	215	5	36	1	26	9	47	25			22																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
島根町	171	84	84		52	1	49	2	35	15	14	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
美保関町	317	223	222	1	25		25		69	27	41		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
八雲町	207	119	116	3	29	1	25	3	59	44			15																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
玉湯町	217	149	143	6	48		32	16	20	9	1	2	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
宍道町	388	205	203	2	130	3	34	93	53	23	1		29																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
八束町	268	180	180		66		60	6	22	21			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧														新												備考																																																											
<table><tr><td>東出雲町</td><td>390</td><td>295</td><td>293</td><td>2</td><td>48</td><td></td><td>30</td><td>18</td><td>47</td><td>29</td><td></td><td>3</td><td>15</td></tr><tr><td>計</td><td>5,049</td><td>3,649</td><td>3,595</td><td>54</td><td>783</td><td>6</td><td>606</td><td>171</td><td>617</td><td>278</td><td>77</td><td>17</td><td>245</td></tr></table>														東出雲町	390	295	293	2	48		30	18	47	29		3	15	計	5,049	3,649	3,595	54	783	6	606	171	617	278	77	17	245	<table><tr><td>東出雲町</td><td>390</td><td>295</td><td>293</td><td>2</td><td>48</td><td></td><td>30</td><td>18</td><td>47</td><td>29</td><td></td><td>3</td><td>15</td></tr><tr><td>計</td><td>5,054</td><td>3,650</td><td>3,599</td><td>51</td><td>783</td><td>6</td><td>606</td><td>171</td><td>621</td><td>278</td><td>78</td><td>18</td><td>247</td></tr></table>														東出雲町	390	295	293	2	48		30	18	47	29		3	15	計	5,054	3,650	3,599	51	783	6	606	171	621	278	78	18	247		
東出雲町	390	295	293	2	48		30	18	47	29		3	15																																																																								
計	5,049	3,649	3,595	54	783	6	606	171	617	278	77	17	245																																																																								
東出雲町	390	295	293	2	48		30	18	47	29		3	15																																																																								
計	5,054	3,650	3,599	51	783	6	606	171	621	278	78	18	247																																																																								
(6) (略)																																																																																					
5 災害に強い都市環境づくり 【農林基盤整備課、都市政策課、文化財課、公園緑地課、住宅政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、河川課、上下水道局】																																																																																					
(1)～(2) (略)																																																																																					
(3) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保																																																																																					
- 中心市街地において、遊休地の活用によるポケットパークの整備等による都市公園・公共空間の計画的な配置・整備を積極的に推進する。 - 郊外部において、災害時に避難場所として防災上重要な役割を持つ農村公園の整備を推進する。 - 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。																																																																																					
本市における都市公園の現況及び緑地保全区域の指定状況は次のとおり。																																																																																					
資料：公園緑地課（令和3年4月1日現在）																																																																																					
区分		住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園			都市緑地	緑道	広場公園	墓園	特定地区公園	計																																																																						
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	風致公園	植物公園																																																																												
計画	公園数	30	4		4	2	3						1		44																																																																						
	面積(ha)	7.80	15.18		77.42	45.70	23.71						28.10		197.91																																																																						
開設	公園数	86	4	1	4	2	3	1	1	38	3	11	1	2	157																																																																						
	面積(ha)	19.53	13.48	3.48	76.80	45.70	24.83	0.60	3.46	3.34	4.15	5.26	14.30	16.87	230.80																																																																						
資料：公園緑地課（令和3年4月1日現在）																																																																																					
緑地保全区域の名称				所在地				面積（ha）				指定年月日																																																																									
千手院				石橋町				0.94				S51.10.18																																																																									
売布神社				和多見町				0.30				〃																																																																									
山代神社				古志原六丁目				1.03				〃																																																																									
円成寺				幸町、栄町				2.18				S53.4.24（S54.4.10変更）																																																																									
万寿寺、桐岳寺				奥谷町、春日町、東奥谷町				6.21				S53.4.24																																																																									
月照寺、清光院及び愛宕神社				外中原町				5.94				S54.4.10（H26.3.28変更）																																																																									
				計				16.60																																																																													
(4)～(5) (略)																																																																																					
6 ライフライン施設の安全化																																																																																					
(1) (略)																																																																																					
(2) 都市ガス施設 【ガス局】 ア 現況																																																																																					

(6) (略)																	
5 災害に強い都市環境づくり 【農林基盤整備課、都市政策課、文化財課、公園緑地課、住宅政策課、建築審査課、建設総務課、道路課、河川課、上下水道局】																	
(1)～(2) (略)																	
(3) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保																	
- 中心市街地において、遊休地の活用によるポケットパークの整備等による都市公園・公共空間の計画的な配置・整備を積極的に推進する。 - 郊外部において、災害時に避難場所として防災上重要な役割を持つ農村公園の整備を推進する。 - 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。																	
本市における都市公園の現況及び緑地保全区域の指定状況は次のとおり。																	
資料：公園緑地課（令和6年4月1日現在）																	
区分		住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園			都市緑地	緑道	広場公園	墓園	特定地区公園	計		
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	風致公園	植物公園								
開設	公園数	87	4	1	4	2	3	1	1	38	3	12	1	2	159		
	面積(ha)	19.15	13.48	3.48	76.80	45.70	24.83	0.60	3.46	3.34	4.15	5.77	14.30	16.87	230.93		
資料：公園緑地課（令和6年4月1日現在）																	
緑地保全区域の名称				所在地				面積（ha）				指定年月日					
千手院				石橋町				0.94				S51.10.18					
売布神社				和多見町				0.30				〃					
山代神社				古志原六丁目				1.03				〃					
円成寺				幸町、栄町				2.18				S53.4.24（S54.4.10変更）					
万寿寺、桐岳寺				奥谷町、春日町、東奥谷町				6.21				S53.4.24					
月照寺、清光院及び愛宕神社				外中原町				5.94				S54.4.10（H26.3.28変更）					
				計				16.60									
(4)～(5) (略)																	
6 ライフライン施設の安全化																	
(1) (略)																	
(2) 都市ガス施設 【ガス局】 ア 現況																	

時点修正

記載の適正化

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考																																													
本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。 資料：ガス局（令和 <u>5</u> 年 10 月 1 日現在）			本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。 資料：ガス局（令和 <u>6</u> 年 10 月 1 日現在）			時点修正																																													
<table><tr><th>事業所名</th><th>所在地</th><th>設備</th></tr><tr><td rowspan="5">松江市ガス局 LNGサテライト基地</td><td rowspan="5">平成町 182-42</td><td>L N G 貯槽 150kℓ×2 基、450kℓ×1 基</td></tr><tr><td>L P G 貯槽 15t×2 基</td></tr><tr><td>天然ガス発生装置 2, 400m³N/h×4 基</td></tr><tr><td>L P G ガス発生装置 150kg/h×4 基</td></tr><tr><td>ガスホルダー 中圧球型 3, 000m³・0. 97MPa×1 基</td></tr></table>			事業所名	所在地	設備		松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	L N G 貯槽 150kℓ×2 基、450kℓ×1 基	L P G 貯槽 15t×2 基	天然ガス発生装置 2, 400m³N/h×4 基	L P G ガス発生装置 150kg/h×4 基	ガスホルダー 中圧球型 3, 000m³・0. 97MPa×1 基	<table><tr><th>事業所名</th><th>所在地</th><th>設備</th></tr><tr><td rowspan="5">松江市ガス局 LNGサテライト基地</td><td rowspan="5">平成町 182-42</td><td>L N G 貯槽 150kℓ×2 基、450kℓ×1 基</td></tr><tr><td>L P G 貯槽 15t×2 基</td></tr><tr><td>天然ガス発生装置 2, 400m³N/h×4 基</td></tr><tr><td>L P G ガス発生装置 150kg/h×4 基</td></tr><tr><td>ガスホルダー 中圧球型 3, 000m³・0. 97MPa×1 基</td></tr></table>			事業所名	所在地	設備	松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	L N G 貯槽 150kℓ×2 基、450kℓ×1 基	L P G 貯槽 15t×2 基	天然ガス発生装置 2, 400m³N/h×4 基	L P G ガス発生装置 150kg/h×4 基	ガスホルダー 中圧球型 3, 000m³・0. 97MPa×1 基																									
事業所名	所在地	設備																																																	
松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	L N G 貯槽 150kℓ×2 基、450kℓ×1 基																																																	
		L P G 貯槽 15t×2 基																																																	
		天然ガス発生装置 2, 400m³N/h×4 基																																																	
		L P G ガス発生装置 150kg/h×4 基																																																	
		ガスホルダー 中圧球型 3, 000m³・0. 97MPa×1 基																																																	
事業所名	所在地	設備																																																	
松江市ガス局 LNGサテライト基地	平成町 182-42	L N G 貯槽 150kℓ×2 基、450kℓ×1 基																																																	
		L P G 貯槽 15t×2 基																																																	
		天然ガス発生装置 2, 400m³N/h×4 基																																																	
		L P G ガス発生装置 150kg/h×4 基																																																	
		ガスホルダー 中圧球型 3, 000m³・0. 97MPa×1 基																																																	
<table><tr><th colspan="3">施設の状況</th></tr><tr><td colspan="2">ガ ス 製 造 施 設</td><td>1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。</td></tr><tr><td rowspan="2">供給施設</td><td>ガ ス ホ ル ダ ー</td><td>1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。</td></tr><tr><td>ガ ス 導 管</td><td>1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。</td></tr><tr><td colspan="2">通 信 設 備</td><td>1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。</td></tr><tr><td colspan="2">巡 視 ・ 点 検</td><td>1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。</td></tr><tr><td colspan="2">地 震 計 の 設 置</td><td>橋北地区及び橋南地区に各々1 箇所ずつ地震計（S I センサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。</td></tr><tr><td colspan="2">マ イ コ ン ガ ス メ ー タ ー</td><td>一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはガスを使用中の場合概ね震度 5 以上でガスを遮断する。</td></tr></table>			施設の状況			ガ ス 製 造 施 設		1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。	供給施設	ガ ス ホ ル ダ ー	1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。	ガ ス 導 管	1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。	通 信 設 備		1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。	巡 視 ・ 点 検		1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。	地 震 計 の 設 置		橋北地区及び橋南地区に各々1 箇所ずつ地震計（S I センサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。	マ イ コ ン ガ ス メ ー タ ー		一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはガスを使用中の場合概ね震度 5 以上でガスを遮断する。	<table><tr><th colspan="3">施設の状況</th></tr><tr><td colspan="2">ガ ス 製 造 施 設</td><td>1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。</td></tr><tr><td rowspan="2">供給施設</td><td>ガ ス ホ ル ダ ー</td><td>1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。</td></tr><tr><td>ガ ス 導 管</td><td>1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。</td></tr><tr><td colspan="2">通 信 設 備</td><td>1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。</td></tr><tr><td colspan="2">巡 視 ・ 点 検</td><td>1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。</td></tr><tr><td colspan="2">地 震 計 の 設 置</td><td>橋北地区及び橋南地区に各々1 箇所ずつ地震計（S I センサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。</td></tr><tr><td colspan="2">マ イ コ ン ガ ス メ ー タ ー</td><td>一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはガスを使用中の場合概ね震度 5 以上でガスを遮断する。</td></tr></table>			施設の状況			ガ ス 製 造 施 設		1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。	供給施設	ガ ス ホ ル ダ ー	1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。	ガ ス 導 管	1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。	通 信 設 備		1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。	巡 視 ・ 点 検		1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。	地 震 計 の 設 置		橋北地区及び橋南地区に各々1 箇所ずつ地震計（S I センサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。	マ イ コ ン ガ ス メ ー タ ー		一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはガスを使用中の場合概ね震度 5 以上でガスを遮断する。
施設の状況																																																			
ガ ス 製 造 施 設		1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。																																																	
供給施設	ガ ス ホ ル ダ ー	1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。																																																	
	ガ ス 導 管	1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。																																																	
通 信 設 備		1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。																																																	
巡 視 ・ 点 検		1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。																																																	
地 震 計 の 設 置		橋北地区及び橋南地区に各々1 箇所ずつ地震計（S I センサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。																																																	
マ イ コ ン ガ ス メ ー タ ー		一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはガスを使用中の場合概ね震度 5 以上でガスを遮断する。																																																	
施設の状況																																																			
ガ ス 製 造 施 設		1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。																																																	
供給施設	ガ ス ホ ル ダ ー	1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。																																																	
	ガ ス 導 管	1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。																																																	
通 信 設 備		1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。																																																	
巡 視 ・ 点 検		1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。																																																	
地 震 計 の 設 置		橋北地区及び橋南地区に各々1 箇所ずつ地震計（S I センサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。																																																	
マ イ コ ン ガ ス メ ー タ ー		一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはガスを使用中の場合概ね震度 5 以上でガスを遮断する。																																																	
イ 安全化対策 ガス局における安全化対策は次のとおり。			イ 安全化対策 ガス局における安全化対策は次のとおり。																																																
<table><tr><td>自 主 保 安 体 制 の 構 築</td><td>製造設備</td><td>1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。</td></tr></table>			自 主 保 安 体 制 の 構 築	製造設備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。	<table><tr><td>自 主 保 安 体 制 の 構 築</td><td>製造設備</td><td>1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。</td></tr></table>			自 主 保 安 体 制 の 構 築	製造設備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。																																								
自 主 保 安 体 制 の 構 築	製造設備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。																																																	
自 主 保 安 体 制 の 構 築	製造設備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。																																																	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧				新				備考
		供給設備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備についてはその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を推進するとともに、中圧導管の緊急減圧のために放散設備等を設置する。 3 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を推進する。 4 津波の来襲のおそれがある場合、工事中又は作業中の箇所は速やかに応急的保安措置を実施して、工事又は作業を中断する。また、防災設備の特別巡視、特別点検を行う。			供給設備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備についてはその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を推進するとともに、中圧導管の緊急減圧のために放散設備等を設置する。 3 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を推進する。 4 津波の来襲のおそれがある場合、工事中又は作業中の箇所は速やかに応急的保安措置を実施して、工事又は作業を中断する。また、防災設備の特別巡視、特別点検を行う。	
防災教育 防災訓練	松江市ガス事業防災計画に基づいて訓練を行う。なお、必要により関係機関の実施指導を受ける。			防災教育 防災訓練	松江市ガス事業防災計画に基づいて訓練を行う。なお、必要により関係機関の実施指導を受ける。			
(3)～(6) (略)				(3)～(6) (略)				
(7) 災害情報の収集・伝達体制の整備……………【防災危機管理課、デジタル戦略課、各支所】				(7) 災害情報の収集・伝達体制の整備……………【防災危機管理課、デジタル戦略課、各支所、 消防本部 】				担当課の追加
● 災害によりライフラインに障害が発生した場合、被害状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう使用方法等の習熟を図る。 ● 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を、定期的に実施する。 ● 避難者の安否確認等の手段として、指定避難所等に特設公衆電話回線の整備を推進する。				● 災害によりライフラインに障害が発生した場合、被害状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう使用方法等の習熟を図る。 ● <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> ● 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を、定期的に実施する。 ● 避難者の安否確認等の手段として、指定避難所等に特設公衆電話回線の整備を推進する。				防災基本計画の修正を反映
(8)～(10) (略)				(8)～(10) (略)				
7 交通施設の安全化				7 交通施設の安全化				
(1)道路・橋梁施設……………【都市政策課、文化財課、建設総務課、道路課】				(1)道路・橋梁施設……………【都市政策課、文化財課、建設総務課、道路課】				
ア 現況				ア 現況				
本市は、古くから城下町として発展してきたため、市街地を中心に狭隘な道路が多く、地震発生時には道路の損壊や家屋・ブロック塀等の倒壊による交通寸断が発生するおそれがある。 また、中心市街地を南北に二分する大橋川に架かる5橋をはじめとした市内約1,500の橋梁のうち、耐震補強工事が実施されたものは少なく、木造の橋梁が残存しているため、道路・橋梁等の被災による交通寸断が生じた場合、次のような問題が生じるおそれがある。 ● 住民の避難が困難となる地域が生じる。 ● 被害状況の把握に時間を要する。 ● 消防機関の消火活動・救助活動等が困難となる地域が生じる。 ● 物資・人員等の輸送に支障を来す。 なお、本市における道路及び橋梁の整備状況は次のとおり。				本市は、古くから城下町として発展してきたため、市街地を中心に狭隘な道路が多く、地震発生時には道路の損壊や家屋・ブロック塀等の倒壊による交通寸断が発生するおそれがある。 また、中心市街地を南北に二分する大橋川に架かる5橋をはじめとした市内約1,500の橋梁のうち、耐震補強工事が実施されたものは少なく、木造の橋梁が残存しているため、道路・橋梁等の被災による交通寸断が生じた場合、次のような問題が生じるおそれがある。 ● 住民の避難が困難となる地域が生じる。 ● 被害状況の把握に時間を要する。 ● 消防機関の消火活動・救助活動等が困難となる地域が生じる。 ● 物資・人員等の輸送に支障を来す。 なお、本市における道路及び橋梁の整備状況は次のとおり。				
道路				道路				時点修正
資料：建設総務課（令和5年4月1日現在）				資料：建設総務課（令和6年4月1日現在）				

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧

新

備考

区分						実延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)	改良済延長 (km)	改良率 (%)
国道（国土交通省管理分）						48.4	48.4	100.0	—	—
国道（県管理分）						66.2	66.2	100.0	—	—
県道						254.5	244.5	96.1	—	—
市道						2,007.5	1,780.6	88.7	1,323.0	65.9
(内訳)	1級路線					167.7	167.6	99.9	163.1	97.3
	2級路線					229.0	219.4	95.8	185.7	81.1
	その他					1610.8	1393.7	86.5	974.2	60.5

※国道（県管理分）及び県道は令和4年4月1日現在の数値

橋梁

道路別	総数		木橋		永久橋	
	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)
国道(国土交通省管理分)	117	6,627	-	-	117	6,627
国道(県管理分)	88	3,870	-	-	88	3,870
県道	180	5,205	5	27	175	5,178
市道	1,257	14,124	35	288	1,222	13,836

※国道（県管理分）及び県道は令和4年4月1日現在の数値

→資料編[資料 1-14]市道の主要橋梁一覧表

イ～ウ（略）

エ 交通寸断に備えた対策

道路・橋梁等の被害により交通が寸断した場合に備え、以下の対策により代替機能を確保する。

避難対策	- 自主防災組織を育成強化し、平時から避難所・避難路の多重化について地域住民自らが検討しておく。 - 避難路等の早期復旧を図るため、災害時の応急対策活動に関する協定を締結している(一社)松江建設業協会、松江市建設業連合協議会、松江南建設業協会、松江北建設業連絡協議会、<u>鹿島町建設業協会</u>との連携・連絡体制の強化に努める。
被害状況の把握	- IP無線機等を活用した被害情報収集・伝達体制を整備する。 - 職員の参集途上における被害状況の把握・連絡方法の周知に努める。 - 県防災ヘリ等の活用による被害情報の収集・伝達体制を整備する。
消火・救助体制の構築	- 消防機関の対応が困難となる場合に備え、自主防災組織の育成強化並びに震災訓練の実施等により、地域住民に消火・救急救護の方法の周知を図る。 - 地区の防災拠点を整備し、消火・救護資機材（消火用バケツ・バール・ヘルメット等）及び災害用物資（毛布・食料等）を多重分散的に備蓄する。
輸送体制の整備	災害時応援協定の締結先との連携・連絡体制の強化に努め、物資及び人員の輸送体制を確保しておく。

(2)～(3) （略）

8 （略）

区分						実延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)	改良済延長 (km)	改良率 (%)
国道（国土交通省管理分）						48.4	48.4	100.0	—	—
国道（県管理分）						66.2	66.2	100.0	—	—
県道						254.5	244.5	96.1	—	—
市道						2,009.1	1,782.5	88.7	1,325.4	66.0
(内訳)	1級路線					167.8	167.7	99.9	163.1	97.2
	2級路線					229.0	219.4	95.8	185.7	81.1
	その他					1612.2	1395.5	86.6	976.5	60.6

※国道（県管理分）及び県道は令和5年4月1日現在の数値

橋梁

道路別	総数		木橋		永久橋	
	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)
国道(国土交通省管理分)	117	6,627	-	-	117	6,627
国道(県管理分)	89	3,875	-	-	89	3,875
県道	179	5,191	5	27	174	5,164
市道	1,259	14,176	35	288	1,224	13,888

※国道（県管理分）及び県道は令和5年4月1日現在の数値

→資料編[資料 1-14]市道の主要橋梁一覧表

イ ～ウ（略）

エ 交通寸断に備えた対策

道路・橋梁等の被害により交通が寸断した場合に備え、以下の対策により代替機能を確保する。

避難対策	- 自主防災組織を育成強化し、平時から避難所・避難路の多重化について地域住民自らが検討しておく。 - 避難路等の早期復旧を図るため、災害時の応急対策活動に関する協定を締結している(一社)松江建設業協会、松江市建設業連合協議会、松江南建設業協会、松江北建設業連絡協議会<u> </u>との連携・連絡体制の強化に努める。
被害状況の把握	- IP無線機等を活用した被害情報収集・伝達体制を整備する。 - 職員の参集途上における被害状況の把握・連絡方法の周知に努める。 - 県防災ヘリ等の活用による被害情報の収集・伝達体制を整備する。
消火・救助体制の構築	- 消防機関の対応が困難となる場合に備え、自主防災組織の育成強化並びに震災訓練の実施等により、地域住民に消火・救急救護の方法の周知を図る。 - 地区の防災拠点を整備し、消火・救護資機材（消火用バケツ・バール・ヘルメット等）及び災害用物資（毛布・食料等）を多重分散的に備蓄する。
輸送体制の整備	災害時応援協定の締結先との連携・連絡体制の強化に努め、物資及び人員の輸送体制を確保しておく。

(2)～(3) （略）

8 （略）

時点修正

時点修正

記載の適正化

第3節津波災害の予防

(略)

第4節危険物施設等の安全対策

地震による危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。

1 消防法に定める危険物施設の予防対策【消防本部】

(1) 施設の現況
本市における消防法に定める危険物施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（令和5年10月1日現在）

① ㇿ ③ 計	① 製造所	②貯蔵所								③取扱所						事業所		
		計	屋内	特定タンク 屋外	特定外タンク の	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	計	給油		販売			移送	一般
												営業用	自家用	第一種	第二種			
531	0	325	56	0	49	25	133	0	54	8	206	70	37	2	1	0	96	375

(2) (略)

2 高圧ガス施設の予防対策【消防本部】

(1) 施設の現況
本市における高圧ガス関係施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（令和5年4月1日現在）

製造所		貯蔵所		販売業者	特定高圧ガス 消費者
第1種	第2種	第1種	第2種		
12	78	8	17	197	9

(2) (略)

3～4 (略)

第5節農林漁業施設災害の予防

(略)

第6節地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第3節津波災害の予防

(略)

第4節危険物施設等の安全対策

地震による危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。

1 消防法に定める危険物施設の予防対策【消防本部】

(1) 施設の現況
本市における消防法に定める危険物施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（令和6年4月1日現在）

① ㇿ ③ 計	① 製造所	②貯蔵所								③取扱所						事業所		
		計	屋内	特定タンク 屋外	特定外タンク の	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	計	給油		販売			移送	一般
												営業用	自家用	第一種	第二種			
537	0	331	54	0	50	25	134	0	59	9	206	68	37	2	1	0	98	375

(2) (略)

2 高圧ガス施設の予防対策【消防本部】

(1) 施設の現況
本市における高圧ガス関係施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（令和6年4月1日現在）

製造所		貯蔵所		販売業者	特定高圧ガス 消費者
第1種	第2種	第1種	第2種		
12	77	8	17	207	10

(2) (略)

3～4 (略)

第5節農林漁業施設災害の予防

(略)

第6節地震防災緊急事業五箇年計画の推進

時点修正

時点修正

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧						新						備考
地震防災対策特別措置法（平成８年７月施行）に基づき、島根県においては平成８年度から地震防災緊急事業五箇年計画（現在、第六次計画（令和３年度から令和７年度））を作成し、施設等の整備が進められている。 本市においては、同計画に定められた各事業を積極的に推進し、震災対策の強化を図る。 （担当課）……………【道路課、消防本部、公園緑地課】 第六次地震防災緊急事業五箇年計画において対象となる事業の概要は次のとおり。						地震防災対策特別措置法（平成８年７月施行）に基づき、島根県においては平成８年度から地震防災緊急事業五箇年計画（現在、第六次計画（令和３年度から令和７年度））を作成し、施設等の整備が進められている。 本市においては、同計画に定められた各事業を積極的に推進し、震災対策の強化を図る。 （担当課）……………【道路課、消防本部、公園緑地課】 第六次地震防災緊急事業五箇年計画において対象となる事業の概要は次のとおり。						記載の適正化
事業項目	事業名	事業量 (実績・予定)	所管	実績予定 事業費 (百万円)	予定・実績 年度	事業項目	事業名	事業量 (実績・予定)	所管	実績予定 事業費 (百万円)	予定・実績 年度	
２号 避難路	道路事業	2.0km 3箇所	道路課	560	R3～R7	２号 避難路	道路事業	2.0km 3箇所	道路課	560	R3～R7	
３号 消防用施設	災害対応特殊付消防ポンプ自動車	4箇所	消防本部 警防課	168	R5～R7	３号 消防用施設	災害対応特殊付消防ポンプ自動車	4箇所	消防本部 警防課	168	R5～R7	
３号 消防用施設	災害対応特殊水槽消防ポンプ自動車	3箇所	消防本部 警防課	192	R3～R5	３号 消防用施設	災害対応特殊水槽消防ポンプ自動車	3箇所	消防本部 警防課	192	R3～R5	
３号 消防用施設	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	4箇所	消防本部 警防課	132	R4～R7	３号 消防用施設	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	4箇所	消防本部 警防課	132	R4～R7	
３号 消防用施設	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1箇所	消防本部 警防課	185	R4	３号 消防用施設	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1箇所	消防本部 警防課	185	R4	
３号 消防用施設	救助工作車	1箇所	消防本部 警防課	150	R7	３号 消防用施設	救助工作車	1箇所	消防本部 警防課	150	R7	
３号 消防用施設	水槽車	1箇所	消防本部 警防課	54	R6	３号 消防用施設	水槽車	1箇所	消防本部 警防課	54	R6	
３号 消防用施設	耐震性貯水槽	4箇所	消防本部 警防課	48	R4～R7	３号 消防用施設	耐震性貯水槽	4箇所	消防本部 警防課	48	R4～R7	
３号 消防用施設	単独事業 （消防ポンプ自動車）	4箇所	消防本部 警防課	89	R3～R7	３号 消防用施設	単独事業 （消防ポンプ自動車）	4箇所	消防本部 消防総務課	89	R3～R7	
３号 消防用施設	単独事業 （小型動力ポンプ付き積載車）	20箇所	消防本部 警防課	124	R3～R7	３号 消防用施設	単独事業 （小型動力ポンプ付き積載車）	20箇所	消防本部 消防総務課	124	R3～R7	
３号 消防用施設	単独事業 （消防団拠点施設等）	2箇所	消防本部 警防課	80	R3～R7	３号 消防用施設	単独事業 （消防団拠点施設等）	2箇所	消防本部 消防総務課	80	R3～R7	
３号 消防用施設	単独事業 （消防救急デジタル無線設備）	1箇所	消防本部 警防課	369	R7	３号 消防用施設	単独事業 （消防救急デジタル無線設備）	1箇所	消防本部 通信指令課	369	R7	
３号 消防用施設	単独事業 （高機能消防指令センター総合整備事業）	1箇所	消防本部 警防課	524	R7	３号 消防用施設	単独事業 （高機能消防指令センター総合整備事業）	1箇所	消防本部 通信指令課	524	R7	
６号 共同溝等	都市構造再編集中支援事業	0.4km 1箇所	公園緑地課	238	R3～R5	６号 共同溝等	都市構造再編集中支援事業	0.4km 1箇所	道路課	238	R3～R5	
17号 備蓄倉庫	都市構造再編集中支援事業	1箇所	公園緑地 課	40	R6	17号 備蓄倉庫	都市構造再編集中支援事業	1箇所	公園緑地 課	40	R6	
計				2,953		計				2,953		

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
第 7 節 防災活動体制の整備 地震や津波災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、地震災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応等に当たる職員の感染症対策を徹底する。 1 （略） 2 広域応援協力体制の整備 【防災危機管理課、政策企画課、人事課、上下水道局、ガス局、消防本部】 (1) （略） (2) 応援・受援体制の整備 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等の整備に努める。 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整などを行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 (3) （略） (4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備 - 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。 - フリーバンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。 - 個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。 - 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努めるほか、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。 → 資料編 [資料 4-(2)- 1]災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局） [資料 4-(2)- 2]防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台） [資料 4-(2)- 3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） [資料 4-(2)- 4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）	第 7 節 防災活動体制の整備 地震や津波災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、地震災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応等に当たる職員の感染症対策を徹底する。 1 （略） 2 広域応援協力体制の整備 【防災危機管理課、政策企画課、人事課、上下水道局、ガス局、消防本部】 (1) （略） (2) 応援・受援体制の整備 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等の整備に努める。 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整などを行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>.....</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> (3) （略） (4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備 - 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。 - フリーバンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。 - 個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。 - 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努めるほか、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。 → 資料編 [資料 4-(2)- 1]災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局） [資料 4-(2)- 2]防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台） [資料 4-(2)- 3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） [資料 4-(2)- 4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか）	防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
[資料 4-(2)- 5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)- 6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)- 7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)- 8]災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合） [資料 4-(2)- 9]災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合） [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会） [資料 4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） [資料 4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会） [資料 4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会） [資料 4-(2)-14]災害時における応急対策業務に関する協定書（<u>鹿島町建設業協会</u>） [資料 4-(2)-15]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八東清掃協同組合ほか） [資料 4-(2)-16]災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会） [資料 4-(2)-17]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭相互協会） [資料 4-(2)-18]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか） [資料 4-(2)-19]災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内5 1 社） [資料 4-(2)-20]災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内5 社） [資料 4-(2)-21]災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク(株)） [資料 4-(2)-22]災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部） [資料 4-(2)-23]非常事態における相互応援協定書（米子ガス(株)、出雲ガス(株)） [資料 4-(2)-24]災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン(株)） [資料 4-(2)-25]災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン(株)） [資料 4-(2)-26]災害時における資機材リースの協力に関する協定（（一社）日本建設機械レンタル協会中国支部山陰部会） [資料 4-(2)-27]災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部） [資料 4-(2)-28]災害時における飲料水の提供に関する協定書（(株)伊藤園） [資料 4-(2)-29]特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話(株)島根支店） [資料 4-(2)-30]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（生活協同組合しまね） [資料 4-(2)-31]災害時等における緊急用LP ガスの調達に関する協定書（（一社）島根県LP ガス協会ほか） [資料 4-(2)-32]災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定（しまね災害福祉広域支援ネットワーク） [資料 4-(2)-33] 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（㈱島根銀行） [資料 4-(2)-34]災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事業協同組合） [資料 4-(2)-35]災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便(株)） [資料 4-(2)-36]松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団） [資料 4-(2)-37]農業集落排水施設災害対策に関する協定（（一社）地域環境資源センター） [資料 4-(2)-38]漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定（（一社）水産土木建設技術センター） [資料 4-(2)-39]災害時における燃料供給に関する協定書（安達石油(株)） [資料 4-(2)-40]災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（山陰酸素工業(株)） [資料 4-(2)-41]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター） [資料 4-(2)-42]松江合同庁舎への帰宅困難者に関する協定書（財務省中国財務局松江財務事務所） [資料 4-(2)-43]松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書（松江圏域老人福祉施設協議会） [資料 4-(2)-44]災害時における物資供給に関する協定書（(株) ナフコ） [資料 4-(2)-45]災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書（イオンリテール（株）） [資料 4-(2)-46]災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株）） [資料 4-(2)-47]災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（(株) エフエム山陰、(株) 山陰放送） [資料 4-(2)-48]災害時における施設等の利用に関する協定書（国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校） [資料 4-(2)-49]災害時における行政書士相談業務に関する協定書（島根県行政書士会） [資料 4-(2)-50]災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書（松江旅館ホテル組合） [資料 4-(2)-51]災害救助物資の調達に関する協定（㈱ジュンテンドー） [資料 4-(2)-52]一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（しまね信用金庫） [資料 4-(2)-53]災害時における資機材（避難所運営・応急対応用）レンタルの協力に関する協定（（一社）日本建設機械レンタル協会 中国支部山陰地区部会 [資料 4-(2)-54]災害時におけるLP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定（山陰酸素工業（株）） [資料 4-(2)-55]指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書（（福）千鳥福祉会） [資料 4-(2)-56]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（(株) アクティオ中国支店 松江営業所）	[資料 4-(2)- 5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)- 6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)- 7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)- 8]災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合） [資料 4-(2)- 9]災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合） [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会） [資料 4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） [資料 4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会） [資料 4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会） [資料 4-(2)-15]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八東清掃協同組合ほか） [資料 4-(2)-16]災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会） [資料 4-(2)-17]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭相互協会） [資料 4-(2)-18]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか） [資料 4-(2)-19]災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内5 1 社） [資料 4-(2)-20]災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内5 社） [資料 4-(2)-21]災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク(株)） [資料 4-(2)-22]災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部） [資料 4-(2)-23]非常事態における相互応援協定書（米子ガス(株)、出雲ガス(株)） [資料 4-(2)-24]災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン(株)） [資料 4-(2)-25]災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン(株)） [資料 4-(2)-26]災害時における資機材リースの協力に関する協定（（一社）日本建設機械レンタル協会中国支部山陰部会） [資料 4-(2)-27]災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部） [資料 4-(2)-28]災害時における飲料水の提供に関する協定書（(株)伊藤園） [資料 4-(2)-29]特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話(株)島根支店） [資料 4-(2)-30]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（生活協同組合しまね） [資料 4-(2)-31]災害時等における緊急用LP ガスの調達に関する協定書（（一社）島根県LP ガス協会ほか） [資料 4-(2)-32]災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定（しまね災害福祉広域支援ネットワーク） [資料 4-(2)-33] 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（㈱島根銀行） [資料 4-(2)-34]災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事業協同組合） [資料 4-(2)-35]災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便(株)） [資料 4-(2)-36]松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団） [資料 4-(2)-37]農業集落排水施設災害対策に関する協定（（一社）地域環境資源センター） [資料 4-(2)-38]漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定（（一社）水産土木建設技術センター） [資料 4-(2)-39]災害時における燃料供給に関する協定書（安達石油(株)） [資料 4-(2)-40]災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（山陰酸素工業(株)） [資料 4-(2)-41]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合 松江流通センター） [資料 4-(2)-42]松江合同庁舎への帰宅困難者に関する協定書（財務省中国財務局松江財務事務所） [資料 4-(2)-43]松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書（松江圏域老人福祉施設協議会） [資料 4-(2)-44]災害時における物資供給に関する協定書（(株) ナフコ） [資料 4-(2)-45]災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書（イオンリテール（株）） [資料 4-(2)-46]災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株）） [資料 4-(2)-47]災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（(株) エフエム山陰、(株) 山陰放送） [資料 4-(2)-48]災害時における施設等の利用に関する協定書（国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校） [資料 4-(2)-49]災害時における行政書士相談業務に関する協定書（島根県行政書士会） [資料 4-(2)-50]災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書（松江旅館ホテル組合） [資料 4-(2)-51]災害救助物資の調達に関する協定（㈱ジュンテンドー） [資料 4-(2)-52]一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書（しまね信用金庫） [資料 4-(2)-53]災害時における資機材（避難所運営・応急対応用）レンタルの協力に関する協定（（一社）日本建設機械レンタル協会 中国支部山陰地区部会 [資料 4-(2)-54]災害時におけるLP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定（山陰酸素工業（株）） [資料 4-(2)-55]指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書（（福）千鳥福祉会） [資料 4-(2)-56]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（(株) アクティオ中国支店 松江営業所）	記載の適正化

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
[資料 4-(2)-57]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（太陽建機レンタル（株）） [資料 4-(2)-58]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（日立建機日本（株）中国・四国支社 西中国支店） 3～5 （略） 第8節 情報管理・広報体制の整備 災害時及び災害が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、市民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。 1 （略） 2 市民への広報手段の整備……………【防災危機管理課、市民生活相談課、広報課、デジタル戦略課、各支所、消防本部】 (1)～(3) （略） <u>(4) 緊急速報メール</u> 緊急情報を携帯電話へ配信する緊急速報メールを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。 <u>(5) 防災情報X（エックス）</u> 防災情報X（エックス）を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。 <u>(6) Yahoo!防災速報</u> 災害時等における情報発信の協定を締結しているヤフー（株）が提供するYahoo!防災速報を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。 <u>(7) ホームページ</u> 市ホームページ「防災情報」を活用し、災害情報、気象情報等の掲載内容の充実を図る。 <u>(8) 自治会FAX</u> 町内会・自治会連合会長宅に設置されているFAXを活用し、各地域への情報伝達の充実を図る。 <u>(9) 広報車</u> 市民に対するきめ細かな災害広報を実施するため、広報車両の配備の充実に努める。 <u>(10) ケーブルテレビ放送事業者との連携</u> 災害情報放送の実施に関する協定を締結している山陰ケーブルビジョン(株)のケーブルテレビ放送を活用し、データ放送及び映像による情報伝達の充実を図る。 <u>(11) 報道機関との連携</u>	[資料 4-(2)-57]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（太陽建機レンタル（株）） [資料 4-(2)-58]災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定（日立建機日本（株）中国・四国支社 西中国支店） 3～5 （略） 第8節 情報管理・広報体制の整備 災害時及び災害が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、市民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。 1 （略） 2 市民への広報手段の整備……………【防災危機管理課、市民生活相談課、広報課、デジタル戦略課、各支所、消防本部】 (1)～(3) （略） <u>(4) 公式LINE</u> <u>市公式LINEを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。</u> <u>(5) 緊急速報メール</u> 緊急情報を携帯電話へ配信する緊急速報メールを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。 <u>(6) 防災情報X（エックス）</u> 防災情報X（エックス）を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。 <u>(7) Yahoo!防災速報</u> 災害時等における情報発信の協定を締結しているヤフー（株）が提供するYahoo!防災速報を活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。 <u>(8) ホームページ</u> 市ホームページ「防災情報」を活用し、災害情報、気象情報等の掲載内容の充実を図る。 <u>(9) 自治会FAX</u> 町内会・自治会連合会長宅に設置されているFAXを活用し、各地域への情報伝達の充実を図る。 <u>(10) 広報車</u> 市民に対するきめ細かな災害広報を実施するため、広報車両の配備の充実に努める。 <u>(11) ケーブルテレビ放送事業者との連携</u>	情報伝達方法の追加

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
災害時に県を通じて行う報道機関への放送要請の手続について、事前に確認を行うほか、各報道機関との連携体制の強化を図る。 → 資料編 [資料 4-(2)-47] 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（(株) エフエム山陰他） 3 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備 ..【防災危機管理課、消防本部】 (1) 関係機関との連携 県及び報道機関等と相互に協力し、<u>地震・津波に関する</u>気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等の伝達徹底について必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第 57 条）を締結し、その円滑化を図る。 (2) (略) 4～9 (略) 第 9 節 避難体制の整備 地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため住民の避難を要する地域が数多く発生するため、出火防止、初期消火等の被害軽減のための措置を講ずるとともに、あらかじめ避難計画を定め災害時において住民等が安全・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。 特に津波災害時には、沿岸部を中心に避難を要する地域が数多く発生するため、あらかじめ「松江市津波避難計画」及び「地区津波避難計画」を定め、津波発生時に住民等が迅速・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。 また、避難指示等の発令・伝達に関し、どのような状況において、どのような対象地区の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の具体的な判断基準についてとりまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。 ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 1 避難体制の整備 ..【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、各支所ほか関係各課】 (1) 避難計画の策定 ア～ウ (略)	災害情報放送の実施に関する協定を締結している山陰ケーブルビジョン(株)のケーブルテレビ放送を活用し、データ放送及び映像による情報伝達の充実を図る。 <u>(12) 報道機関との連携</u> 災害時に県を通じて行う報道機関への放送要請の手続について、事前に確認を行うほか、各報道機関との連携体制の強化を図る。 → 資料編 [資料 4-(2)-47] 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書（(株) エフエム山陰他） 3 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備 ..【防災危機管理課、消防本部】 (1) 関係機関との連携 県及び報道機関等と相互に協力し、<u>地震・津波発生時における</u>気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等の伝達徹底について必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第 57 条）を締結し、その円滑化を図る。 (2) (略) 4～9 (略) 第 9 節 避難体制の整備 地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため住民の避難を要する地域が数多く発生するため、出火防止、初期消火等の被害軽減のための措置を講ずるとともに、あらかじめ避難計画を定め災害時において住民等が安全・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。 特に津波災害時には、沿岸部を中心に避難を要する地域が数多く発生するため、あらかじめ「松江市津波避難計画」及び「地区津波避難計画」を定め、津波発生時に住民等が迅速・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。 また、避難指示等の発令・伝達に関し、どのような状況において、どのような対象地区の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の具体的な判断基準についてとりまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。 ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 1 避難体制の整備 ..【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、各支所ほか関係各課】 (1) 避難計画の策定 ア～ウ (略) <u>エ 保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握</u> <u>保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討する。</u>	記載の適正化 防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考																								
Ⅱ 松江市津波避難計画 津波対策の推進に関する法律及び島根県津波避難計画策定指針に基づき、本市及び地域住民の役割や留意すべき基本的事項を定めた「松江市津波避難計画」を策定する。計画で定める主な事項は次のとおり。 (7)津波浸水想定 (イ)避難指示等の発令基準（避難勧告等の判断・伝達マニュアルと同一） (ウ)避難対象地域 (エ)避難困難地域 (オ)避難先、避難経路（具体的には地区津波避難計画において定める） (カ)避難方法 (キ)市の初動体制 (ク)住民広報 (ケ)避難行動要支援者、観光客等の避難対策 (コ)住民の避難意識の啓発 Ⅲ 地区津波避難計画 松江市津波避難計画に基づき、津波発生の際に避難対象地域として定めている 40 地区において、住民参加によるワークショップを開催しながら、地区ごとの津波避難計画を策定する。対象地区については次のとおり。 <table><tr><th></th><th>地区津波避難計画策定地区（40 地区）</th></tr><tr><td>旧市 （ 1 地区）</td><td>六坊・芦尾</td></tr><tr><td>鹿島町 （ 7 地区）</td><td>古浦、恵曇、手結、片匂、御津、昭栄、佐陀川流域(佐太及び講武の名分区)</td></tr><tr><td>島根町 （ 9 地区）</td><td>大芦、加賀、佐波、野波、小波、瀬崎、多古、沖泊、野井</td></tr><tr><td>美保関町 （22地区）</td><td>笠浦、千酌、北浦、稲積、菅浦、片江、笹子、惣津、七瀬、法田、諸喰、雲津、軽尾、才、美保関、海崎、長浜、福浦、宇井、森山、下宇部尾、万原</td></tr><tr><td>八束町 （ 1 地区）</td><td>全域</td></tr></table> (2) 避難誘導体制の整備 ア～カ （略） ア 自宅療養者等に対する避難誘導体制の構築 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、自宅療養者等		地区津波避難計画策定地区（40 地区）	旧市 （ 1 地区）	六坊・芦尾	鹿島町 （ 7 地区）	古浦、恵曇、手結、片匂、御津、昭栄、佐陀川流域(佐太及び講武の名分区)	島根町 （ 9 地区）	大芦、加賀、佐波、野波、小波、瀬崎、多古、沖泊、野井	美保関町 （22地区）	笠浦、千酌、北浦、稲積、菅浦、片江、笹子、惣津、七瀬、法田、諸喰、雲津、軽尾、才、美保関、海崎、長浜、福浦、宇井、森山、下宇部尾、万原	八束町 （ 1 地区）	全域	オ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。 また、県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 カ 松江市津波避難計画 津波対策の推進に関する法律及び島根県津波避難計画策定指針に基づき、本市及び地域住民の役割や留意すべき基本的事項を定めた「松江市津波避難計画」を策定する。計画で定める主な事項は次のとおり。 (7)津波浸水想定 (イ)避難指示等の発令基準（避難勧告等の判断・伝達マニュアルと同一） (ウ)避難対象地域 (エ)避難困難地域 (オ)避難先、避難経路（具体的には地区津波避難計画において定める） (カ)避難方法 (キ)市の初動体制 (ク)住民広報 (ケ)避難行動要支援者、観光客等の避難対策 (コ)住民の避難意識の啓発 Ⅲ 地区津波避難計画 松江市津波避難計画に基づき、津波発生の際に避難対象地域として定めている 40 地区において、住民参加によるワークショップを開催しながら、地区ごとの津波避難計画を策定する。対象地区については次のとおり。 <table><tr><th></th><th>地区津波避難計画策定地区（40 地区）</th></tr><tr><td>旧市 （ 1 地区）</td><td>六坊・芦尾</td></tr><tr><td>鹿島町 （ 7 地区）</td><td>古浦、恵曇、手結、片匂、御津、昭栄、佐陀川流域(佐太及び講武の名分区)</td></tr><tr><td>島根町 （ 9 地区）</td><td>大芦、加賀、佐波、野波、小波、瀬崎、多古、沖泊、野井</td></tr><tr><td>美保関町 （22地区）</td><td>笠浦、千酌、北浦、稲積、菅浦、片江、笹子、惣津、七瀬、法田、諸喰、雲津、軽尾、才、美保関、海崎、長浜、福浦、宇井、森山、下宇部尾、万原</td></tr><tr><td>八束町 （ 1 地区）</td><td>全域</td></tr></table> (2) 避難誘導体制の整備 ア～カ （略） ア 自宅療養者等に対する避難誘導体制の構築 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の		地区津波避難計画策定地区（40 地区）	旧市 （ 1 地区）	六坊・芦尾	鹿島町 （ 7 地区）	古浦、恵曇、手結、片匂、御津、昭栄、佐陀川流域(佐太及び講武の名分区)	島根町 （ 9 地区）	大芦、加賀、佐波、野波、小波、瀬崎、多古、沖泊、野井	美保関町 （22地区）	笠浦、千酌、北浦、稲積、菅浦、片江、笹子、惣津、七瀬、法田、諸喰、雲津、軽尾、才、美保関、海崎、長浜、福浦、宇井、森山、下宇部尾、万原	八束町 （ 1 地区）	全域	防災基本計画の修正を反映
	地区津波避難計画策定地区（40 地区）																									
旧市 （ 1 地区）	六坊・芦尾																									
鹿島町 （ 7 地区）	古浦、恵曇、手結、片匂、御津、昭栄、佐陀川流域(佐太及び講武の名分区)																									
島根町 （ 9 地区）	大芦、加賀、佐波、野波、小波、瀬崎、多古、沖泊、野井																									
美保関町 （22地区）	笠浦、千酌、北浦、稲積、菅浦、片江、笹子、惣津、七瀬、法田、諸喰、雲津、軽尾、才、美保関、海崎、長浜、福浦、宇井、森山、下宇部尾、万原																									
八束町 （ 1 地区）	全域																									
	地区津波避難計画策定地区（40 地区）																									
旧市 （ 1 地区）	六坊・芦尾																									
鹿島町 （ 7 地区）	古浦、恵曇、手結、片匂、御津、昭栄、佐陀川流域(佐太及び講武の名分区)																									
島根町 （ 9 地区）	大芦、加賀、佐波、野波、小波、瀬崎、多古、沖泊、野井																									
美保関町 （22地区）	笠浦、千酌、北浦、稲積、菅浦、片江、笹子、惣津、七瀬、法田、諸喰、雲津、軽尾、才、美保関、海崎、長浜、福浦、宇井、森山、下宇部尾、万原																									
八束町 （ 1 地区）	全域																									

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。 また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 (3)～(4) (略) 2 (略) 3 避難所の管理運営体制の整備．．【防災危機管理課、農政課、市民活動センター、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】 (1)～(3) (略) (4) 感染症への対策 ● <u>新型コロナウイルス感染症等</u>、感染症が発生している場合は、開設する指定避難所数を増やす、避難者同士の間隔を空けるなど、避難者の過密抑制措置を行い、避難所内での感染防止に努める。 ● 平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。 ● 感染者及び感染の疑いがある者が避難する場合は、感染者用の指定避難所を確保する。また、指定避難所が不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等を活用することを検討する。 4 (略) 第 1 0 節 火災予防 地震による被害のうち、火災は、発生時の気象条件・時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。 1～2 (略) 1 消防力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【消防本部】 (1) 消防用<u>資器材</u>等の整備 ● 耐震性貯水槽（防火水槽）及び消防水利について、旧町村部等の未整備地区への整備を推進する。 ● 化学消防車、はしご付消防自動車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫等の諸施設消防用資機材の整備を計画的に推進する。なお、消防本部における消防ポンプ自動車等の現有数は、次のとおり。 資料：消防本部（令和<u>3</u>年4月1日現在）	被災に備え、<u>災害発生前</u>から、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。 また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型コロナウイルスインフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u> (3)～(4) (略) 2 (略) 3 避難所の管理運営体制の整備．．【防災危機管理課、農政課、市民活動センター、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】 (1)～(3) (略) (4) 感染症への対策 ● <u>感染症が発生している場合は、開設する指定避難所数を増やす、避難者同士の間隔を空けるなど、避難者の過密抑制措置を行い、避難所内での感染防止に努める。</u> ● 平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。 ● 感染者及び感染の疑いがある者が避難する場合は、感染者用の指定避難所を確保する。また、指定避難所が不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等を活用することを検討する。 4 (略) 第 1 0 節 火災予防 地震による被害のうち、火災は、発生時の気象条件・時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。 1～2 (略) 3 消防力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【消防本部】 (1) 消防用<u>資機材</u>等の整備 ● 耐震性貯水槽（防火水槽）及び消防水利について、旧町村部等の未整備地区への整備を推進する。 ● 化学消防車、はしご付消防自動車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫等の諸施設消防用資機材の整備を計画的に推進する。なお、消防本部における消防ポンプ自動車等の現有数は、次のとおり。 資料：消防本部（令和<u>6</u>年4月1日現在）	防災基本計画の修正を反映 記載の適正化 時点修正

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧										新										備考												
	種別	普通自動車	ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防自動車（泡消火型）	指揮車	救助工作車	自動二輪車	小型ポンプ付水槽車	支援車		種別	普通自動車	ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防自動車（泡消火型）	指揮車	救助工作車	自動二輪車	小型ポンプ付水槽車	支援車	小型救助車	重機搬送車									
	台数	9	4	2	2	3	2	2	1	1		台数	9	4	2	2	3	2	2	1	1	1	1									
(2) （略）																																
第 1 1 節 救急・救助体制の整備																																
家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。																																
1 （略）																																
2 救急・救助用資機材等の整備 【消防本部、防災危機管理課】																																
(1) 救急用装備・資機材等の整備方針																																
ア 車両																																
救急車、救助工作車の整備を図る。消防本部における整備状況は次のとおり。																																
(令和 3 年 4 月 1 日現在)																																
<table><tr><td>種別</td><td>救急自動車</td><td>救助工作車</td></tr><tr><td>台数</td><td>14</td><td>2</td></tr></table>																									種別	救急自動車	救助工作車	台数	14	2		
種別	救急自動車	救助工作車																														
台数	14	2																														
イ 救急資機材																																
次に示す資機材等の整備を推進する。																																
- 高度救急資機材 - 非常用救急資機材 - 消防隊用救護資機材 - トリアージ・タグ*																																
* トリアージ・タグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。																																
(2) 救助用装備・資機材等の整備方針																																
家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。																																

時点修正																								
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

時点修正

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考																																																		
消 防 本 部	● 高度救助用資機材 （ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報器）		消 防 本 部	● 高度救助用資機材 （ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報器、 <u>電磁波探査装置、建物崩壊・土砂監視センサー</u> ）		記載の適正化																																																		
	● 救助用ユニット （油圧式救助器具、空気式救助器具、鉄筋カッター）			● 救助用ユニット （油圧式救助器具、空気式救助器具、鉄筋カッター）																																																				
	● 消防隊員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等）			● 消防隊員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等）																																																				
消 防 団	● 消防団員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等）		消 防 団	● 消防団員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等）		時点修正																																																		
自 主 防 災 組 織	● 担架（毛布を含む）		自 主 防 災 組 織	● 担架（毛布を含む）																																																				
	● 救急カバン			● 救急カバン																																																				
このほか、地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。			このほか、地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。			記載の適正化																																																		
消防本部における高度救助用資機材の整備状況は次のとおり。			消防本部における高度救助用資機材の整備状況は次のとおり。																																																					
(令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日現在) <table><tr><th>名称</th><th>数量</th><th>資機材の詳細</th></tr><tr><td>画像探索機Ⅰ型</td><td>1 式</td><td>オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049</td></tr><tr><td>画像探索機Ⅱ型</td><td>1 式</td><td>サーチカム 3000</td></tr><tr><td>地中音響探索機</td><td>1 式</td><td>デルサーLD3</td></tr><tr><td>熱画像直視装置</td><td><u>2</u> 台</td><td>F L I R S y s t e m s 社 <u>K55</u></td></tr><tr><td>夜間用暗視装置</td><td>1 式</td><td>M U B－5 0 0 1</td></tr><tr><td>地 震 警 報 器</td><td>1 式</td><td>櫻護謨 Qアラート マークⅡSR-P100B 型</td></tr><tr><td>電磁波探査装置</td><td>1 式</td><td>人命探査レーダー model-FGMOD270-LL3</td></tr></table>			名称	数量	資機材の詳細		画像探索機Ⅰ型	1 式	オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049	画像探索機Ⅱ型	1 式	サーチカム 3000	地中音響探索機	1 式	デルサーLD3	熱画像直視装置	<u>2</u> 台	F L I R S y s t e m s 社 <u>K55</u>	夜間用暗視装置	1 式	M U B－5 0 0 1	地 震 警 報 器	1 式	櫻護謨 Qアラート マークⅡSR-P100B 型	電磁波探査装置	1 式	人命探査レーダー model-FGMOD270-LL3	(令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日現在) <table><tr><th>名称</th><th>数量</th><th>資機材の詳細</th></tr><tr><td>画像探索機Ⅰ型</td><td>1 式</td><td>オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049</td></tr><tr><td>画像探索機Ⅱ型</td><td>1 式</td><td>サーチカム 3000</td></tr><tr><td>地中音響探索機</td><td>1 式</td><td>デルサーLD3</td></tr><tr><td>熱画像直視装置</td><td><u>3</u> 台</td><td>F L I R S y s t e m s 社 <u>K55×2、K2×1</u></td></tr><tr><td>夜間用暗視装置</td><td>1 式</td><td>M U B－5 0 0 1</td></tr><tr><td>地 震 警 報 器</td><td>1 式</td><td>櫻護謨 Qアラート マークⅡSR-P100B 型</td></tr><tr><td>電磁波探査装置</td><td>1 式</td><td>人命探査レーダー model-FGMOD270-LL3</td></tr><tr><td><u>建物崩壊・土砂監視センサー</u></td><td><u>1 式</u></td><td><u>Leader Sentry MIHARI Wireless</u></td></tr></table>			名称	数量	資機材の詳細	画像探索機Ⅰ型	1 式	オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049	画像探索機Ⅱ型	1 式	サーチカム 3000	地中音響探索機	1 式	デルサーLD3	熱画像直視装置	<u>3</u> 台	F L I R S y s t e m s 社 <u>K55×2、K2×1</u>	夜間用暗視装置	1 式	M U B－5 0 0 1	地 震 警 報 器	1 式	櫻護謨 Qアラート マークⅡSR-P100B 型	電磁波探査装置	1 式	人命探査レーダー model-FGMOD270-LL3	<u>建物崩壊・土砂監視センサー</u>	<u>1 式</u>
名称	数量	資機材の詳細																																																						
画像探索機Ⅰ型	1 式	オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049																																																						
画像探索機Ⅱ型	1 式	サーチカム 3000																																																						
地中音響探索機	1 式	デルサーLD3																																																						
熱画像直視装置	<u>2</u> 台	F L I R S y s t e m s 社 <u>K55</u>																																																						
夜間用暗視装置	1 式	M U B－5 0 0 1																																																						
地 震 警 報 器	1 式	櫻護謨 Qアラート マークⅡSR-P100B 型																																																						
電磁波探査装置	1 式	人命探査レーダー model-FGMOD270-LL3																																																						
名称	数量	資機材の詳細																																																						
画像探索機Ⅰ型	1 式	オリンパス IV7680X2 用 SV チューブユニット MODEL6538049																																																						
画像探索機Ⅱ型	1 式	サーチカム 3000																																																						
地中音響探索機	1 式	デルサーLD3																																																						
熱画像直視装置	<u>3</u> 台	F L I R S y s t e m s 社 <u>K55×2、K2×1</u>																																																						
夜間用暗視装置	1 式	M U B－5 0 0 1																																																						
地 震 警 報 器	1 式	櫻護謨 Qアラート マークⅡSR-P100B 型																																																						
電磁波探査装置	1 式	人命探査レーダー model-FGMOD270-LL3																																																						
<u>建物崩壊・土砂監視センサー</u>	<u>1 式</u>	<u>Leader Sentry MIHARI Wireless</u>																																																						
第 1 2 節 医療、防疫・保健衛生体制の整備			第 1 2 節 医療、防疫・保健衛生体制の整備			記載の適正化																																																		
災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。			災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。																																																					
なお、具体的な事項については、「 <u>島根県災害時医療救護実施要綱</u> 」及び「島根県D P A T実施要領」による。			なお、具体的な事項については、「 <u>島根県災害時医療救護実施要綱（風水害等対策・震災編）</u> 」及び「島根県D P A T実施要領」による。																																																					
1 （略）			1 （略）																																																					

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
2 医療救護体制の整備.....【保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】 (1) (略) (2) 広域的な医療救護体制の整備 災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。 - 医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。 <u>災害医療関係機関連絡会議</u>を通じ、平時より関係機関相互の情報共有を行う。 3～4 (略) 5 動物愛護管理体制の整備.....【健康福祉総務課、保健衛生課、リサイクル都市推進課】 (1) 飼い主への普及啓発 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭の避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。 (2) 避難所での受入れ 指定避難所における家庭動物の受入れや飼<u>査</u>方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 第 1 3 節 交通確保・規制、輸送体制の整備 交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。 また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。 1～2 (略) 3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定【水産振興課、建設総務課、道路課、交通政策課】 (1) ～ (2) (略) (1) 輸送施設・集積拠点等の指定 災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、緊急時における輸送の重要性に鑑み、災害時の安全性の確保に配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成と図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。	2 医療救護体制の整備.....【保健衛生課、健康推進課、こども家庭支援課、市立病院】 (1) (略) (2) 広域的な医療救護体制の整備 災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。 - 医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。 <u>松江・安来地域災害保健医療福祉対策会議</u>を通じ、平時より関係機関相互の情報共有を行う。 3～4 (略) 5 動物愛護管理体制の整備.....【健康福祉総務課、保健衛生課、リサイクル都市推進課】 (1) 飼い主への普及啓発 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭<u>動物</u>の避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。 (2) 避難所での受入れ 指定避難所における家庭動物の受入れや飼<u>査</u>方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 第 1 3 節 交通確保・規制、輸送体制の整備 交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。 また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。 1～2 (略) 3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定【水産振興課、建設総務課、道路課、交通政策課】 (1) ～ (2) (略) (1) 輸送施設・集積拠点等の指定 災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、緊急時における輸送の重要性に鑑み、災害時の安全性の確保に配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成と図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。 <u>また、広域防災拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機</u>	記載の適正化 記載の適正化 防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考												
4～5（略） 第14節 防災施設・装備等の整備 （略） 第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 震災時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。 1（略） 2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課】 (1)（略） (2) 食料及び給食用資機材の備蓄 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等の概ね2日分に相当する量を目標に、食料の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。この内訳は、県・市で1日、市民が1日の備蓄を行うことを目標とする。 ※ここでの市民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。 - 市民は、持ち出し分を含めて最低3日分、推奨1週間分の食料等を備蓄する。 - 民間事業所は、市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進する。 本市における食料の備蓄目標数量は次のとおり。 <table><tr><th></th><th>避難所生活者等</th><th>給与対象者数*1</th><th>備蓄目標</th></tr><tr><td>一般食 アルファ化米（おかゆ含む）保存用ビスケット</td><td>39,493人</td><td>47,400人</td><td>71,100食</td></tr><tr><td>粉ミルク 必要量140g/人/日</td><td>309人</td><td>400人</td><td>28,000g</td></tr></table> 注 給与対象者数は、避難所生活者等に食事のみの提供者数の係数1.2を乗じ百人未満切上処理を行ったもの →資料編[資料 2-20] 防災備蓄物資一覧表		避難所生活者等	給与対象者数*1	備蓄目標	一般食 アルファ化米（おかゆ含む）保存用ビスケット	39,493人	47,400人	71,100食	粉ミルク 必要量140g/人/日	309人	400人	28,000g	<u>材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> 4～5（略） 第14節 防災施設・装備等の整備 （略） 第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 震災時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。 1（略） 2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課】 (1)（略） (2) 食料及び給食用資機材の備蓄 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等*1については概ね3日分、災害救助従事者については概ね2日分に相当する量を目標に食料の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。短期的避難所生活者等については、県、市、市民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。 ※ここでの市民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。 <u>(注)</u> *1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。 - 市民は、持ち出し分を含めて最低3日分、推奨1週間分の食料等を備蓄する。 - 民間事業所は、市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進する。 <u>(削除)</u> →資料編[資料 2-20] 防災備蓄物資一覧表	島根県地域防災計画の修正を反映
	避難所生活者等	給与対象者数*1	備蓄目標											
一般食 アルファ化米（おかゆ含む）保存用ビスケット	39,493人	47,400人	71,100食											
粉ミルク 必要量140g/人/日	309人	400人	28,000g											

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表		
旧	新	備考
(3)～(4) (略) 3 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備【防災危機管理課、各支所、上下水道局】 (1) (略) (2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達 - 市は避難所生活者等の被害想定に基づく最大断水人口の概ね半日分に相当する量を目標として、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。 - 迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋、小型浄水装置等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力体制の整備に努める。 - 災害時に応急給水の円滑化を図るため、市内 30 配水池に給水専用給水所を整備。貯水量概ね 6,000 m³以上の大規模 4 施設には、市民自家用車利用給水所を整備する。 - 市全体の常備計画を策定して、給水袋の備蓄を推進する。 - 市民は、持ち出し分を含めて最低 3 日分、推奨 1 週間分の飲料水等を備蓄する。 (3) 生活用水の確保 ア～エ 4 (略) 5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課、消防本部】 (1)～(2) (略) (3) 災害救助用物資・資機材の調達・輸送体制の整備 調達・輸送体制について物資等を保有する業者並びに輸送業者と協議を行い、協定の締結に努める。 → 資料編 [資料 4-(2)- 8]災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合） [資料 4-(2)- 9]災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合） [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会） [資料 4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） [資料 4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会） [資料 4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会） <u>[資料 4-(2)-14]災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）</u> 6 感染症防止対策物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課】 (1) 基本的事項 ア (略)	(3)～(4) (略) 3 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備【防災危機管理課、各支所、上下水道局】 (1) (略) (2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達 <u>県、市及び市民は全体で、被害想定に基づき、短期的避難所生活者等については概ね 3 日分、災害救助従事者については概ね 2 日分に相当する量を目標に飲料水の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。</u> - 迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋、小型浄水装置等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力体制の整備に努める。 - 災害時に応急給水の円滑化を図るため、市内 30 配水池に給水専用給水所を整備。貯水量概ね 6,000 m³以上の大規模 4 施設には、市民自家用車利用給水所を整備する。 - 市全体の常備計画を策定して、給水袋の備蓄を推進する。 - 市民は、持ち出し分を含めて最低 3 日分、推奨 1 週間分の飲料水等を備蓄する。 (3) 生活用水の確保 ア～エ (略) <u>オ 工業用水の活用</u> <u>県企業局が管理する消火栓設備からの用水を、災害時の生活用水として使用するよう申請する。</u> 4 (略) 5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課、消防本部】 (1)～(2) (略) (3) 災害救助用物資・資機材の調達・輸送体制の整備 調達・輸送体制について物資等を保有する業者並びに輸送業者と協議を行い、協定の締結に努める。 → 資料編 [資料 4-(2)- 8]災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合） [資料 4-(2)- 9]災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合） [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会） [資料 4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） [資料 4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会） [資料 4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会） 6 感染症防止対策物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災危機管理課】 (1) 基本的事項 ア (略)	島根県地域防災計画の修正を反映 島根県の助言を反映 記載の適正化

旧		新		備考
イ 品目 ● アルコール消毒液 ● ペーパータオル ● ハンドソープ ● 手袋 ● マスク ● ガウン ● フェイスシールド ウ （略）		イ 品目 ● アルコール消毒液 ● ペーパータオル ● ハンドソープ ● 手袋 ● マスク ● ガウン ● フェイスシールド ● <u>次亜塩素酸ナトリウム</u> ウ （略）		品目の追加
第 1 6 節 廃棄物等の処理体制の整備		第 1 6 節 廃棄物等の処理体制の整備		
建物の浸水、流出、倒壊や焼失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 9 月策定）により効率的に処理できるように、以下のとおり処理体制を整備する。 1 ～ 2 （略） 3 応援協力体制の整備 【防災危機管理課、環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、道路課】 (1) ～ (2) （略） (1) 県市町村等との連携 隣接する市町村で同様の被害が出た場合は、速やかに連絡を取って、災害廃棄物処理に関する協力を行う。また、本市で被害が出た場合は、被害状況や必要とする人的・物的数量を明示し、応援を要請する。 → 資料編 [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会） [資料 4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） [資料 4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設協会） [資料 4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市北建設業連絡協議会） <u>[資料 4-(2)-14]災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）</u> [資料 4-(2)-15]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八東清掃協同組合ほか） 4 （略）		建物の浸水、流出、倒壊や焼失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を、「松江市災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 9 月策定）により効率的に処理できるように、以下のとおり処理体制を整備する。 1 ～ 2 （略） 3 応援協力体制の整備 【防災危機管理課、環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、道路課】 (1) ～ (2) （略） (1) 県市町村等との連携 隣接する市町村で同様の被害が出た場合は、速やかに連絡を取って、災害廃棄物処理に関する協力を行う。また、本市で被害が出た場合は、被害状況や必要とする人的・物的数量を明示し、応援を要請する。 → 資料編 [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会） [資料 4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） [資料 4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設協会） [資料 4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市北建設業連絡協議会） <u>[資料 4-(2)-14]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八東清掃協同組合ほか）</u> 4 （略）		
第 1 7 節 消防団及び自主防災体制の整備		第 1 7 節 消防団及び自主防災体制の整備		
大規模地震災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて県民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。 1 消防団の育成強化 【消防本部、各支所】 (1) 消防団の現状と組織状況 近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。 - 過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少。 - 団員の高齢化に伴う消防力の低下。		大規模地震災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて県民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。 1 消防団の育成強化 【消防本部、各支所】 (1) 消防団の現状と組織状況 近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。 - 過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少。 - 団員の高齢化に伴う消防力の低下。		記載の適正化

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

[illegible]

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考																																				
配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。 本市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となって行う「松江市防災訓練」のほか、地域住民が主体となって行う「各地域防災訓練」、市及び防災関係機関が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進している。防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めなければならない。 1 （略） 2 防災訓練の実施内容……………【防災危機管理課、消防本部、各支所】 「松江市防災訓練」、「各地域防災訓練」及び「職員災害対応訓練」の実施に当たっては、次に示す項目の中から必要な種目を選定し実施する。 <table><tr><td>気 象 等 の 特 別 警 報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練</td><td>● 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 ● 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。</td></tr><tr><td>災害対策本部設置訓練</td><td>災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。</td></tr><tr><td>防災活動従事者の動員訓練</td><td>災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。</td></tr><tr><td>情報収集・非常通信訓練</td><td>災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。<u>柳浦</u></td></tr><tr><td>消防、救急・救助訓練</td><td>● 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 ● 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。</td></tr><tr><td>避難訓練</td><td>学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。</td></tr><tr><td>医療救護訓練</td><td>医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。</td></tr><tr><td>必要資材の応急手配訓練</td><td>災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。</td></tr><tr><td>避難所の運営・体験訓練</td><td>避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営に当たっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。</td></tr></table>	気 象 等 の 特 別 警 報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練	● 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 ● 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。	災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。	防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。	情報収集・非常通信訓練	災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。 <u>柳浦</u>	消防、救急・救助訓練	● 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 ● 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。	避難訓練	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。	医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。	必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。	避難所の運営・体験訓練	避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営に当たっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。	慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。 本市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となって行う「松江市防災訓練」のほか、地域住民が主体となって行う「各地域防災訓練」、市及び防災関係機関が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進している。防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めなければならない。 1 （略） 2 防災訓練の実施内容……………【防災危機管理課、消防本部、各支所】 「松江市防災訓練」、「各地域防災訓練」及び「職員災害対応訓練」の実施に当たっては、次に示す項目の中から必要な種目を選定し実施する。 <table><tr><td>気 象 等 の 特 別 警 報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練</td><td>● 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 ● 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。</td></tr><tr><td>災害対策本部設置訓練</td><td>災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。</td></tr><tr><td>防災活動従事者の動員訓練</td><td>災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。</td></tr><tr><td>情報収集・非常通信訓練</td><td>災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。<u> </u></td></tr><tr><td>消防、救急・救助訓練</td><td>● 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 ● 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。</td></tr><tr><td>避難訓練</td><td>学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。</td></tr><tr><td>医療救護訓練</td><td>医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。</td></tr><tr><td>必要資材の応急手配訓練</td><td>災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。</td></tr><tr><td>避難所の運営・体験訓練</td><td>避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営に当たっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。</td></tr></table>	気 象 等 の 特 別 警 報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練	● 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 ● 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。	災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。	防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。	情報収集・非常通信訓練	災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。 <u> </u>	消防、救急・救助訓練	● 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 ● 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。	避難訓練	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。	医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。	必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。	避難所の運営・体験訓練	避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営に当たっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。	記載の適正化
気 象 等 の 特 別 警 報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練	● 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 ● 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。																																					
災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。																																					
防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。																																					
情報収集・非常通信訓練	災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。 <u>柳浦</u>																																					
消防、救急・救助訓練	● 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 ● 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。																																					
避難訓練	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。																																					
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。																																					
必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。																																					
避難所の運営・体験訓練	避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営に当たっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。																																					
気 象 等 の 特 別 警 報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練	● 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 ● 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。																																					
災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。																																					
防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。																																					
情報収集・非常通信訓練	災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。 <u> </u>																																					
消防、救急・救助訓練	● 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 ● 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。																																					
避難訓練	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。																																					
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。																																					
必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。																																					
避難所の運営・体験訓練	避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営に当たっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。																																					

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考																							
<table><tr><td>シミュレーション訓練</td><td>様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。 また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 ● 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 ● 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 ● 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送 </td></tr><tr><td>災害応急復旧訓練</td><td> ● 鉄道、道路の交通確保 ● 復旧資材、人員の緊急輸送 ● 決壊堤防の応急修復 ● 電力、通信施設の応急修復 </td></tr><tr><td>その他の訓練</td><td> ● 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ● 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。 </td></tr></table>	シミュレーション訓練	様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。 また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 ● 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 ● 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 ● 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送	災害応急復旧訓練	● 鉄道、道路の交通確保 ● 復旧資材、人員の緊急輸送 ● 決壊堤防の応急修復 ● 電力、通信施設の応急修復	その他の訓練	● 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ● 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。	<table><tr><td>シミュレーション訓練</td><td>様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。 また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 ● 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 ● 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 ● 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送 </td></tr><tr><td>災害応急復旧訓練</td><td> ● 鉄道、道路の交通確保 ● 復旧資材、人員の緊急輸送 ● 決壊堤防の応急修復 ● 電力、通信施設の応急修復 </td></tr><tr><td>その他の訓練</td><td> ● 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ● 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。 </td></tr></table>	シミュレーション訓練	様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。 また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 ● 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 ● 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 ● 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送	災害応急復旧訓練	● 鉄道、道路の交通確保 ● 復旧資材、人員の緊急輸送 ● 決壊堤防の応急修復 ● 電力、通信施設の応急修復	その他の訓練	● 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ● 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。														
シミュレーション訓練	様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。 また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 ● 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 ● 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 ● 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送																										
災害応急復旧訓練	● 鉄道、道路の交通確保 ● 復旧資材、人員の緊急輸送 ● 決壊堤防の応急修復 ● 電力、通信施設の応急修復																										
その他の訓練	● 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ● 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。																										
シミュレーション訓練	様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。 また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 ● 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 ● 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 ● 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送																										
災害応急復旧訓練	● 鉄道、道路の交通確保 ● 復旧資材、人員の緊急輸送 ● 決壊堤防の応急修復 ● 電力、通信施設の応急修復																										
その他の訓練	● 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ● 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。																										
津波災害を想定した防災訓練に当たっての留意事項は次のとおり。		津波災害を想定した防災訓練に当たっての留意事項は次のとおり。																									
<table><tr><td> 1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。 </td><td colspan="2"><table><tr><td> 1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。 </td><td></td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">3 （略）</td><td colspan="2">3 （略）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">第 2 1 節 要配慮者の安全確保体制の整備</td><td colspan="2">第 2 1 節 要配慮者の安全確保体制の整備</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"> 高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 *1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 *2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。 </td><td colspan="2"> 高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 *1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 *2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。 </td><td></td></tr><tr><td colspan="2">1 避難行動要支援者等支援体制の構築 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】</td><td colspan="2">1 避難行動要支援者等支援体制の構築 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】</td><td></td></tr></table>		1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。	<table><tr><td> 1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。 </td><td></td></tr></table>		1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。			3 （略）		3 （略）			第 2 1 節 要配慮者の安全確保体制の整備		第 2 1 節 要配慮者の安全確保体制の整備			高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 *1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 *2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。		高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 *1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 *2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。			1 避難行動要支援者等支援体制の構築 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】		1 避難行動要支援者等支援体制の構築 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】		
1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。	<table><tr><td> 1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。 </td><td></td></tr></table>		1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。																								
1 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。 2 参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次回の訓練に反映させるよう努める。																											
3 （略）		3 （略）																									
第 2 1 節 要配慮者の安全確保体制の整備		第 2 1 節 要配慮者の安全確保体制の整備																									
高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 *1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 *2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。		高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 *1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。 *2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。																									
1 避難行動要支援者等支援体制の構築 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】		1 避難行動要支援者等支援体制の構築 【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、学校教育課、各支所ほか関係各課】																									

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。 * 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。 (1) 避難計画の策定における留意事項 本章第 9 節に定める避難計画の策定に当たっては、次の点に留意する。 ● 要配慮者及び避難行動要支援者への避難指示等の伝達方法 ● 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項 ● 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における市、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の役割 (2) 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者名簿の作成等に当たっては、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき実施する。 ● 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 ● 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。 ①75 歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者 ②身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ③療育手帳（A，B）の交付を受けている者 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者 ⑤介護保険における要介護認定 3 ～ 5 を受けている者 ⑥その他、市長が特に必要と認めた者 ● 上記の要件を満たさない者であっても、以下の者は避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる。 ①避難支援等関係者により掲載の必要があると認められた者 ②自らの命を主体的に守るため、掲載を希望する者 ● 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画にかかる避難支援等関係者を、以下のとおり定める。 ①消防機関（消防本部、消防署、消防団） ②警察機関（警察本部、警察署） ③民生児童委員 ④社会福祉協議会・地区社会福祉協議会 ⑤自治会 ⑥自主防災組織及び要配慮者支援組織 ⑦その他、市長が特別に定める者 ● 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 ①氏名 ②生年月日 ③性別	関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。 * 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。 (1) 避難計画の策定における留意事項 本章第 9 節に定める避難計画の策定に当たっては、次の点に留意する。 ● 要配慮者及び避難行動要支援者への避難指示等の伝達方法 ● 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項 ● 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における市、町内会・自治会、自主防災組織、福祉関係者等の役割 (2) 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者名簿の作成等に当たっては、松江市避難行動要支援者全体計画に基づき実施する。 ● 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 ● 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。 ①75 歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者 ②身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ③療育手帳（A，B）の交付を受けている者 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者 ⑤介護保険における要介護認定 3 ～ 5 を受けている者 ⑥その他、市長が特に必要と認めた者 ● 上記の要件を満たさない者であっても、以下の者は避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる。 ①避難支援等関係者により掲載の必要があると認められた者 ②自らの命を主体的に守るため、掲載を希望する者 ● 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画にかかる避難支援等関係者を、以下のとおり定める。 ①消防機関（消防本部、消防署、消防団） ②警察機関（警察本部、警察署） ③民生児童委員協議会 ④社会福祉協議会・地区社会福祉協議会 ⑤町内会・自治会 ⑥自主防災組織及び要配慮者支援組織 ⑦その他、市長が特別に定める者 ● 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 ①氏名 ②生年月日 ③性別	記載の適正化 記載の適正化

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表		
旧	新	備考
④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 - 避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。 (3)～(8) (略) 2 地域における対策……………【防災危機管理課、市民課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、生涯学習課、各支所ほか関係各課】 (1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備 - 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。 - 町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援組織）により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。 (2)～(8) (略) 3 (略) 第22節 孤立防止対策 大規模な地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。 1～3 (略) 4 孤立に強い地区づくり……………【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生涯学習課、各支所】 (1)～(5) (略) (6) 要配慮者支援会議の育成 町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。	④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 - 避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。 (3)～(8) (略) 2 地域における対策……………【防災危機管理課、市民課、観光振興課、国際観光課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生活福祉課、生涯学習課、各支所ほか関係各課】 (1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備 - 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。 - 町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援組織）により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。 (2)～(8) (略) 3 (略) 第22節 孤立防止対策 大規模な地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。 1～3 (略) 4 孤立に強い地区づくり……………【防災危機管理課、市民生活相談課、健康福祉総務課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、障がい者福祉課、生涯学習課、各支所】 (1)～(5) (略) (6) 要配慮者支援会議の育成 町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。	記載の適正化 記載の適正化

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
5 （略） 第 2 3 節 調査研究 (略)	5 （略） 第 2 3 節 調査研究 (略)	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
第 3 章 地震・津波災害応急対策計画	第 3 章 地震・津波災害応急対策計画	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
第 1 節 応急活動体制 地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。 1 （略） 2 災害対策本部設置前の体制（本庁）……………【防災危機管理課ほか関係各課】 (1)準備体制 ア ～エ（略） オ 防災活動の内容 - 防災部長は、必要に応じ災害対策連絡会議を招集する。 - 災害対策連絡会議は、関係各課、支所及び関係機関等の把握する災害情報を一元的に収集・整理し、情報の共有化を図る。 - 関係各課は、地震・津波の状況や被害状況等の情報を収集し、的確な情報連絡活動及び応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、警戒体制の配備ができるよう準備する。 - 職員配備は動員計画に定める人員を標準とするが、各課長の判断により増減することができる。 - 勤務時間外の場合、警戒体制の関係職員は、地震・津波情報等に留意し時間外の登庁に備え自宅等で待機する。ア - 防災部長は、必要に応じ避難指示等の発令について市長に進言を行うことができる。 図：災害対策連絡会議構成図 部長 防災部長 事務局 防災部 主管課 政策企画課長 総務課長 財政課長 商工企画課長 観光振興課長 文化振興課長 市民生活相談課長 健康福祉総務課長 こども政策課長 環境エネルギー課長 建設総務課長 教育総務課長 議会事務局総務課長 広報班 広報課長 消防本部 消防総務課長 支所災害対策連絡会議 各支所地域振興課長 ※必要に応じ、関係課長(公営企業局)を招集する。	第 1 節 応急活動体制 地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。 1 （略） 2 災害対策本部設置前の体制（本庁）……………【防災危機管理課ほか関係各課】 (1)準備体制 ア ～エ（略） オ 防災活動の内容 - 防災部長は、必要に応じ災害対策連絡会議を招集する。 - 災害対策連絡会議は、関係各課、支所及び関係機関等の把握する災害情報を一元的に収集・整理し、情報の共有化を図る。 - 関係各課は、地震・津波の状況や被害状況等の情報を収集し、的確な情報連絡活動及び応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、警戒体制の配備ができるよう準備する。 - 職員配備は動員計画に定める人員を標準とするが、各課長の判断により増減することができる。 - 勤務時間外の場合、警戒体制の関係職員は、地震・津波情報等に留意し時間外の登庁に備え自宅等で待機する。 - 防災部長は、必要に応じ避難指示等の発令について市長に進言を行うことができる。 図：災害対策連絡会議構成図 部長 防災部長 事務局 防災部 主管課 政策企画課長 総務課長 財政課長 商工企画課長 観光振興課長 文化振興課長 市民生活相談課長 健康福祉総務課長 こども政策課長 環境エネルギー課長 建設総務課長 教育総務課長 議会事務局総務課長 都市政策課長 広報班 広報課長 消防本部 消防総務課長 支所災害対策連絡会議 各支所地域振興課長 ※必要に応じ、関係課長(公営企業局)を招集する。	組織再編による修正

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
(2) 警戒体制 ア～ク （略） ケ 組織 警戒本部の組織は次のとおりとする。 図：警戒本部組織図	(2) 警戒体制 ア～ク （略） ケ 組織 警戒本部の組織は次のとおりとする。 図：警戒本部組織図	

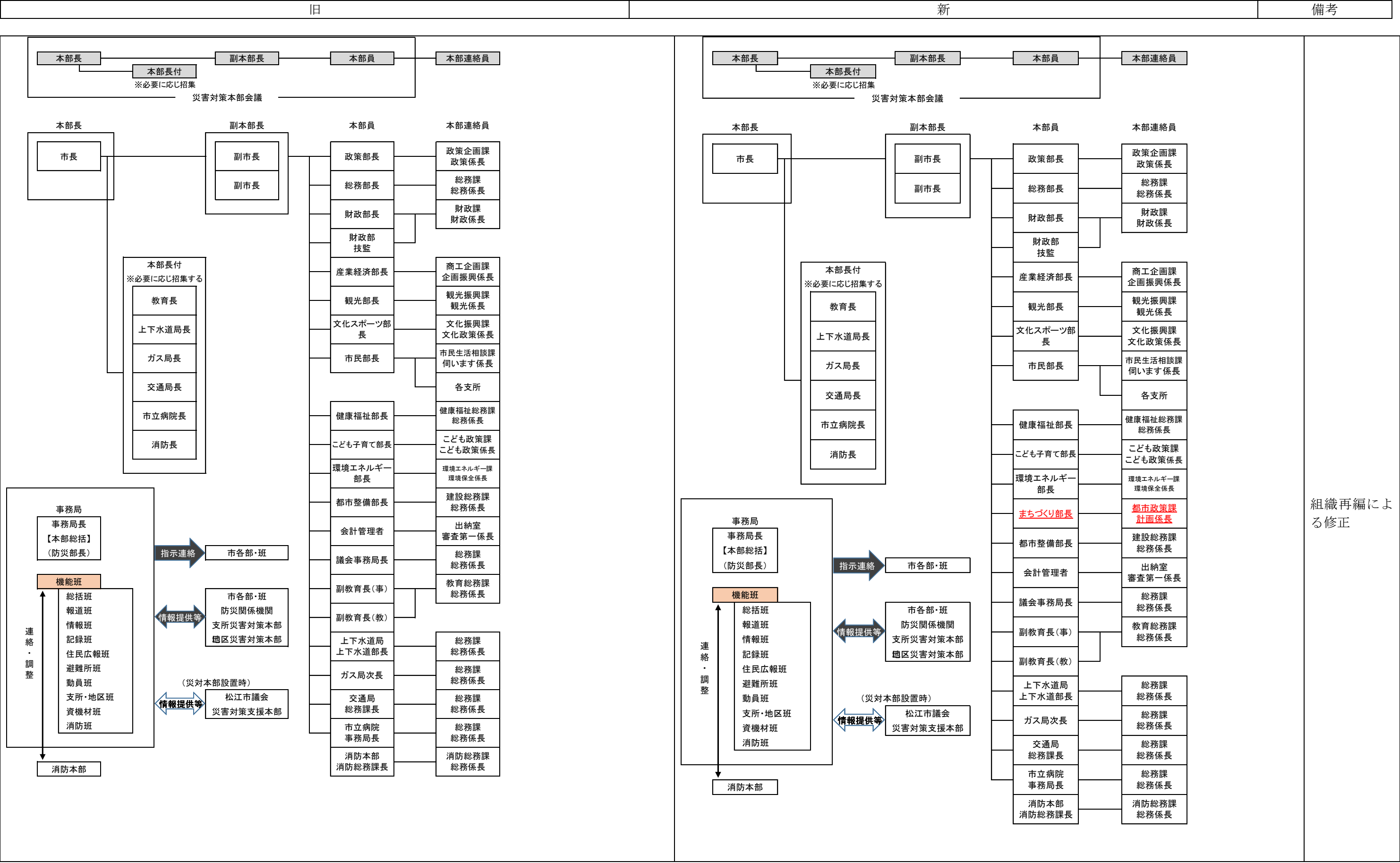
松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考
警戒本部 本部長 (副市長 防災部所管) 警戒本部 本部長付 ※必要に応じ招集 警戒本部 副本部長(副市長) 警戒本部 本部員 警戒本部 本部連絡員 警戒本部会議 本部長 副市長 (防災部所管) 副本部長 副市長 本部員 本部連絡員 政策部長 政策企画課 政策係長 総務部長 総務課 総務係長 財政部長 財政課 財政係長 財政部 技監 産業経済部長 商工企画課 企画振興係長 観光部長 観光振興課 観光係長 文化スポーツ部長 文化振興課 文化政策係長 市民部長 市民生活相談課 伺います係長 各支所 健康福祉部長 健康福祉総務課 総務係長 こども子育て部長 こども政策課 こども政策係長 環境エネルギー部長 環境エネルギー課 環境保全係長 都市整備部長 建設総務課 総務係長 会計管理者 出納室 審査第一係長 議会事務局長 総務課 総務係長 副教育長(事) 副教育長(教) 上下水道局長 上下水道部長 ガス局次長 交通局 総務課長 市立病院 事務局長 消防本部 消防総務課長 総務課 総務係長 総務課 総務係長 総務課 総務係長 総務課 総務係長 消防総務課 消防総務係長 本部長付 ※必要に応じ招集する 教育長 上下水道局長 ガス局長 交通局長 市立病院長 消防長 事務局 事務局長 【本部総括】 (防災部長) 機能班 総括班 報道班 情報班 記録班 住民広報班 避難所班 動員班 支所・地区班 資機材班 消防班 連絡・調整 消防本部 指示連絡 市各部・班 情報提供等 市各部・班 防災関係機関 支所警戒本部 地区災害対策本部 (災对本部設置時) 情報提供等 松江市議会 災害対策支援本部		警戒本部 本部長 (副市長 防災部所管) 警戒本部 本部長付 ※必要に応じ招集 警戒本部 副本部長(副市長) 警戒本部 本部員 警戒本部 本部連絡員 警戒本部会議 本部長 副市長 (防災部所管) 副本部長 副市長 本部員 本部連絡員 政策部長 政策企画課 政策係長 総務部長 総務課 総務係長 財政部長 財政課 財政係長 財政部 技監 産業経済部長 商工企画課 企画振興係長 観光部長 観光振興課 観光係長 文化スポーツ部長 文化振興課 文化政策係長 市民部長 市民生活相談課 伺います係長 各支所 健康福祉部長 健康福祉総務課 総務係長 こども子育て部長 こども政策課 こども政策係長 環境エネルギー部長 環境エネルギー課 環境保全係長 都市整備部長 建設総務課 総務係長 会計管理者 出納室 審査第一係長 議会事務局長 総務課 総務係長 副教育長(事) 副教育長(教) 上下水道局長 上下水道部長 ガス局次長 交通局 総務課長 市立病院 事務局長 消防本部 消防総務課長 総務課 総務係長 総務課 総務係長 総務課 総務係長 総務課 総務係長 消防総務課 消防総務係長 本部長付 ※必要に応じ招集する 教育長 上下水道局長 ガス局長 交通局長 市立病院長 消防長 事務局 事務局長 【本部総括】 (防災部長) 機能班 総括班 報道班 情報班 記録班 住民広報班 避難所班 動員班 支所・地区班 資機材班 消防班 連絡・調整 消防本部 指示連絡 市各部・班 情報提供等 市各部・班 防災関係機関 支所警戒本部 地区災害対策本部 (災对本部設置時) 情報提供等 松江市議会 災害対策支援本部		組織再編による修正

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
3 災害対策本部設置以降の体制（本庁）……………【防災危機管理課ほか関係各課】 市域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害体制を配備する。 (1) ～ (9) （略） (10) 組織 災害対策本部の組織及び班編成は次のとおりとする。なお、各部・班の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。 → 資料編 [資料 2-1]災害対策本部の事務分掌 図：災害対策本部組織図	3 災害対策本部設置以降の体制（本庁）……………【防災危機管理課ほか関係各課】 市域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害体制を配備する。 (1) ～ (9) （略） (10) 組織 災害対策本部の組織及び班編成は次のとおりとする。なお、各部・班の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。 → 資料編 [資料 2-1]災害対策本部の事務分掌 図：災害対策本部組織図	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表



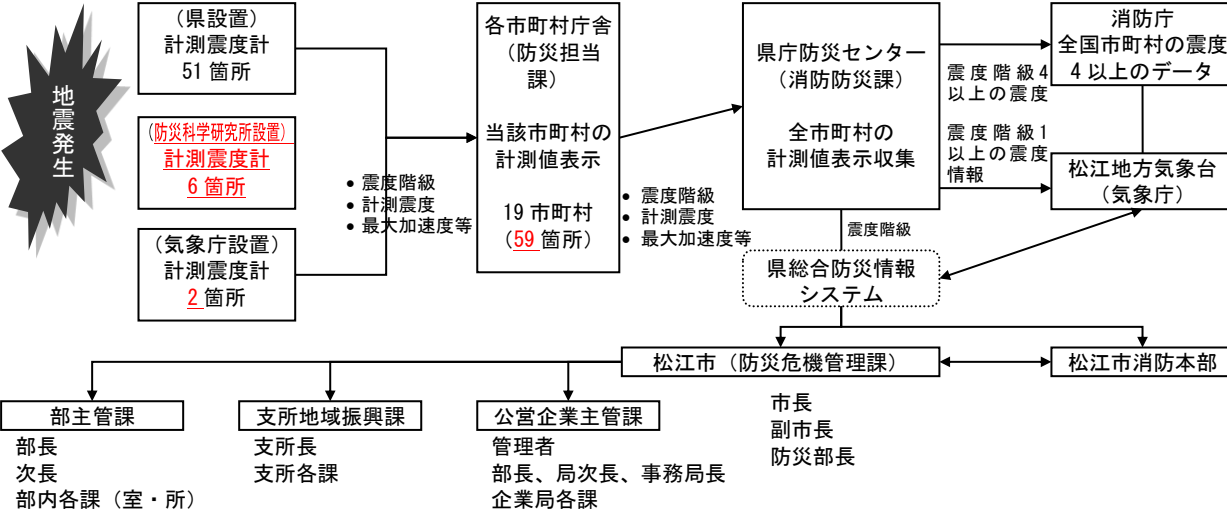
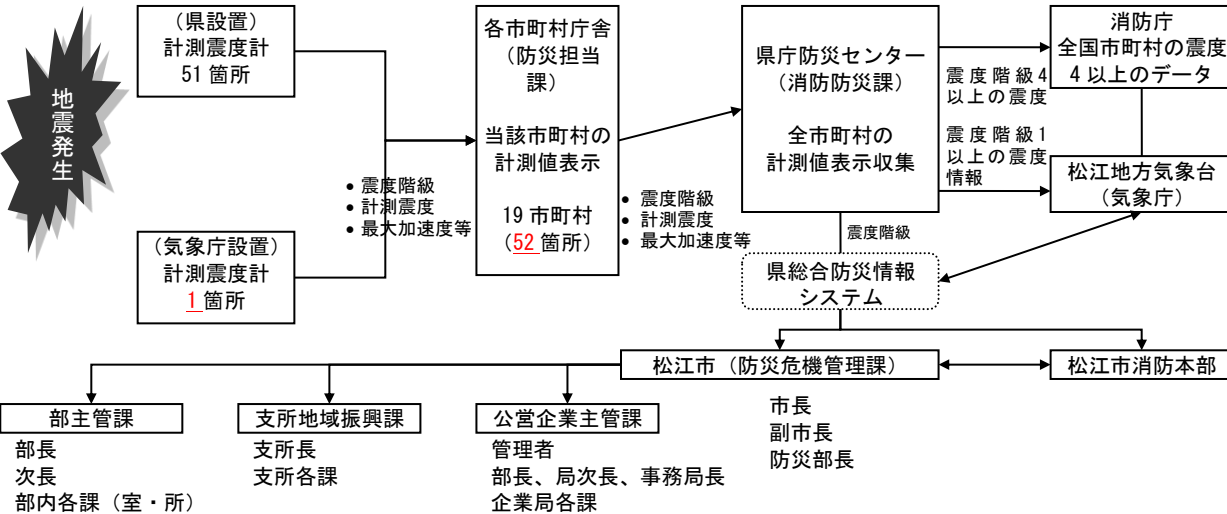
松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考
各部・各班に所属する課（室、局）			各部・各班に所属する課（室、局）			組織再編による修正
部名	班名	班に所属する課	部名	班名	班に所属する課	
政策部	情報管理班	市長公室、政策企画課、SDGs 推進課	政策部	情報管理班	市長公室、政策企画課 <u>（地域政策室）</u> 、SDGs 推進課	
	広報報道班	秘書課、広報課		広報報道班	秘書課、広報課	
	通信対策班	デジタル戦略課		通信対策班	デジタル戦略課	
総務部	総務班	総務課、選挙管理委員会事務局	総務部	総務班	総務課、選挙管理委員会事務局	
	人事班	人事課、組織戦略課		人事班	人事課、組織戦略課	
財政・出納部	財政班	財政課	財政・出納部	財政班	財政課	
	物資調達班	資産経営課、新庁舎整備課、公共建築課、契約検査課（建設工事監理室）		物資調達班	資産経営課、新庁舎整備課、公共建築課、契約検査課（建設工事監理室）	
	被害調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課		被害調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課	
	出納班	出納室		出納班	出納室	
産業経済部	商工対策班	商工企画課、定住企業立地推進課、 <u>まつえ産業支援センター</u>	産業経済部	商工対策班	商工企画課、 <u>新産業創造課</u> 、 <u>ものづくり産業支援センター</u> 、定住企業立地推進課（ <u>企業団地整備室</u> ）	
	農林対策班	農政課（農業委員会事務局）、農林基盤整備課		農林対策班	農政課（農業委員会事務局）、農林基盤整備課	
	水産対策班	水産振興課		水産対策班	水産振興課	
観光部・文化スポーツ部	観光対策班	観光振興課 <u>（観光戦略室）</u> 、観光施設課、文化振興課（ジオパーク推進室）、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館	観光部・文化スポーツ部	観光対策班	観光振興課 <u>（小泉八雲・セツのドラマ応援室）</u> 、観光施設課、文化振興課（ジオパーク推進室）、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館	
	体育施設班	スポーツ課（総合体育館整備室）		体育施設班	スポーツ課（総合体育館整備室）	
	外国人支援班	国際観光課（国際交流会館）		外国人支援班	国際観光課（国際交流会館）	
市民部	広報支援班	市民生活相談課（消費・生活相談室）	市民部	広報支援班	市民生活相談課（消費・生活相談室）	
	総合窓口班	人権男女共同参画課（男女共同参画センター）、市民課 <u>（マイナンバーカード交付促進室）</u>		総合窓口班	人権男女共同参画課（男女共同参画センター）、市民課 <u>（マイナンバーカード交付室）</u>	
健康福祉部・子育て部	避難対策班	健康福祉総務課、家庭相談課、障がい者福祉課、生活福祉課、保険年金課	健康福祉部・ <u>こども</u> 子育て部	避難対策班	健康福祉総務課、家庭相談課、障がい者福祉課、生活福祉課、保険年金課	
	救護防疫班	介護保険課、保健衛生課、健康推進課、 <u>コロナワクチン接種事業課</u> 、こども家庭支援課		救護防疫班	介護保険課、健康推進課 <u>（予防接種室）</u> 、 <u> </u> 、保健衛生課、こども家庭支援課	
	児童対策班	こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、市立幼稚園、市立保育所（園）、市立幼保園		児童対策班	こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、市立幼稚園、市立保育所（園）、市立幼保園	
環境エネルギー部	環境保全班	環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、西持田不燃物処理場、エコクリーン松江、西持田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ	環境エネルギー部	環境保全班	環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課、西持田不燃物処理場、エコクリーン松江、西持田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ	
都市整備部	都市政策班	都市政策課、（まちづくり推進室）、交通政策課、大橋川治水・国県事業推進課	<u>まちづくり部</u> ・都市整備部	都市政策班	都市政策課、（まちづくり推進室）、交通政策課 <u>（公共交通戦略室）</u> 、大橋川治水・国県事業推進課	
	公営・民間住宅班	住宅政策課、建築審査課		公営・民間住宅班	住宅政策課、建築審査課	
	土木班	建設総務課（道・緑・水辺相談室）、道路課、土地対策課、河川課		土木班	建設総務課（道・緑・水辺相談室）、道路課、土地対策課、河川課	
	公園緑地班	公園緑地課		公園緑地班	公園緑地課	
支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局	支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局	
教育部	教育総務班	教育総務課（皆美が丘女子高等学校事務室）、学校管理課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課（北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター）	教育部	教育総務班	教育総務課（皆美が丘女子高等学校事務室）、学校管理課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課（北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター）	
	教育施設班	生涯学習課（中央図書館、青少年支援室）		教育施設班	生涯学習課（中央図書館、青少年支援室）	
* 上下水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。			* 上下水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。			

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考															
4～8（略） 第2節 災害情報の収集・伝達 地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。 1（略） 2 地震情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、消防本部、各支所】	4～8（略） 第2節 災害情報の収集・伝達 地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。 1（略） 2 地震情報の収集・伝達……………【防災危機管理課、消防本部、各支所】 (1) <u>地震に関する情報の発表、伝達及び種類</u> ア <u>発表基準</u> (ア) <u>県内で震度1以上を観測したとき。</u> (イ) <u>その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。</u> イ <u>発表、伝達</u> <u>気象庁は発表基準により「震度速報」以外の情報を津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。</u> ウ <u>種類及び内容</u> <u>地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。</u> <table><tr><th><u>地震情報の種類</u></th><th><u>発表基準</u></th><th><u>内 容</u></th></tr><tr><td><u>震度速報</u></td><td><u>・震度3以上</u></td><td><u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</u></td></tr><tr><td><u>震源に関する情報</u></td><td><u>・震度3以上</u> <u>（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</u></td><td><u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u></td></tr><tr><td><u>震源・震度情報</u></td><td><u>・震度1以上</u> <u>・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> <u>・緊急地震速報（警報）を発表した時</u></td><td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。</u></td></tr><tr><td><u>推計震度分布図</u></td><td><u>・震度5弱以上</u></td><td><u>観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報とし</u></td></tr></table>	<u>地震情報の種類</u>	<u>発表基準</u>	<u>内 容</u>	<u>震度速報</u>	<u>・震度3以上</u>	<u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</u>	<u>震源に関する情報</u>	<u>・震度3以上</u> <u>（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</u>	<u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>	<u>震源・震度情報</u>	<u>・震度1以上</u> <u>・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> <u>・緊急地震速報（警報）を発表した時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。</u>	<u>推計震度分布図</u>	<u>・震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報とし</u>	記載の適正化
<u>地震情報の種類</u>	<u>発表基準</u>	<u>内 容</u>															
<u>震度速報</u>	<u>・震度3以上</u>	<u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</u>															
<u>震源に関する情報</u>	<u>・震度3以上</u> <u>（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</u>	<u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>															
<u>震源・震度情報</u>	<u>・震度1以上</u> <u>・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> <u>・緊急地震速報（警報）を発表した時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。</u>															
<u>推計震度分布図</u>	<u>・震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報とし</u>															

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新		備考										
防災危機管理課は、市内に設置された震度計により、震度階級、測定震度及び最大加速度等の震度情報を収集するとともに、島根県震度情報ネットワーク（下図）を通じて、県総合防災情報システム及び松江地方気象台等より本市及び周辺地域の震度情報を収集し、関係各課等へ直ちに伝達を行う。 図：島根県震度情報ネットワーク及び伝達系統  松江市内の震度観測地点 一覧表 <table><tr><th>震度観測点名称</th><th>設置者</th><th>震度観測点名称</th><th>設置者</th></tr><tr><td>松江市西生馬町</td><td>気 象 庁</td><td>松江市島根町加賀</td><td>島 根 県</td></tr></table>	震度観測点名称	設置者	震度観測点名称	設置者	松江市西生馬町	気 象 庁	松江市島根町加賀	島 根 県	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	<u>て発表。</u> <u>海域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値ほか、地点毎に、長周期地震動の周期別階級等を発表。</u>	記載の適正化	
	震度観測点名称	設置者	震度観測点名称	設置者									
	松江市西生馬町	気 象 庁	松江市島根町加賀	島 根 県									
	<u>遠地地震に関する情報※</u>	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を各地した場合は1時間半～2時間程度で発表										
	<u>その他の情報</u>	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。										
(2) <u>地震情報の伝達経路</u> 防災危機管理課は、市内に設置された震度計により、震度階級、測定震度及び最大加速度等の震度情報を収集するとともに、島根県震度情報ネットワーク（下図）を通じて、県総合防災情報システム及び松江地方気象台等より本市及び周辺地域の震度情報を収集し、関係各課等へ直ちに伝達を行う。 図：島根県震度情報ネットワーク及び伝達系統  松江市内の震度観測地点 一覧表 <table><tr><th>震度観測点名称</th><th>設置者</th><th>震度観測点名称</th><th>設置者</th></tr><tr><td>松江市西生馬町</td><td>気 象 庁</td><td>松江市島根町加賀</td><td>島 根 県</td></tr></table>					震度観測点名称	設置者	震度観測点名称	設置者	松江市西生馬町	気 象 庁	松江市島根町加賀	島 根 県	記載の適正化
震度観測点名称	設置者	震度観測点名称	設置者										
松江市西生馬町	気 象 庁	松江市島根町加賀	島 根 県										

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧				新				備考																																																		
<table><tr><td>松江市西津田</td><td>気 象 庁</td></tr><tr><td>松江市学園南</td><td>防 災 科 研</td></tr><tr><td>松江市美保関総合運動公園</td><td>防 災 科 研</td></tr><tr><td>松江市鹿島町佐陀本郷</td><td>島 根 県</td></tr><tr><td>松江市玉湯町湯町</td><td>島 根 県</td></tr></table>		松江市西津田	気 象 庁	松江市学園南	防 災 科 研	松江市美保関総合運動公園	防 災 科 研	松江市鹿島町佐陀本郷	島 根 県	松江市玉湯町湯町	島 根 県	<table><tr><td>松江市八束町波入</td><td>島 根 県</td></tr><tr><td>松江市東出雲町揖屋</td><td>島 根 県</td></tr><tr><td>松江市八雲町西岩坂</td><td>島 根 県</td></tr><tr><td>松江市宍道町宍道</td><td>島 根 県</td></tr></table>		松江市八束町波入	島 根 県	松江市東出雲町揖屋	島 根 県	松江市八雲町西岩坂	島 根 県	松江市宍道町宍道	島 根 県	<table><tr><td>松江市西津田</td><td>気 象 庁</td></tr><tr><td>松江市学園南</td><td>防 災 科 研</td></tr><tr><td>松江市美保関総合運動公園</td><td>防 災 科 研</td></tr><tr><td>松江市鹿島町佐陀本郷</td><td>島 根 県</td></tr><tr><td>松江市玉湯町湯町</td><td>島 根 県</td></tr></table>		松江市西津田	気 象 庁	松江市学園南	防 災 科 研	松江市美保関総合運動公園	防 災 科 研	松江市鹿島町佐陀本郷	島 根 県	松江市玉湯町湯町	島 根 県	<table><tr><td>松江市八束町波入</td><td>島 根 県</td></tr><tr><td>松江市東出雲町揖屋</td><td>島 根 県</td></tr><tr><td>松江市八雲町西岩坂</td><td>島 根 県</td></tr><tr><td>松江市宍道町宍道</td><td>島 根 県</td></tr></table>		松江市八束町波入	島 根 県	松江市東出雲町揖屋	島 根 県	松江市八雲町西岩坂	島 根 県	松江市宍道町宍道	島 根 県															
松江市西津田	気 象 庁																																																									
松江市学園南	防 災 科 研																																																									
松江市美保関総合運動公園	防 災 科 研																																																									
松江市鹿島町佐陀本郷	島 根 県																																																									
松江市玉湯町湯町	島 根 県																																																									
松江市八束町波入	島 根 県																																																									
松江市東出雲町揖屋	島 根 県																																																									
松江市八雲町西岩坂	島 根 県																																																									
松江市宍道町宍道	島 根 県																																																									
松江市西津田	気 象 庁																																																									
松江市学園南	防 災 科 研																																																									
松江市美保関総合運動公園	防 災 科 研																																																									
松江市鹿島町佐陀本郷	島 根 県																																																									
松江市玉湯町湯町	島 根 県																																																									
松江市八束町波入	島 根 県																																																									
松江市東出雲町揖屋	島 根 県																																																									
松江市八雲町西岩坂	島 根 県																																																									
松江市宍道町宍道	島 根 県																																																									
3 津波情報の収集・伝達.....【防災危機管理課、消防本部、各支所】 (1) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の種類と発表基準、内容等 ア 津波警報・注意報 津波警報・注意報の種類と発表基準、発表される津波の高さ等は次のとおりで、津波予報区単位で発表される。 <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th></tr><tr><th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th><th>巨大地震の 場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大 津 波 警 報</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td><td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td></tr><tr><td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td></tr><tr><td>津 波 警 報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td><td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td><td>高い</td></tr><tr><td>津 波 注 意 報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</td><td>1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td><td>(表記しない)</td></tr></table> イ～ウ (略) (2) (略) 4 被害情報等の収集・伝達.....【防災危機管理課、各支所ほか関係各課】								種 類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	大 津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	津 波 注 意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	3 津波情報の収集・伝達【防災危機管理課、消防本部、各支所】 (1) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の種類と発表基準、内容等 ア 津波警報・注意報 津波警報・注意報の種類と発表基準、発表される津波の高さ等は次のとおりで、津波予報区単位で発表される。 <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th></tr><tr><th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th><th>巨大地震の 場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大 津 波 警 報</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td rowspan="3"><u>巨大な津波が襲い</u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td><td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td></tr><tr><td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td></tr><tr><td>津 波 警 報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td><td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td><td>高い</td></tr><tr><td>津 波 注 意 報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</td><td>1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td><td>(表記しない)</td></tr></table> イ～ウ (略) (2) (略) 4 被害情報等の収集・伝達【防災危機管理課、各支所ほか関係各課】		種 類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表	大 津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>巨大な津波が襲い</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	津 波 注 意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	記載の適正化
種 類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ																																																							
			数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表																																																						
大 津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大																																																						
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																							
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																							
津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い																																																						
津 波 注 意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)																																																						
種 類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ																																																							
			数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表																																																						
大 津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>巨大な津波が襲い</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大																																																						
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																							
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																							
津 波 警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い																																																						
津 波 注 意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)																																																						

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考																																																																																				
(1)～(3) (略) (4) 災害情報の通報及び被害状況報告 ア～オ (略) カ 報告様式及び様式別報告系統 報告様式別の報告系統は次のとおりとし、各課から県担当課へ報告された内容については、必ず防災危機管理課にも報告を行う。なお、報告様式は資料編「被害状況報告様式」による。 → 資料編 [資料 2-13]被害状況報告様式 <table><tr><th>様式</th><th>担当課</th><th>報告先</th></tr><tr><td>様式第 0 号</td><td>災害発生即報</td><td>防災危機管理課 → 県防災危機管理課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第 1 号</td><td>被害状況速報</td><td>防災危機管理課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第 3 号の 1</td><td>教育関係被害(休校関係)</td><td>学校教育課 → 県教育事務所</td></tr><tr><td>様式第 3 号の 2、3</td><td>教育関係被害(学校施設関係)</td><td>学校管理課 → 県教育庁教育施設課</td></tr><tr><td>様式第 4 号</td><td>福祉施設関係被害</td><td>健康福祉総務課 → 県健康福祉部各課</td></tr><tr><td>様式第 6 号</td><td>商業及び鉱工業 その他事業関係被害</td><td>商工企画課 → 県商工労働部商工政策課</td></tr><tr><td>様式第8号の1</td><td>災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び 公営住宅関係を除く</td><td>建設総務課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第8号の1</td><td>災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾関係</td><td>水産振興課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第8号の1</td><td>災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※都市計画関係</td><td>都市政策課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第8号の1</td><td>災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※下水道関係</td><td>上下水道局 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第8号の2</td><td>公営住宅関係被害</td><td>住宅政策課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第9号</td><td>農地農業用施設被害</td><td>農林基盤整備課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第9号の4</td><td>農林水産業共同利用施設・国 庫補助事業で整備した施設・ 非共同利用施設及び農畜産物 の被害状況報告書</td><td>農政課 → 東部農林水産振興センター</td></tr></table>	様式	担当課	報告先	様式第 0 号	災害発生即報	防災危機管理課 → 県防災危機管理課 → 松江県土整備事務所	様式第 1 号	被害状況速報	防災危機管理課 → 松江県土整備事務所	様式第 3 号の 1	教育関係被害(休校関係)	学校教育課 → 県教育事務所	様式第 3 号の 2、3	教育関係被害(学校施設関係)	学校管理課 → 県教育庁教育施設課	様式第 4 号	福祉施設関係被害	健康福祉総務課 → 県健康福祉部各課	様式第 6 号	商業及び鉱工業 その他事業関係被害	商工企画課 → 県商工労働部商工政策課	様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び 公営住宅関係を除く	建設総務課 → 松江県土整備事務所	様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾関係	水産振興課 → 松江県土整備事務所	様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※都市計画関係	都市政策課 → 松江県土整備事務所	様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※下水道関係	上下水道局 → 松江県土整備事務所	様式第8号の2	公営住宅関係被害	住宅政策課 → 松江県土整備事務所	様式第9号	農地農業用施設被害	農林基盤整備課 → 松江県土整備事務所	様式第9号の4	農林水産業共同利用施設・国 庫補助事業で整備した施設・ 非共同利用施設及び農畜産物 の被害状況報告書	農政課 → 東部農林水産振興センター	(1)～(3) (略) (4) 災害情報の通報及び被害状況報告 ア～オ (略) カ 報告様式及び様式別報告系統 報告様式別の報告系統は次のとおりとし、各課から県担当課へ報告された内容については、必ず防災危機管理課にも報告を行う。なお、報告様式は資料編「被害状況報告様式」による。 → 資料編 [資料 2-13]被害状況報告様式 <table><tr><th>様式</th><th>担当課</th><th>報告先</th></tr><tr><td>様式第 0 号</td><td>災害発生即報</td><td>防災危機管理課 → 県防災危機管理課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第 1 号</td><td>被害状況速報</td><td>防災危機管理課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第 3 号の 1</td><td>教育関係被害(休校関係)</td><td>学校教育課 → 県教育事務所</td></tr><tr><td>様式第 3 号の 2、3</td><td>教育関係被害(学校施設関係)</td><td>学校管理課 → 県教育庁教育施設課</td></tr><tr><td>様式第 4 号</td><td>福祉施設関係被害</td><td>健康福祉総務課 → 県健康福祉部各課</td></tr><tr><td>様式第 6 号</td><td>商業及び鉱工業 その他事業関係被害</td><td>商工企画課 → 県商工労働部商工政策課</td></tr><tr><td>様式第8号の1</td><td>災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び 公営住宅関係を除く</td><td>建設総務課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第8号の1</td><td>災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾関係</td><td>水産振興課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第8号の1</td><td>災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※都市計画関係</td><td>都市政策課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第8号の1</td><td>災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※下水道関係</td><td>上下水道局 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第8号の2</td><td>公営住宅関係被害</td><td>住宅政策課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第9号</td><td>農地農業用施設被害</td><td>農林基盤整備課 → 松江県土整備事務所</td></tr><tr><td>様式第9号の4</td><td>農林水産業共同利用施設・国 庫補助事業で整備した施設・ 非共同利用施設及び農畜産物 の被害状況報告書</td><td>農政課 → 東部農林水産振興センター</td></tr></table>	様式	担当課	報告先	様式第 0 号	災害発生即報	防災危機管理課 → 県防災危機管理課 → 松江県土整備事務所	様式第 1 号	被害状況速報	防災危機管理課 → 松江県土整備事務所	様式第 3 号の 1	教育関係被害(休校関係)	学校教育課 → 県教育事務所	様式第 3 号の 2、3	教育関係被害(学校施設関係)	学校管理課 → 県教育庁教育施設課	様式第 4 号	福祉施設関係被害	健康福祉総務課 → 県健康福祉部各課	様式第 6 号	商業及び鉱工業 その他事業関係被害	商工企画課 → 県商工労働部商工政策課	様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び 公営住宅関係を除く	建設総務課 → 松江県土整備事務所	様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾関係	水産振興課 → 松江県土整備事務所	様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※都市計画関係	都市政策課 → 松江県土整備事務所	様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※下水道関係	上下水道局 → 松江県土整備事務所	様式第8号の2	公営住宅関係被害	住宅政策課 → 松江県土整備事務所	様式第9号	農地農業用施設被害	農林基盤整備課 → 松江県土整備事務所	様式第9号の4	農林水産業共同利用施設・国 庫補助事業で整備した施設・ 非共同利用施設及び農畜産物 の被害状況報告書	農政課 → 東部農林水産振興センター	
様式	担当課	報告先																																																																																				
様式第 0 号	災害発生即報	防災危機管理課 → 県防災危機管理課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第 1 号	被害状況速報	防災危機管理課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第 3 号の 1	教育関係被害(休校関係)	学校教育課 → 県教育事務所																																																																																				
様式第 3 号の 2、3	教育関係被害(学校施設関係)	学校管理課 → 県教育庁教育施設課																																																																																				
様式第 4 号	福祉施設関係被害	健康福祉総務課 → 県健康福祉部各課																																																																																				
様式第 6 号	商業及び鉱工業 その他事業関係被害	商工企画課 → 県商工労働部商工政策課																																																																																				
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び 公営住宅関係を除く	建設総務課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾関係	水産振興課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※都市計画関係	都市政策課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※下水道関係	上下水道局 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第8号の2	公営住宅関係被害	住宅政策課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第9号	農地農業用施設被害	農林基盤整備課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第9号の4	農林水産業共同利用施設・国 庫補助事業で整備した施設・ 非共同利用施設及び農畜産物 の被害状況報告書	農政課 → 東部農林水産振興センター																																																																																				
様式	担当課	報告先																																																																																				
様式第 0 号	災害発生即報	防災危機管理課 → 県防災危機管理課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第 1 号	被害状況速報	防災危機管理課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第 3 号の 1	教育関係被害(休校関係)	学校教育課 → 県教育事務所																																																																																				
様式第 3 号の 2、3	教育関係被害(学校施設関係)	学校管理課 → 県教育庁教育施設課																																																																																				
様式第 4 号	福祉施設関係被害	健康福祉総務課 → 県健康福祉部各課																																																																																				
様式第 6 号	商業及び鉱工業 その他事業関係被害	商工企画課 → 県商工労働部商工政策課																																																																																				
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び 公営住宅関係を除く	建設総務課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※港湾関係	水産振興課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※都市計画関係	都市政策課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第8号の1	災害報告書(公共土木施設災害用) 災害報告集計書 ※下水道関係	上下水道局 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第8号の2	公営住宅関係被害	住宅政策課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第9号	農地農業用施設被害	農林基盤整備課 → 松江県土整備事務所																																																																																				
様式第9号の4	農林水産業共同利用施設・国 庫補助事業で整備した施設・ 非共同利用施設及び農畜産物 の被害状況報告書	農政課 → 東部農林水産振興センター																																																																																				

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
---	---	----

様式第 10 号の 1 様式第 10 号の 2 様式第 10 号の 3 様式第 12 号 様式第 13 号	農作物関係被害 果樹等樹体被害 農業非共同利用施設被害 畜産関係被害 農業共同利用施設被害	農政課	→	東部農林水産振興センター
様式第 14 号の 1 様式第 15 号の 1	山林関係被害（治山） 山林関係被害（林道）	農林基盤整備課	→	<u>東部農林水産振興センター</u>
様式第 15 号の 2 様式第 15 号の 3 様式第 15 号の 4 様式第 15 号の 5 様式第 15 号の 6 様式第 15 号の 7	山林関係被害（造林地等） 山林関係被害（苗木等） 山林関係被害（苗畑施設等） 山林関係被害（林産物） 山林関係被害（林産施設） 山林関係被害（林産加工施設）	農林基盤整備課	→	東部農林水産振興センター
様式第 16 号の 1 様式第 16 号の 2 様式第 16 号の 3	水産施設被害 水産物被害 漁港被害	水産振興課	→	東部農林水産振興センター
様式第 17 号	医療関係施設被害	保健衛生課	→	松江保健所
様式第 18 号	水道関係被害	上下水道局	→ →	松江保健所 県健康福祉部薬事衛生課
様式第 19 号の 1	災害廃棄物関係被害	環境対策課	→	松江保健所
様式第 19 号の 2	一般廃棄物処理場関係被害	施設管理課	→	松江保健所
様式第 19 号の 3	産業廃棄物処理場関係被害	環境対策課	→	松江保健所
様式第 20 号	火葬場施設被害	市民課	→	松江保健所
様式第 22 号	自然公園関係被害	観光施設課	→	県環境生活部自然環境課

第 3 節 災害広報

災害発生時には、市民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織、事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

災害時に様々な環境下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等に放送要請を行い、災害や避難等に関する様々な情報を的確に伝達する。

実 施 目 標	災害発生から 30 分以内に広報体制を確立 災害発生から 1 時間以内に一般広報を開始
---------	--

1 市による災害広報の実施……………【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、広報課、市民生活相談課、各支所ほか関係各課】

(1) ～ (2) （略）

(3) 広報の方法

様式第 10 号の 1 様式第 10 号の 2 様式第 10 号の 3 様式第 12 号 様式第 13 号	農作物関係被害 果樹等樹体被害 農業非共同利用施設被害 畜産関係被害 農業共同利用施設被害	農政課	→	東部農林水産振興センター
様式第 14 号の 1 様式第 15 号の 1	山林関係被害（治山） 山林関係被害（林道）	農林基盤整備課	→	<u>松江県土整備事務所</u>
様式第 15 号の 2 様式第 15 号の 3 様式第 15 号の 4 様式第 15 号の 5 様式第 15 号の 6 様式第 15 号の 7	山林関係被害（造林地等） 山林関係被害（苗木等） 山林関係被害（苗畑施設等） 山林関係被害（林産物） 山林関係被害（林産施設） 山林関係被害（林産加工施設）	農林基盤整備課	→	東部農林水産振興センター
様式第 16 号の 1 様式第 16 号の 2 様式第 16 号の 3	水産施設被害 水産物被害 漁港被害	水産振興課	→	東部農林水産振興センター
様式第 17 号	医療関係施設被害	保健衛生課	→	松江保健所
様式第 18 号	水道関係被害	上下水道局	→ →	松江保健所 県健康福祉部薬事衛生課
様式第 19 号の 1	災害廃棄物関係被害	環境対策課	→	松江保健所
様式第 19 号の 2	一般廃棄物処理場関係被害	施設管理課	→	松江保健所
様式第 19 号の 3	産業廃棄物処理場関係被害	環境対策課	→	松江保健所
様式第 20 号	火葬場施設被害	市民課	→	松江保健所
様式第 22 号	自然公園関係被害	観光施設課	→	県環境生活部自然環境課

第 3 節 災害広報

災害発生時には、市民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織、事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

災害時に様々な環境下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等に放送要請を行い、災害や避難等に関する様々な情報を的確に伝達する。

実 施 目 標	災害発生から 30 分以内に広報体制を確立 災害発生から 1 時間以内に一般広報を開始
---------	--

1 市による災害広報の実施……………【防災危機管理課、観光振興課、国際観光課、広報課、市民生活相談課、各支所ほか関係各課】

(1) ～ (2) （略）

(3) 広報の方法

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考																																																																								
ア （略） イ 一般広報 関係各課、関係機関等と連携し、次表の手段により効果的な広報活動を実施する。警戒体制以降については、機能班を中心に、各担当課が連携して広報を実施する。 なお、災害の程度により広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関への協力要請を行う。 <table><tr><th>手 段</th><th>放送場所等</th><th>概 要</th></tr><tr><td>防 災 行 政 無 線 （ 同 報 系 ）</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館</td><td>・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送</td></tr><tr><td>屋 内 告 知 端 末 （おしらせ君）</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署</td><td>・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送</td></tr><tr><td>防 災 メ ー ル</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課）</td><td>・防災メールによる文字情報 ・<u>緊急通報システム（視覚障がい者向け）による音声連絡</u></td></tr><tr><td>防 災 情 報 X（エックス）</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課）</td><td>・防災情報X（エックス）による文字情報等</td></tr><tr><td>ホ ー ム ペ ー ジ</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課）</td><td>・ホームページによる文字情報等</td></tr><tr><td>ケーブルテレビ</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)</td><td>・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送</td></tr><tr><td>自 治 会 F A X</td><td>・災害対策本部（市民生活相談課）</td><td>・自治会F A X（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等</td></tr><tr><td>広 報 車</td><td>・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）</td><td>・広報車の拡声スピーカーによる音声放送</td></tr><tr><td>現 地 広 報</td><td>・市職員等</td><td>・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）</td></tr><tr><td>広 報 刊 行 物 等 （臨時市報等）</td><td>・災害対策本部（広報課）</td><td>・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行</td></tr></table>		手 段	放送場所等	概 要	防 災 行 政 無 線 （ 同 報 系 ）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送	屋 内 告 知 端 末 （おしらせ君）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送	防 災 メ ー ル	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災メールによる文字情報 ・ <u>緊急通報システム（視覚障がい者向け）による音声連絡</u>	防 災 情 報 X（エックス）	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災情報X（エックス）による文字情報等	ホ ー ム ペ ー ジ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・ホームページによる文字情報等	ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送	自 治 会 F A X	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会F A X（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等	広 報 車	・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送	現 地 広 報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）	広 報 刊 行 物 等 （臨時市報等）	・災害対策本部（広報課）	・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行	ア （略） イ 一般広報 関係各課、関係機関等と連携し、次表の手段により効果的な広報活動を実施する。警戒体制以降については、機能班を中心に、各担当課が連携して広報を実施する。 なお、災害の程度により広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関への協力要請を行う。 <table><tr><th>手 段</th><th>放送場所等</th><th>概 要</th></tr><tr><td>防 災 行 政 無 線 （ 同 報 系 ）</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館</td><td>・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送</td></tr><tr><td>屋 内 告 知 端 末 （おしらせ君）</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署</td><td>・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送</td></tr><tr><td>防 災 メ ー ル</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課）</td><td>・防災メールによる文字情報 _____</td></tr><tr><td><u>公 式 L I N E</u></td><td><u>・災害対策本部（防災危機管理課）</u></td><td><u>・公式LINEによる文字情報等</u></td></tr><tr><td>防 災 情 報 X（エックス）</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課）</td><td>・防災情報X（エックス）による文字情報等</td></tr><tr><td><u>Yahoo!防災速報</u></td><td><u>・災害対策本部（防災危機管理課）</u></td><td><u>・Yahoo!防災速報による文字情報等</u></td></tr><tr><td>ホ ー ム ペ ー ジ</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課）</td><td>・ホームページによる文字情報等</td></tr><tr><td>ケーブルテレビ</td><td>・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)</td><td>・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送</td></tr><tr><td>自 治 会 F A X</td><td>・災害対策本部（市民生活相談課）</td><td>・自治会F A X（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等</td></tr><tr><td>広 報 車</td><td>・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）</td><td>・広報車の拡声スピーカーによる音声放送</td></tr><tr><td>現 地 広 報</td><td>・市職員等</td><td>・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）</td></tr><tr><td>広 報 刊 行 物 等 （臨時市報等）</td><td>・災害対策本部（広報課）</td><td>・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行</td></tr></table>		手 段	放送場所等	概 要	防 災 行 政 無 線 （ 同 報 系 ）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送	屋 内 告 知 端 末 （おしらせ君）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送	防 災 メ ー ル	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災メールによる文字情報 _____	<u>公 式 L I N E</u>	<u>・災害対策本部（防災危機管理課）</u>	<u>・公式LINEによる文字情報等</u>	防 災 情 報 X（エックス）	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災情報X（エックス）による文字情報等	<u>Yahoo!防災速報</u>	<u>・災害対策本部（防災危機管理課）</u>	<u>・Yahoo!防災速報による文字情報等</u>	ホ ー ム ペ ー ジ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・ホームページによる文字情報等	ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送	自 治 会 F A X	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会F A X（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等	広 報 車	・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送	現 地 広 報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）	広 報 刊 行 物 等 （臨時市報等）	・災害対策本部（広報課）	・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行	パブリックコメントを反映 情報伝達方法の追加
手 段	放送場所等	概 要																																																																										
防 災 行 政 無 線 （ 同 報 系 ）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送																																																																										
屋 内 告 知 端 末 （おしらせ君）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送																																																																										
防 災 メ ー ル	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災メールによる文字情報 ・ <u>緊急通報システム（視覚障がい者向け）による音声連絡</u>																																																																										
防 災 情 報 X（エックス）	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災情報X（エックス）による文字情報等																																																																										
ホ ー ム ペ ー ジ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・ホームページによる文字情報等																																																																										
ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送																																																																										
自 治 会 F A X	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会F A X（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等																																																																										
広 報 車	・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送																																																																										
現 地 広 報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）																																																																										
広 報 刊 行 物 等 （臨時市報等）	・災害対策本部（広報課）	・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行																																																																										
手 段	放送場所等	概 要																																																																										
防 災 行 政 無 線 （ 同 報 系 ）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機の音声放送 ・文字表示付き戸別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送																																																																										
屋 内 告 知 端 末 （おしらせ君）	・災害対策本部（防災危機管理課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送																																																																										
防 災 メ ー ル	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災メールによる文字情報 _____																																																																										
<u>公 式 L I N E</u>	<u>・災害対策本部（防災危機管理課）</u>	<u>・公式LINEによる文字情報等</u>																																																																										
防 災 情 報 X（エックス）	・災害対策本部（防災危機管理課）	・防災情報X（エックス）による文字情報等																																																																										
<u>Yahoo!防災速報</u>	<u>・災害対策本部（防災危機管理課）</u>	<u>・Yahoo!防災速報による文字情報等</u>																																																																										
ホ ー ム ペ ー ジ	・災害対策本部（防災危機管理課）	・ホームページによる文字情報等																																																																										
ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災危機管理課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送																																																																										
自 治 会 F A X	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会F A X（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等																																																																										
広 報 車	・広報車両（市民生活相談課・各支所市民生活課）	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送																																																																										
現 地 広 報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）																																																																										
広 報 刊 行 物 等 （臨時市報等）	・災害対策本部（広報課）	・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行																																																																										
ウ～キ （略） 2 （略）		ウ～キ （略） 2 （略）																																																																										

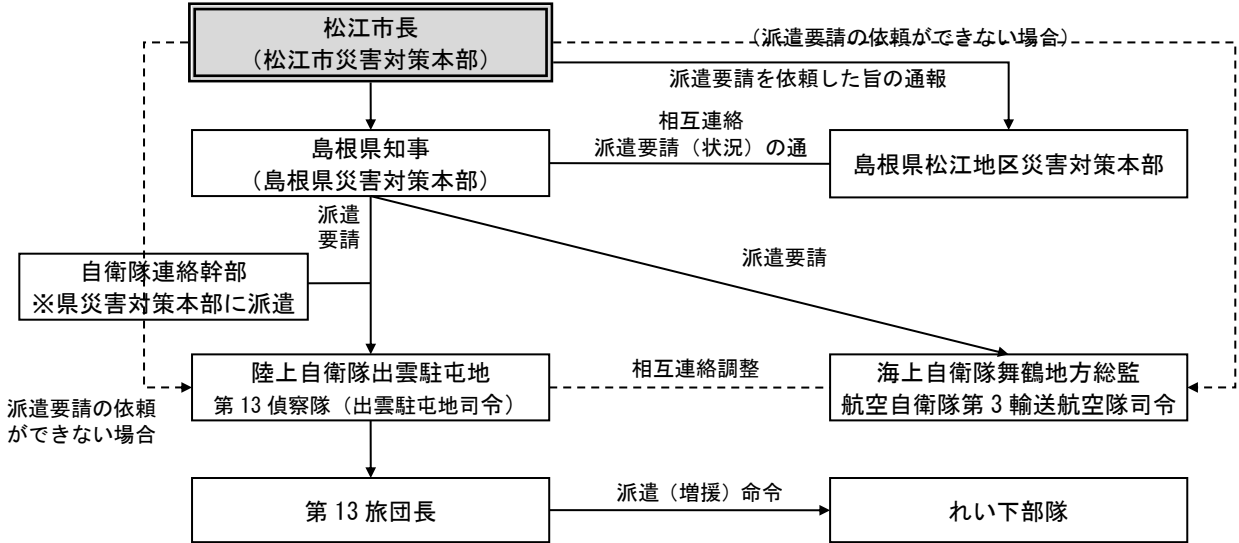
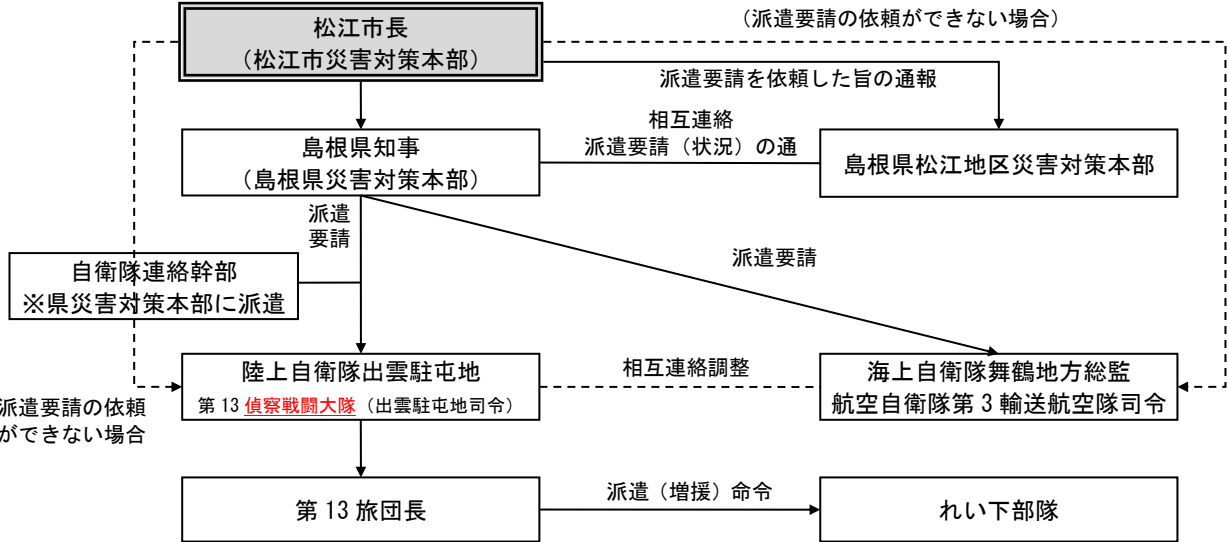
松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
第4節 広域応援体制 大規模地震災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。 1 （略） 2 市における相互応援協力……………【防災危機管理課】 (1)～(4) （略） (5) 応援職員派遣にあたっての感染症対策の徹底 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 3 消防における相互応援協力……………【消防本部】 (1) 県内消防本部の応援 ア～イ （略） ウ 応援要請上の留意事項 (7) 要請の内容 応援の要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。 - 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 - 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定） - 応援要請を行う消防隊の種別と人員 - 市への進入経路及び結集場所（待機場所） - 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み (4) 応援消防隊の受け入れ体制 応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、消防本部は連絡係を設け次に示す体制を整える。ただし、準備が困難な場合はその旨を連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣について要請を行う。 - 消防隊の誘導方法 - 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認 - 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配 (2) 緊急消防援助隊による応援 ア （略）	第4節 広域応援体制 大規模地震災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。 1 （略） 2 市における相互応援協力……………【防災危機管理課】 (1)～(4) （略） (5) 応援職員派遣にあたっての感染症対策の徹底 感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等……………等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。 3 消防における相互応援協力……………【消防本部】 (1) 県内消防本部の応援 ア～イ （略） ウ 応援要請上の留意事項 (7) 要請の内容 応援の要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。 - 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 - 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定） - 応援要請を行う消防隊の種別と人員 - 市への進入経路及び結所（待機場所） - 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み (4) 応援消防隊の受け入れ体制 応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、消防本部は連絡係を設け次に示す体制を整える。ただし、準備が困難な場合はその旨を連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣について要請を行う。 - 消防隊の誘導方法 - 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認 - 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配 (2) 緊急消防援助隊による応援 ア （略）	防災基本計画の修正を反映 記載の適正化

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考																																																
イ 調整本部の設置 知事は、緊急消防援助隊が出動した場合、必要に応じ消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という）を設置する。 <table><tr><td>調整本部の名称</td><td>消防応援活動調整本部</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>島根県庁 本庁舎 6 階講堂</td></tr><tr><td>調整本部長</td><td>島根県知事</td></tr><tr><td>調整副本部長</td><td>島根県防災部消防総務課長及び指揮支援隊長</td></tr><tr><td>調整本部員</td><td> - 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 - 代表消防機関の職員 - 現地消防本部の職員 - 出動した指揮支援部隊長 </td></tr><tr><td>調整本部の業務</td><td> ① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること </td></tr></table> * 代表消防機関は松江市消防本部とするが、松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部とする。 ウ～オ （略） (3) （略） 第 5 節 自衛隊の災害派遣体制 大規模災害による被害が拡大し、市及び防災関係機関では対処することが困難な事態が生じた場合における自衛隊の災害派遣要請及びその受け入れ体制について定める。 1 知事に対する災害派遣要請の要求…………… 【災害対策本部、防災危機管理課、政策企画課】 (1)～(3) （略） (4) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置 市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがない時、又は通信の途絶等により知事への依頼ができない時は、その旨及び災害の状況を、次に示す指定部隊等の長に対し直接通知することができる。この場合、知事に連絡が取れ次第、速やかにその旨の報告を行う。 <table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>陸上自衛隊出雲駐屯地 第13偵察隊</td><td>出雲市松寄下町1142-1</td><td>電話 0853-21-1045 衛星電話 7-526-5, 7-526-6 FAX 7-526-1</td></tr><tr><td>海上自衛隊舞鶴基地 海上自衛隊舞鶴地方総監部</td><td>京都府舞鶴市余部下1190</td><td>電話 0773-62-2250 FAX 0773-62-2255</td></tr><tr><td>航空自衛隊美保基地</td><td>鳥取県境港市小篠津町2258</td><td>電話 0859-45-0211</td></tr></table>	調整本部の名称	消防応援活動調整本部	設置場所	島根県庁 本庁舎 6 階講堂	調整本部長	島根県知事	調整副本部長	島根県防災部消防総務課長及び指揮支援隊長	調整本部員	- 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 - 代表消防機関の職員 - 現地消防本部の職員 - 出動した指揮支援部隊長	調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること	機関名	所在地	連絡先	陸上自衛隊出雲駐屯地 第13 偵察隊	出雲市松寄下町1142-1	電話 0853-21-1045 衛星電話 7-526-5, 7-526-6 FAX 7-526-1	海上自衛隊舞鶴基地 海上自衛隊舞鶴地方総監部	京都府舞鶴市余部下1190	電話 0773-62-2250 FAX 0773-62-2255	航空自衛隊美保基地	鳥取県境港市小篠津町2258	電話 0859-45-0211	イ 調整本部の設置 知事は、緊急消防援助隊が出動した場合、必要に応じ消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という）を設置する。 <table><tr><td>調整本部の名称</td><td>消防応援活動調整本部</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>島根県庁 本庁舎 6 階講堂</td></tr><tr><td>調整本部長</td><td>島根県知事</td></tr><tr><td>調整副本部長</td><td>島根県防災部消防総務課長及び総括指揮支援隊長</td></tr><tr><td>調整本部員</td><td> - 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 - 代表消防機関の職員 - 現地消防本部の職員 - 出動した指揮支援部隊長 </td></tr><tr><td>調整本部の業務</td><td> ① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること </td></tr></table> * 代表消防機関は松江市消防本部とするが、松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部、出雲市消防本部とする。 ウ～オ （略） (3) （略） 第 5 節 自衛隊の災害派遣体制 大規模災害による被害が拡大し、市及び防災関係機関では対処することが困難な事態が生じた場合における自衛隊の災害派遣要請及びその受け入れ体制について定める。 1 知事に対する災害派遣要請の要求…………… 【災害対策本部、防災危機管理課、政策企画課】 (1)～(3) （略） (4) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置 市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがない時、又は通信の途絶等により知事への依頼ができない時は、その旨及び災害の状況を、次に示す指定部隊等の長に対し直接通知することができる。この場合、知事に連絡が取れ次第、速やかにその旨の報告を行う。 <table><tr><th>機関名</th><th>所在地</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>陸上自衛隊出雲駐屯地 第13偵察戦闘大隊</td><td>出雲市松寄下町1142-1</td><td>電話 0853-21-1045 衛星電話 7-526-5, 7-526-6 FAX 7-526-1</td></tr><tr><td>海上自衛隊舞鶴基地 海上自衛隊舞鶴地方総監部</td><td>京都府舞鶴市余部下1190</td><td>電話 0773-62-2250 FAX 0773-62-2255</td></tr><tr><td>航空自衛隊美保基地</td><td>鳥取県境港市小篠津町2258</td><td>電話 0859-45-0211</td></tr></table>	調整本部の名称	消防応援活動調整本部	設置場所	島根県庁 本庁舎 6 階講堂	調整本部長	島根県知事	調整副本部長	島根県防災部消防総務課長及び 総括 指揮支援隊長	調整本部員	- 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 - 代表消防機関の職員 - 現地消防本部の職員 - 出動した指揮支援部隊長	調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること	機関名	所在地	連絡先	陸上自衛隊出雲駐屯地 第13 偵察戦闘大隊	出雲市松寄下町1142-1	電話 0853-21-1045 衛星電話 7-526-5, 7-526-6 FAX 7-526-1	海上自衛隊舞鶴基地 海上自衛隊舞鶴地方総監部	京都府舞鶴市余部下1190	電話 0773-62-2250 FAX 0773-62-2255	航空自衛隊美保基地	鳥取県境港市小篠津町2258	電話 0859-45-0211	記載の適正化
調整本部の名称	消防応援活動調整本部																																																	
設置場所	島根県庁 本庁舎 6 階講堂																																																	
調整本部長	島根県知事																																																	
調整副本部長	島根県防災部消防総務課長及び指揮支援隊長																																																	
調整本部員	- 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 - 代表消防機関の職員 - 現地消防本部の職員 - 出動した指揮支援部隊長																																																	
調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること																																																	
機関名	所在地	連絡先																																																
陸上自衛隊出雲駐屯地 第13 偵察隊	出雲市松寄下町1142-1	電話 0853-21-1045 衛星電話 7-526-5, 7-526-6 FAX 7-526-1																																																
海上自衛隊舞鶴基地 海上自衛隊舞鶴地方総監部	京都府舞鶴市余部下1190	電話 0773-62-2250 FAX 0773-62-2255																																																
航空自衛隊美保基地	鳥取県境港市小篠津町2258	電話 0859-45-0211																																																
調整本部の名称	消防応援活動調整本部																																																	
設置場所	島根県庁 本庁舎 6 階講堂																																																	
調整本部長	島根県知事																																																	
調整副本部長	島根県防災部消防総務課長及び 総括 指揮支援隊長																																																	
調整本部員	- 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 - 代表消防機関の職員 - 現地消防本部の職員 - 出動した指揮支援部隊長																																																	
調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること																																																	
機関名	所在地	連絡先																																																
陸上自衛隊出雲駐屯地 第13 偵察戦闘大隊	出雲市松寄下町1142-1	電話 0853-21-1045 衛星電話 7-526-5, 7-526-6 FAX 7-526-1																																																
海上自衛隊舞鶴基地 海上自衛隊舞鶴地方総監部	京都府舞鶴市余部下1190	電話 0773-62-2250 FAX 0773-62-2255																																																
航空自衛隊美保基地	鳥取県境港市小篠津町2258	電話 0859-45-0211																																																
		名称の変更																																																

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考
第3輸送航空隊 (5) 派遣要請系統 災害派遣に当たっての要請系統は次のとおり。 図：自衛隊の災害派遣要請系統  2～3（略）			第3輸送航空隊 (5) 派遣要請系統 災害派遣に当たっての要請系統は次のとおり。 図：自衛隊の災害派遣要請系統  2～3（略）			名称の変更
第6節 海上保安庁への応援協力体制			第6節 海上保安庁への応援協力体制			
(略)			(略)			
第7節 災害救助法の適用			第7節 災害救助法の適用			
(略)			(略)			
第8節 避難活動			第8節 避難活動			
地震時の津波、火災、土砂災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。避難の指示の伝達や避難誘導は、防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速、的確に行わなければならない。 避難誘導に当たっては、要配慮者（高齢者・障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等）の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。 なお、観光施設・大型店等において、施設の被災、交通機関の途絶等により多数の要避難者が発生することが予想されるため、適切に避難の指示の伝達、避難誘導を実施するよう心がける。			地震時の津波、火災、土砂災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。避難の指示の伝達や避難誘導は、防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速、的確に行わなければならない。 避難誘導に当たっては、要配慮者（高齢者・障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等）の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。 なお、観光施設・大型店等において、施設の被災、交通機関の途絶等により多数の要避難者が発生することが予想されるため、適切に避難の指示の伝達、避難誘導を実施するよう心がける。			

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考																												
1 要避難状況の早期把握・判断..... 【防災危機管理課、消防本部】() (1) (略) (2) 避難対策の必要性の早期判断 避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。その際、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、被災地近傍の支所等において判断する等、適時適切な避難誘導を行う。 ア～ウ (略) エ 土砂災害からの避難 地震に伴う土砂災害、がけ崩れ等が発生する危険性の高い地域（<u>急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流</u>、堤防の決壊危険箇所等）において避難を要する場合が想定されるため、当該地域の状況を的確に判断し、避難の必要性を認める場合には、必要な対策を講じる。 」 2 (略) 3 避難指示等の伝達..... 【防災危機管理課、広報課、市民生活相談課、消防本部ほか関係各課】 (1) 避難指示等の伝達 市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険地域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は次のとおりとする。 <table><tr><td>無線通信・有線通信設備の活用</td><td>防災行政無線（同報系）及び屋内告知端末（おしらせ君）による音声放送を行う。</td></tr><tr><td>携帯電話のメール機能の活用</td><td>松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能及び防災情報X（エックス）やYahoo!防災速報の文字情報により伝達する。</td></tr><tr><td>テレビ・ラジオ等による伝達</td><td>テレビ、ラジオ等の通常放送及びデータ放送により、避難情報の伝達を行う。</td></tr><tr><td>市ホームページ</td><td>市ホームページによる文字情報等により避難情報の伝達を行う。</td></tr><tr><td>町内会・自治会への伝達</td><td>確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難指示等に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。</td></tr><tr><td>広報車等による伝達</td><td>市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。 消防車両においては、サイレン等も使用する</td></tr><tr><td>個別巡回による伝達</td><td> - 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う - 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。 </td></tr></table> また、既に避難した者に対し適切な情報提供を行うことにより、避難指示等の発令中の帰宅等の防止を図る。	無線通信・有線通信設備の活用	防災行政無線（同報系）及び屋内告知端末（おしらせ君）による音声放送を行う。	携帯電話のメール機能の活用	松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能及び防災情報X（エックス）やYahoo!防災速報の文字情報により伝達する。	テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ等の通常放送及びデータ放送により、避難情報の伝達を行う。	市ホームページ	市ホームページによる文字情報等により避難情報の伝達を行う。	町内会・自治会への伝達	確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難指示等に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。	広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。 消防車両においては、サイレン等も使用する	個別巡回による伝達	- 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う - 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。	1 要避難状況の早期把握・判断 【防災危機管理課、消防本部】 (1) (略) (2) 避難対策の必要性の早期判断 避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。その際、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、被災地近傍の支所等において判断する等、適時適切な避難誘導を行う。 ア～ウ (略) エ 土砂災害からの避難 地震に伴う土砂災害、がけ崩れ等が発生する危険性の高い地域（（<u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊、土石流）、土砂災害警戒区域（地すべり）</u>、堤防の決壊危険箇所等））において避難を要する場合が想定されるため、当該地域の状況を的確に判断し、避難の必要性を認める場合には、必要な対策を講じる。 2 (略) 3 避難指示等の伝達 【防災危機管理課、広報課、市民生活相談課、消防本部ほか関係各課】 (1) 避難指示等の伝達 市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険地域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は次のとおりとする。 <table><tr><td>無線通信・有線通信設備の活用</td><td>防災行政無線（同報系）及び屋内告知端末（おしらせ君）による音声放送を行う。</td></tr><tr><td>携帯電話のメール機能の活用</td><td>松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能及び防災情報X（エックス）やYahoo!防災速報等の文字情報により伝達する。</td></tr><tr><td>テレビ・ラジオ等による伝達</td><td>テレビ、ラジオ等の通常放送及びデータ放送により、避難情報の伝達を行う。</td></tr><tr><td>市ホームページ</td><td>市ホームページによる文字情報等により避難情報の伝達を行う。</td></tr><tr><td>町内会・自治会への伝達</td><td>確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難指示等に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。</td></tr><tr><td>広報車等による伝達</td><td>市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。 消防車両においては、サイレン等も使用する</td></tr><tr><td>個別巡回による伝達</td><td> - 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う - 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。 </td></tr></table> また、既に避難した者に対し適切な情報提供を行うことにより、避難指示等の発令中の帰宅等の防止を図る。	無線通信・有線通信設備の活用	防災行政無線（同報系）及び屋内告知端末（おしらせ君）による音声放送を行う。	携帯電話のメール機能の活用	松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能及び防災情報X（エックス）やYahoo!防災速報等の文字情報により伝達する。	テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ等の通常放送及びデータ放送により、避難情報の伝達を行う。	市ホームページ	市ホームページによる文字情報等により避難情報の伝達を行う。	町内会・自治会への伝達	確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難指示等に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。	広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。 消防車両においては、サイレン等も使用する	個別巡回による伝達	- 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う - 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。	島根県の助言を反映 記載の適正化
無線通信・有線通信設備の活用	防災行政無線（同報系）及び屋内告知端末（おしらせ君）による音声放送を行う。																													
携帯電話のメール機能の活用	松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能及び防災情報X（エックス）やYahoo!防災速報の文字情報により伝達する。																													
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ等の通常放送及びデータ放送により、避難情報の伝達を行う。																													
市ホームページ	市ホームページによる文字情報等により避難情報の伝達を行う。																													
町内会・自治会への伝達	確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難指示等に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。																													
広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。 消防車両においては、サイレン等も使用する																													
個別巡回による伝達	- 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う - 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。																													
無線通信・有線通信設備の活用	防災行政無線（同報系）及び屋内告知端末（おしらせ君）による音声放送を行う。																													
携帯電話のメール機能の活用	松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能及び防災情報X（エックス）やYahoo!防災速報等の文字情報により伝達する。																													
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ等の通常放送及びデータ放送により、避難情報の伝達を行う。																													
市ホームページ	市ホームページによる文字情報等により避難情報の伝達を行う。																													
町内会・自治会への伝達	確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難指示等に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。																													
広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。 消防車両においては、サイレン等も使用する																													
個別巡回による伝達	- 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う - 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。																													

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考			
(2)～(3) (略)		(2)～(3) (略)		担当課の追加			
4～5 (略)		4～5 (略)					
6 避難所の開設、運営……………【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】		6 避難所の開設、運営……………【防災危機管理課、農政課、市民生活相談課、人権男女共同参画課、健康福祉総務課、障がい者福祉課、健康推進課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課、こども家庭支援課、 <u>住宅政策課</u> 、女子高、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所】					
<table><tr><td>実 施 目 標</td><td>避難指示等の実施から1時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から72時間以内に指定避難所の自主運営体制への移行準備を開始 (災害救助法適用時) 避難所の開設…災害発生の日から7日以内</td></tr></table>		実 施 目 標	避難指示等の実施から1時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から72時間以内に指定避難所の自主運営体制への移行準備を開始 (災害救助法適用時) 避難所の開設…災害発生の日から7日以内		<table><tr><td>実 施 目 標</td><td>避難指示等の実施から1時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から72時間以内に指定避難所の自主運営体制への移行準備を開始 (災害救助法適用時) 避難所の開設…災害発生の日から7日以内</td></tr></table>		実 施 目 標
実 施 目 標	避難指示等の実施から1時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から72時間以内に指定避難所の自主運営体制への移行準備を開始 (災害救助法適用時) 避難所の開設…災害発生の日から7日以内						
実 施 目 標	避難指示等の実施から1時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から72時間以内に指定避難所の自主運営体制への移行準備を開始 (災害救助法適用時) 避難所の開設…災害発生の日から7日以内						
(1) 指定避難所の開設		(1) 指定避難所の開設		時点修正			
ア 開設の方法		ア 開設の方法					
● 指定避難所、福祉避難所*の開設の決定は、災害対策本部（又は警戒本部、防災危機管理課）が行う。また、必要に応じ児童・乳幼児を抱える被災者のための避難所等(幼稚園・保育所など生活に適した施設)の開設に努めるものとする。		● 指定避難所、福祉避難所*の開設の決定は、災害対策本部（又は警戒本部、防災危機管理課）が行う。また、必要に応じ児童・乳幼児を抱える被災者のための避難所等(幼稚園・保育所など生活に適した施設)の開設に努めるものとする。					
● *福祉避難所：避難生活が困難な、高齢者、障がい者等のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、施設のバリアフリー整備状況等を勘案して選定した指定避難所。 <u>令和2年8月1日</u> 現在、養護学校、福祉施設等 <u>16</u> 施設を指定。		● *福祉避難所：避難生活が困難な、高齢者、障がい者等のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、施設のバリアフリー整備状況等を勘案して選定した指定避難所。 <u>令和6年10月1日</u> 現在、養護学校、福祉施設等 <u>54</u> 施設を指定。					
● 開設作業は当該施設の所管課、施設管理者及び避難所担当市職員が行う。		● 開設作業は当該施設の所管課、施設管理者及び避難所担当市職員が行う。					
● 指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で管理者の同意を得て開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。		● 指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で管理者の同意を得て開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。					
● 指定避難所を開設したときは、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受け入れと保護を行う。		● 指定避難所を開設したときは、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受け入れと保護を行う。					
① 指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認		① 指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認					
② 松江警察署等との連携		② 松江警察署等との連携					
③ 既存の施設を使用する場合、当該施設の職員との連携		③ 既存の施設を使用する場合、当該施設の職員との連携					
④ 開設指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底		④ 開設指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底					
⑤ 避難所担当職員、施設管理者等の役割の明確化		⑤ 避難所担当職員、施設管理者等の役割の明確化					
⑥ 避難者名簿の作成		⑥ 避難者名簿の作成					
⑦ 要配慮者に対する配慮		⑦ 要配慮者に対する配慮					
民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市に提供する。		民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市に提供する。					
イ (略)		イ (略)					
(2)指定避難所の運営		(2)指定避難所の運営					
指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の		指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の					

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考
指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等、指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備について可能な限り避難者のニーズに応じ必要な措置を講ずるよう努める。 また、指定避難所運営について、専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等のほか、必要に応じ他の市町村及び県に対して協力を求める。運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。 指定避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 ア 避難者のグループ分け イ 要配慮者への配慮 ウ 男女双方のニーズの違いや子育て家庭等のニーズへの配慮 エ 避難者への情報提供と避難者のニーズの把握 オ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給 カ 指定避難所の共通理解ルール（消灯時間、トイレの使用等）の作成徹底 キ 指定避難所及び不在となった家屋のパトロール（警察機関、消防団及び自主防災組織等と連携） ク 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送 ケ 福祉避難所（要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けることのできる体制を整備した避難所）の開設検討と、要配慮者の移送・誘導 コ 食事供与の状況把握 サ 福祉避難室の設置 シ 避難所担当職員、施設管理者及び避難者代表等により構成される「避難所運営委員会」による自主運営体制の確立と避難所運営委員会への男女の委員の配置 ス 避難者の健康、生活全般に関する巡回相談の実施 セ プライバシーの確保 ソ 授乳室、女性専用など性別その他に配慮した物干し場及び更衣室等の設置 タ 女性や子供等に対する性暴力・DV の発生防止、男女ペアによる巡回警備など安全性の確保 チ 警察、病院、女性支援団体等との連携による被害者への相談窓口情報の提供 ツ 救護所の設置 テ 仮設トイレ（多目的トイレ）の確保 ト 暑さ寒さ対策 ナ 入浴、洗濯対策 ニ 食品衛生対策 ヌ し尿及びごみ処理等の指定避難所の衛生対策 ネ 家庭動物のためのスペースの確保 ノ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策		配布及び保健医療サービスの提供等、指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備について可能な限り避難者のニーズに応じ必要な措置を講ずるよう努める。 また、指定避難所運営について、専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等のほか、必要に応じ他の市町村及び県に対して協力を求める。運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 さらに、_____感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。 指定避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 ア 避難者のグループ分け イ 要配慮者への配慮 ウ 男女双方のニーズの違いや子育て家庭等のニーズへの配慮 エ 避難者への情報提供と避難者のニーズの把握 オ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給 カ 指定避難所の共通理解ルール（消灯時間、トイレの使用等）の作成徹底 キ 指定避難所及び不在となった家屋のパトロール（警察機関、消防団及び自主防災組織等と連携） ク 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送 ケ 福祉避難所（要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けることのできる体制を整備した避難所）の開設検討と、要配慮者の移送・誘導 コ 食事供与の状況把握 サ 福祉避難室の設置 シ 避難所担当職員、施設管理者及び避難者代表等により構成される「避難所運営委員会」による自主運営体制の確立と避難所運営委員会への男女の委員の配置 ス 避難者の健康、生活全般に関する巡回相談の実施 セ プライバシーの確保 ソ 授乳室、女性専用など性別その他に配慮した物干し場及び更衣室等の設置 タ 女性や子供等に対する性暴力・DV の発生防止、男女ペアによる巡回警備など安全性の確保 チ 警察、病院、女性支援団体等との連携による被害者への相談窓口情報の提供 ツ 救護所の設置 テ 仮設トイレ（多目的トイレ）<u>やマンホールトイレ</u>の確保 ト 暑さ寒さ対策 ナ 入浴、洗濯対策 ニ 食品衛生対策 ヌ し尿及びごみ処理等の指定避難所の衛生対策 ネ 家庭動物のためのスペースの確保 ノ _____感染症対策 <u>ハ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置</u>		防災基本計画の修正を反映
(2) 避難が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 避難生活が概ね一週間を超え長期化する見通しの場合、具体的には次の点に留意し運営を行う。 ア 公営住宅、仮設住宅等の確保と避難者の受け入れ イ 指定避難所となる施設（学校等）の機能復旧		(2) 避難が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 避難生活が概ね一週間を超え長期化する見通しの場合、具体的には次の点に留意し運営を行う。 ア 公営住宅、仮設住宅等の確保と避難者の受け入れ イ 指定避難所となる施設（学校等）の機能復旧		防災基本計画の修正を反映

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考				
ウ 食料の確保、食事供与の状況把握 エ <u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況の把握</u> オ 心のケア対策 (3) (略) (4) 指定避難所に滞在することができない被災者への対策 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 7～8 (略) 第9節 消防活動 (略) 第10節 救急・救助活動 災害時には、広域的あるいは局地的に救急救助を必要とする多くの傷病者が出ると予想されるため、県及び関係機関と連携して初動体制を確立し、一刻も速い救助・救急活動を実施する。 <table><tr><td>実施目標</td><td>(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から3日以内</td></tr></table> 1 救急・救助活動の実施……………【消防本部、市立病院】 (1) 市及び関係機関 ア～エ (略) オ 警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊間の活動調整 - 県及び市の災害対策本部は、国と共に活動調整会議等を開催し、救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、安全確保に資する情報、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。 - 必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、相互協力を行う。また、災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り連携して活動する。	実施目標	(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から3日以内	ウ 食料の確保、食事供与の状況把握 エ 心のケア対策 (3) (略) (4) 指定避難所に滞在することができない被災者への対策 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u> <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u> 7～8 (略) 第9節 消防活動 (略) 第10節 救急・救助活動 災害時には、広域的あるいは局地的に救急救助を必要とする多くの傷病者が出ると予想されるため、県及び関係機関と連携して初動体制を確立し、一刻も速い救助・救急活動を実施する。 <table><tr><td>実施目標</td><td>(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から3日以内</td></tr></table> 1 救急・救助活動の実施……………【消防本部、市立病院】 (1) 市及び関係機関 ア～エ (略) オ 警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊間の活動調整 - 県及び市の災害対策本部は、国と共に活動調整会議等を開催し、救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、安全確保に資する情報、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。 - 必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、相互協力を行う。また、災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り連携して活動する。	実施目標	(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から3日以内	防災基本計画の修正を反映 防災基本計画の修正を反映
実施目標	(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から3日以内					
実施目標	(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から3日以内					

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

[illegible]

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新		備考				
2 医薬品・医療用資器材等の調達.....【市立病院】 （略） 3 傷病者等の搬送.....【消防本部、市立病院】 (1)～(2) （略） (3) 特別に配慮を要する患者への対応 ア 透析患者への医療対応 医師会、臨床工学技士会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対応できる体制をとる。 イ （略）		2 医薬品・医療用資器材等の調達【<u>保健衛生課</u>、市立病院】 （略） 3 傷病者等の搬送【<u>健康推進課</u>、<u>保健衛生課</u>、消防本部、市立病院】 (1)～(2) （略） (3) 特別に配慮を要する患者への対応 ア 透析患者への医療対応 <u>県</u>、医師会、臨床工学技士会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対応できる体制をとる。 イ （略） <u>ウ 出産予定日が近い妊婦への対応</u> <u>県医師会との連携により、分娩取扱施設へ搬送する。</u>		担当課の追加				
第 1 2 節 警備活動		第 1 2 節 警備活動						
（略）		（略）						
第 1 3 節 交通確保、規制		第 1 3 節 交通確保、規制						
地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されるため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。 <table><tr><td>実 施 目 標</td><td>災害発生から 6 時間以内に障害物除去作業を開始</td></tr></table> 1 （略） 2 緊急通行車両等の確認等 (1) 緊急通行車両の確認 ア 緊急通行車両確認証明書の申請 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号票を有しているものを除く。）を除く。）を使用する場合は、県知事（防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に対し、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。<u>ただし、事前届出がなされていない場合は、原則、警察署に申請する。</u>		実 施 目 標	災害発生から 6 時間以内に障害物除去作業を開始	地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されるため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。 <table><tr><td>実 施 目 標</td><td>災害発生から 6 時間以内に障害物除去作業を開始</td></tr></table> 1 （略） 2 緊急通行車両等の確認等 (1) 緊急通行車両の確認 ア 緊急通行車両確認証明書の申請 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号票を有しているものを除く。）を除く。）を使用する場合は、県知事（防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に対し、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。<u>。</u>		実 施 目 標	災害発生から 6 時間以内に障害物除去作業を開始	島根県の助言を反映
実 施 目 標	災害発生から 6 時間以内に障害物除去作業を開始							
実 施 目 標	災害発生から 6 時間以内に障害物除去作業を開始							

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表		
旧	新	備考
イ～ウ （略） (2) 緊急通行車両の事前届出・確認 <u>緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。</u> → 資料編 [資料 2-22]緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領 (3) 規制除外車両の確認 ア 規制除外車両確認証明書の申請 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請を行う。 イ 確認対象車両 確認対象の車両は、緊急車両以外の車両であって事前届出の対象とする以下の車両又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両である。 (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 (ウ) 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る） (エ) 建設用重機、道路障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両 ウ 標章の掲示及び証明書の掲示 申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）が規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。 → 資料編 [資料 2-21]緊急通行車両等の確認証明書 (4) 規制除外車両の事前届出・確認 <u>緊急通行車両</u>の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。 → 資料編 [資料 2-22]<u>緊急通行車両等</u>の事前届出・確認手続要領 3 発見者等の通報と運転者に求める行動 （略） 4 道路障害物除去……………【道路課、各支所】 (1) （略） (2) 道路障害物除去作業の実施 ア 資機材等の確保 - 保有する資機材及び応援協定等により、人員・資機材等を確保する。 - 人員・資機材等が不足する場合は、県及び関係団体等に対し、必要な応援要請を行う。 → 資料編 [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会）	イ～ウ （略） <u>(削除)</u> (2) 規制除外車両の確認 ア 規制除外車両確認証明書の申請 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請を行う。 イ 確認対象車両 確認対象の車両は、緊急車両以外の車両であって事前届出の対象とする以下の車両又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両である。 (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 (ウ) 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る） (エ) 建設用重機、道路障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両 ウ 標章の掲示及び証明書の掲示 申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）が規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。 → 資料編 [資料 2-21]緊急通行車両等の確認証明書 (3) 規制除外車両の事前届出・確認 <u>規制除外車両</u>の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。 → 資料編 [資料 2-22]<u>規制除外車両</u>の事前届出・確認手続要領 3 発見者等の通報と運転者に求める行動 （略） 4 道路障害物除去……………【道路課、各支所】 (1) （略） (2) 道路障害物除去作業の実施 ア 資機材等の確保 - 保有する資機材及び応援協定等により、人員・資機材等を確保する。 - 人員・資機材等が不足する場合は、県及び関係団体等に対し、必要な応援要請を行う。 → 資料編 [資料 4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会）	島根県の助言を反映 記載の適正化

震災対策編 第3章 地震・津波災害応急対策計画

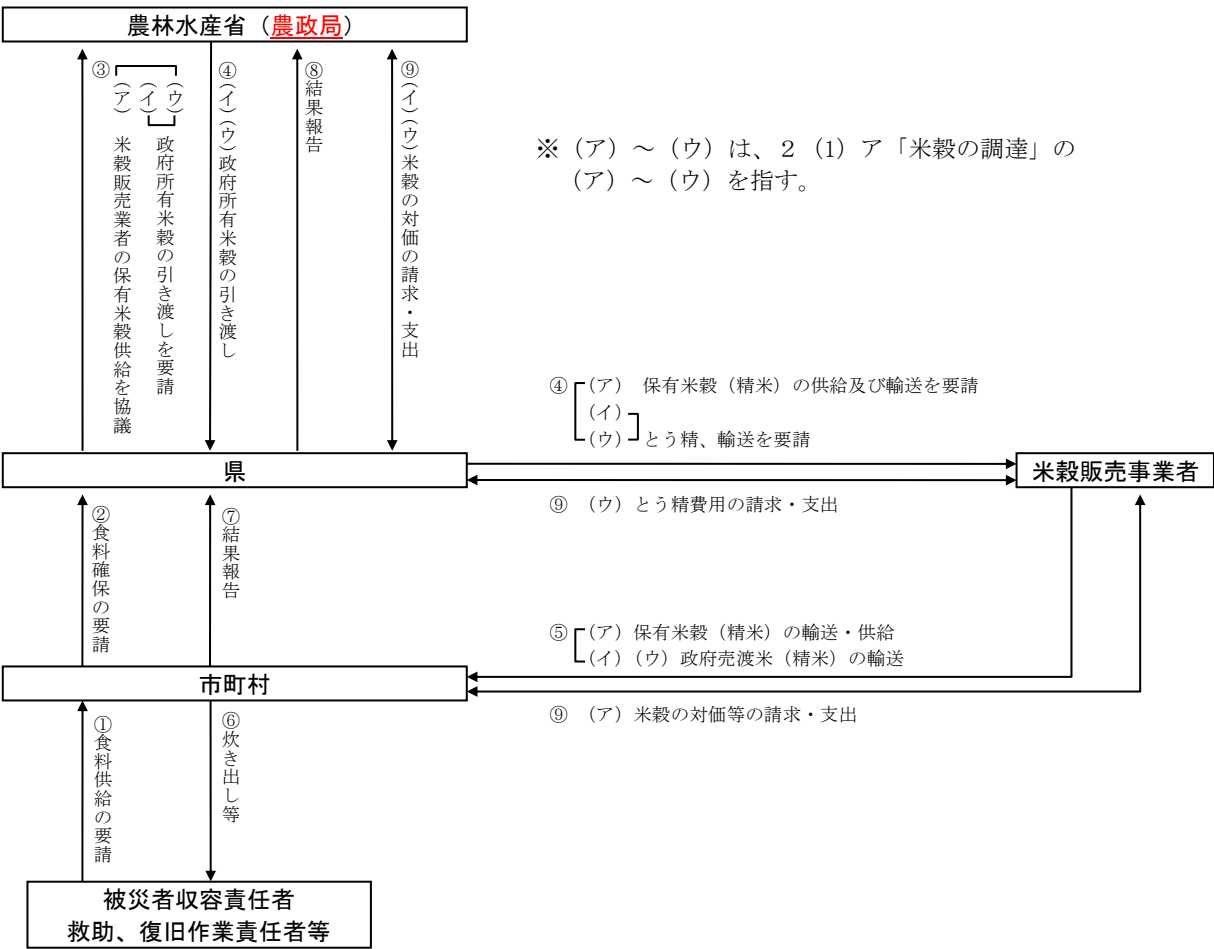
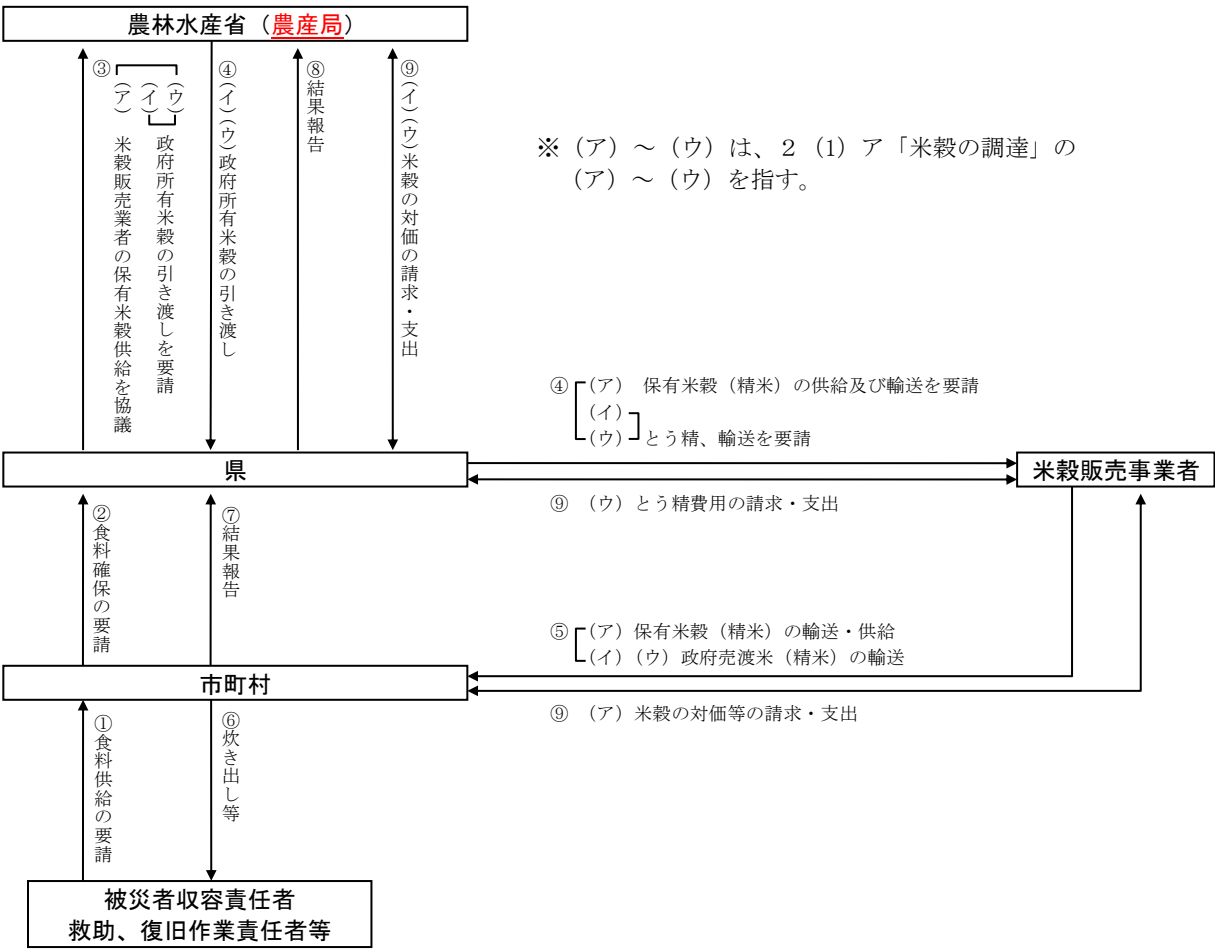
松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考				
し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。 <table><tr><td>実 施 目 標</td><td>災害発生から1時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始</td></tr></table> 1 （略） 2 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動……………【健康福祉総務課、障がい者福祉課、各支所】 （略） 3～5 （略） 第19節 孤立地区対策	実 施 目 標	災害発生から1時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始	行い、地域住民等と連携し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。 <table><tr><td>実 施 目 標</td><td>災害発生から1時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始</td></tr></table> 1 （略） 2 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 ……………【健康福祉総務課、障がい者福祉課、<u>健康推進課</u>、各支所】 （略） 3～5 （略） 第19節 孤立地区対策	実 施 目 標	災害発生から1時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始	担当課の追加
実 施 目 標	災害発生から1時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始					
実 施 目 標	災害発生から1時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始					
（略） 第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給	（略） 第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給					
県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。 <table><tr><td>実 施 目 標</td><td>（災害救助法適用時）食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から7日以内 （災害救助法適用時）生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から10日以内</td></tr></table> 1 （略） 2 食料の確保及び供給……………【防災危機管理課、商工企画課、農政課、学校給食課】 (1) 食料の調達 ア 米穀の調達 ㍿ 市の備蓄食料のみでは十分な食料の供給ができない場合は、県から広域的見地による備蓄食料の補完を受ける。更に、食料の確保が必要であると認めた場合には、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給要請を行うよう、県に対し要請する。 ㍿ 米穀販売事業者の保有米穀をもってしても不足する場合は、農林水産省（<u>政策統括官付貿易業務課</u>）に対し政府所有米の引き渡しを行うよう、県に対し要請する。 ㍿ 災害救助法が適用された場合においては、災害救助用米穀として政府所有米の直接売却を受けることができるので、県に対し、他県からの応援及び政府所有米の直接購入による米穀の供給を要請する。 イ その他の食品等の調達 市において確保が困難な場合、必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。	実 施 目 標	（災害救助法適用時）食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から7日以内 （災害救助法適用時）生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から10日以内	県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。 <table><tr><td>実 施 目 標</td><td>（災害救助法適用時）食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から7日以内 （災害救助法適用時）生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から10日以内</td></tr></table> 1 （略） 2 食料の確保及び供給……………【防災危機管理課、商工企画課、農政課、学校給食課】 (1) 食料の調達 ア 米穀の調達 ㍿ 市の備蓄食料のみでは十分な食料の供給ができない場合は、県から広域的見地による備蓄食料の補完を受ける。更に、食料の確保が必要であると認めた場合には、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給要請を行うよう、県に対し要請する。 ㍿ 米穀販売事業者の保有米穀をもってしても不足する場合は、農林水産省（<u>農産局農産政策部貿易業務課</u>）に対し政府所有米の引き渡しを行うよう、県に対し要請する。 ㍿ 災害救助法が適用された場合においては、災害救助用米穀として政府所有米の直接売却を受けることができるので、県に対し、他県からの応援及び政府所有米の直接購入による米穀の供給を要請する。 イ その他の食品等の調達 市において確保が困難な場合、必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。	実 施 目 標	（災害救助法適用時）食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から7日以内 （災害救助法適用時）生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から10日以内	島根県の助言を反映
実 施 目 標	（災害救助法適用時）食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から7日以内 （災害救助法適用時）生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から10日以内					
実 施 目 標	（災害救助法適用時）食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から7日以内 （災害救助法適用時）生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から10日以内					

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考												
- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握等を実施し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。 - 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結した指定業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。 <table><tr><td>調理が不要なもの（緊急用）</td><td>乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）</td></tr><tr><td>調理が必要なもの</td><td>米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類</td></tr><tr><td>調味料</td><td>食塩、味噌、醤油</td></tr></table> → 資料編 [資料 4-(2)-3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） [資料 4-(2)-4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか） [資料 4-(2)-5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)-6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)-7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)-41]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター） [資料 4-(2)-44]災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ） [資料 4-(2)-51]災害救助物資の調達に関する協定（（株）ジュンテンドー） 図：食料の確保及び供給系統	調理が不要なもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）	調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類	調味料	食塩、味噌、醤油	- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握等を実施し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。 - 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結した指定業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。 <table><tr><td>調理が不要なもの（緊急用）</td><td>乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）</td></tr><tr><td>調理が必要なもの</td><td>米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類</td></tr><tr><td>調味料</td><td>食塩、味噌、醤油</td></tr></table> → 資料編 [資料 4-(2)-3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） [資料 4-(2)-4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（ＪＡしまねほか） [資料 4-(2)-5]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） [資料 4-(2)-6]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） [資料 4-(2)-7]災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） [資料 4-(2)-41]災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（協同組合松江流通センター） [資料 4-(2)-44]災害時における物資供給に関する協定書（（株）ナフコ） [資料 4-(2)-51]災害救助物資の調達に関する協定（（株）ジュンテンドー） 図：食料の確保及び供給系統	調理が不要なもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）	調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類	調味料	食塩、味噌、醤油	島根県の助言を反映
調理が不要なもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）													
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類													
調味料	食塩、味噌、醤油													
調理が不要なもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）													
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類													
調味料	食塩、味噌、醤油													

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧		新	備考
 農林水産省（農政局） ③（ア）米穀販売業者の保有米穀供給を協議 （イ）政府所有米穀の引き渡しを要請 （ウ） ④（イ）政府所有米穀の引き渡し （ウ） ⑧結果報告 ⑨（イ）（ウ）米穀の対価の請求・支出 ※（ア）～（ウ）は、2（1）ア「米穀の調達」の（ア）～（ウ）を指す。 ④（ア）保有米穀（精米）の供給及び輸送を要請 （イ） （ウ）とう精、輸送を要請 ⑨（ウ）とう精費用の請求・支出 ⑤（ア）保有米穀（精米）の輸送・供給 （イ）（ウ）政府売渡米（精米）の輸送 ⑨（ア）米穀の対価等の請求・支出 ②食料確保の要請 ⑦結果報告 ①食料供給の要請 ⑥炊き出し等 被災者収容責任者 救助、復旧作業責任者等 県 米穀販売事業者 市町村		 農林水産省（農産局） ③（ア）米穀販売業者の保有米穀供給を協議 （イ）政府所有米穀の引き渡しを要請 （ウ） ④（イ）政府所有米穀の引き渡し （ウ） ⑧結果報告 ⑨（イ）（ウ）米穀の対価の請求・支出 ※（ア）～（ウ）は、2（1）ア「米穀の調達」の（ア）～（ウ）を指す。 ④（ア）保有米穀（精米）の供給及び輸送を要請 （イ） （ウ）とう精、輸送を要請 ⑨（ウ）とう精費用の請求・支出 ⑤（ア）保有米穀（精米）の輸送・供給 （イ）（ウ）政府売渡米（精米）の輸送 ⑨（ア）米穀の対価等の請求・支出 ②食料確保の要請 ⑦結果報告 ①食料供給の要請 ⑥炊き出し等 被災者収容責任者 救助、復旧作業責任者等 県 米穀販売事業者 市町村	
(2) 食料の供給 ア （略） イ 食料供給の手段・方法 食料供給の手段及び方法は次のとおり。 (ア) 被災者に対する食料の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。 (イ) 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。 ① 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置 ② 住民への事前周知等による公平な配分 ③ 要配慮者への優先配分 ④ 食料の衛生管理体制の確保 (ウ) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（調理の不要なもの）を支給する。 (エ) 乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。 (オ) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して行う。 (カ) 炊き出しは、<u>避難所又はその近くの適当な場所を選び、次に示す既存学校給食施設の活用又は仮設給食</u>		(2) 食料の供給 ア （略） イ 食料供給の手段・方法 食料供給の手段及び方法は次のとおり。 (ア) 被災者に対する食料の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。 (イ) 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。 ● 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置 ● 住民への事前周知等による公平な配分 ● 要配慮者への優先配分 ● 食料の衛生管理体制の確保 (ウ) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（調理の不要なもの）を支給する。 (エ) 乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。 (オ) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して行う。 (カ) 炊き出しは、<u>状況に応じて避難所又はその近くの適当な場所を選び実施する。また、次に示す既</u>	記載の適正化

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧			新			備考																																																																																																																																											
施設の設置により、自ら又は委託して行う。 資料：学校給食課（令和３年５月１日現在） <table><tr><th>地区等</th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>調理場種別</th><th>調理能力（食/日）</th></tr><tr><td rowspan="3">旧市</td><td>北学校給食センター</td><td>西川津町 2760-2</td><td>26-9890</td><td>共同</td><td>5,600</td></tr><tr><td>南学校給食センター</td><td>浜乃木 8-2-40</td><td>26-0876</td><td>共同</td><td>5,500</td></tr><tr><td>西学校給食センター</td><td>比津町 241-3</td><td>55-8014</td><td>共同</td><td>5,000</td></tr><tr><td>鹿島町</td><td>鹿島学校給食センター</td><td>鹿島町名分 673</td><td>82-0346</td><td>共同</td><td>1,300</td></tr><tr><td>島根町</td><td>島根学校給食センター</td><td>島根町加賀 1389-1</td><td>85-2314</td><td>共同</td><td>400</td></tr><tr><td>八雲町</td><td>八雲学校給食センター</td><td>八雲町西岩坂 874-3</td><td>54-0073</td><td>共同</td><td>1,000</td></tr><tr><td>宍道町</td><td>宍道学校給食センター</td><td>宍道町白石 322-1</td><td>66-9222</td><td>共同</td><td>1,200</td></tr><tr><td>東出雲町</td><td>東出雲学校給食センター</td><td>東出雲町内馬 1662-4</td><td>52-2719</td><td>共同</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="5">計</td><td>22,000</td></tr><tr><td rowspan="2">関係機関</td><td>学校給食課</td><td>比津町 241-3</td><td>55-8008</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>（公財）松江市学校給食会</td><td>比津町 241-3</td><td>21-5633</td><td colspan="2"></td></tr></table> (キ) 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、自衛隊の災害派遣、日本赤十字奉仕団の派遣等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。 (ク) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干し、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料を調達し、供給する。 (ケ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保・供給する。 (コ) 甚大な被害により、市において炊き出し等の実施が困難と認められるときには、県に対し炊き出し等についての協力を要請する。 (サ) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。 ウ 給食基準 （略） (3) （略） 3 飲料水等の供給……………【上下水道局、公園緑地課、学校管理課、スポーツ課、各支所】 (1) 給水の実施 ア～オ （略） カ 応援要請 激甚災害等のため市単独では最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資機材が不足する等により給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。 → 資料編 [資料 4-(1)- 8]日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱						地区等	施設名	所在地	電話番号	調理場種別	調理能力（食/日）	旧市	北学校給食センター	西川津町 2760-2	26-9890	共同	5,600	南学校給食センター	浜乃木 8-2-40	26-0876	共同	5,500	西学校給食センター	比津町 241-3	55-8014	共同	5,000	鹿島町	鹿島学校給食センター	鹿島町名分 673	82-0346	共同	1,300	島根町	島根学校給食センター	島根町加賀 1389-1	85-2314	共同	400	八雲町	八雲学校給食センター	八雲町西岩坂 874-3	54-0073	共同	1,000	宍道町	宍道学校給食センター	宍道町白石 322-1	66-9222	共同	1,200	東出雲町	東出雲学校給食センター	東出雲町内馬 1662-4	52-2719	共同	2,000	計					22,000	関係機関	学校給食課	比津町 241-3	55-8008			（公財）松江市学校給食会	比津町 241-3	21-5633			存学校給食施設の活用又は仮設給食施設の設置を検討する。 資料：学校給食課（令和３年５月１日現在） <table><tr><th>地区等</th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>調理場種別</th><th>調理能力（食/日）</th></tr><tr><td rowspan="3">旧市</td><td>北学校給食センター</td><td>西川津町 2760-2</td><td>26-9890</td><td>共同</td><td>5,600</td></tr><tr><td>南学校給食センター</td><td>浜乃木 8-2-40</td><td>26-0876</td><td>共同</td><td>5,500</td></tr><tr><td>西学校給食センター</td><td>比津町 241-3</td><td>55-8014</td><td>共同</td><td>5,000</td></tr><tr><td>鹿島町</td><td>鹿島学校給食センター</td><td>鹿島町名分 673</td><td>82-0346</td><td>共同</td><td>1,300</td></tr><tr><td>島根町</td><td>島根学校給食センター</td><td>島根町加賀 1389-1</td><td>85-2314</td><td>共同</td><td>400</td></tr><tr><td>八雲町</td><td>八雲学校給食センター</td><td>八雲町西岩坂 874-3</td><td>54-0073</td><td>共同</td><td>1,000</td></tr><tr><td>宍道町</td><td>宍道学校給食センター</td><td>宍道町白石 322-1</td><td>66-9222</td><td>共同</td><td>1,200</td></tr><tr><td>東出雲町</td><td>東出雲学校給食センター</td><td>東出雲町内馬 1662-4</td><td>52-2719</td><td>共同</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="5">計</td><td>22,000</td></tr><tr><td rowspan="2">関係機関</td><td>学校給食課</td><td>比津町 241-3</td><td>55-8008</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>（公財）松江市学校給食会</td><td>比津町 241-3</td><td>21-5633</td><td colspan="2"></td></tr></table> (キ) 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、自衛隊の災害派遣、日本赤十字奉仕団の派遣等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。 (ク) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干し、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料を調達し、供給する。 (ケ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保・供給する。 (コ) 甚大な被害により、市において炊き出し等の実施が困難と認められるときには、県に対し炊き出し等についての協力を要請する。 (サ) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。 ウ 給食基準 （略） (3) （略） 3 飲料水等の供給……………【上下水道局、公園緑地課、学校管理課、スポーツ課、各支所】 (1) 給水の実施 ア～オ （略） カ 応援要請 激甚災害等のため市単独では最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資機材が不足する等により給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。 また、県企業局が管理する消火栓設備からの用水の使用について申請する。 → 資料編 [資料 4-(1)- 8]日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	地区等	施設名	所在地	電話番号	調理場種別	調理能力（食/日）	旧市	北学校給食センター	西川津町 2760-2	26-9890	共同	5,600	南学校給食センター	浜乃木 8-2-40	26-0876	共同	5,500	西学校給食センター	比津町 241-3	55-8014	共同	5,000	鹿島町	鹿島学校給食センター	鹿島町名分 673	82-0346	共同	1,300	島根町	島根学校給食センター	島根町加賀 1389-1	85-2314	共同	400	八雲町	八雲学校給食センター	八雲町西岩坂 874-3	54-0073	共同	1,000	宍道町	宍道学校給食センター	宍道町白石 322-1	66-9222	共同	1,200	東出雲町	東出雲学校給食センター	東出雲町内馬 1662-4	52-2719	共同	2,000	計					22,000	関係機関	学校給食課	比津町 241-3	55-8008			（公財）松江市学校給食会	比津町 241-3	21-5633			島根県の助言を反映
地区等	施設名	所在地	電話番号	調理場種別	調理能力（食/日）																																																																																																																																												
旧市	北学校給食センター	西川津町 2760-2	26-9890	共同	5,600																																																																																																																																												
	南学校給食センター	浜乃木 8-2-40	26-0876	共同	5,500																																																																																																																																												
	西学校給食センター	比津町 241-3	55-8014	共同	5,000																																																																																																																																												
鹿島町	鹿島学校給食センター	鹿島町名分 673	82-0346	共同	1,300																																																																																																																																												
島根町	島根学校給食センター	島根町加賀 1389-1	85-2314	共同	400																																																																																																																																												
八雲町	八雲学校給食センター	八雲町西岩坂 874-3	54-0073	共同	1,000																																																																																																																																												
宍道町	宍道学校給食センター	宍道町白石 322-1	66-9222	共同	1,200																																																																																																																																												
東出雲町	東出雲学校給食センター	東出雲町内馬 1662-4	52-2719	共同	2,000																																																																																																																																												
計					22,000																																																																																																																																												
関係機関	学校給食課	比津町 241-3	55-8008																																																																																																																																														
	（公財）松江市学校給食会	比津町 241-3	21-5633																																																																																																																																														
地区等	施設名	所在地	電話番号	調理場種別	調理能力（食/日）																																																																																																																																												
旧市	北学校給食センター	西川津町 2760-2	26-9890	共同	5,600																																																																																																																																												
	南学校給食センター	浜乃木 8-2-40	26-0876	共同	5,500																																																																																																																																												
	西学校給食センター	比津町 241-3	55-8014	共同	5,000																																																																																																																																												
鹿島町	鹿島学校給食センター	鹿島町名分 673	82-0346	共同	1,300																																																																																																																																												
島根町	島根学校給食センター	島根町加賀 1389-1	85-2314	共同	400																																																																																																																																												
八雲町	八雲学校給食センター	八雲町西岩坂 874-3	54-0073	共同	1,000																																																																																																																																												
宍道町	宍道学校給食センター	宍道町白石 322-1	66-9222	共同	1,200																																																																																																																																												
東出雲町	東出雲学校給食センター	東出雲町内馬 1662-4	52-2719	共同	2,000																																																																																																																																												
計					22,000																																																																																																																																												
関係機関	学校給食課	比津町 241-3	55-8008																																																																																																																																														
	（公財）松江市学校給食会	比津町 241-3	21-5633																																																																																																																																														

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧					新					備考																																																																																																																																																																																		
[資料 4-(1)- 9]山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書 [資料 4-(1)-11]災害時における相互応援に関する協定書（福山市） [資料 4-(1)-18]災害時における相互応援に関する協定書（福山市、尾道市） [資料 4-(2)-19]災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内 51 社） [資料 4-(2)-34]災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事事業協同組合）					[資料 4-(1)- 9]山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書 [資料 4-(1)-11]災害時における相互応援に関する協定書（福山市） [資料 4-(1)-18]災害時における相互応援に関する協定書（福山市、尾道市） [資料 4-(2)-19]災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内 51 社） [資料 4-(2)-34]災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書（松江管工事事業協同組合）					島根県の助言を反映																																																																																																																																																																																		
キ （略）					キ （略）																																																																																																																																																																																							
(2) 給水の方法					(2) 給水の方法																																																																																																																																																																																							
ア （略）					ア （略）																																																																																																																																																																																							
イ 拠点給水 市では災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり緊急用地下貯水槽及び緊急時給水拠点、浄化装置付きプールを整備している。災害時にはこれらの施設から有効利用を図る。					イ 拠点給水 市では災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり緊急用地下貯水槽及び緊急時給水拠点、浄化装置付きプールを整備している。災害時にはこれらの施設から有効利用を図る。																																																																																																																																																																																							
<table><tr><th colspan="5">緊急用地下貯水槽設置施設（9 箇所）</th></tr><tr><th colspan="2">地区名</th><th>設置場所</th><th>所在地</th><th>有効貯水量</th></tr><tr><td rowspan="9">旧市</td><td>乃木</td><td>湖南中学校</td><td>浜乃木 8-2-60</td><td>50m³</td></tr><tr><td>城西</td><td>内中原小学校</td><td>内中原町 225</td><td>50m³</td></tr><tr><td>津田</td><td>津田小学校</td><td>東津田町 1166</td><td>50m³</td></tr><tr><td>朝日</td><td>中央小学校</td><td>大正町 398</td><td>50m³</td></tr><tr><td>城東</td><td>北公園</td><td>学園南 1-21-1</td><td>50m³</td></tr><tr><td>川津</td><td>川津小学校</td><td>西川津町 500</td><td>50m³</td></tr><tr><td>古志原</td><td>古志原小学校</td><td>古志原 4-6-1</td><td>50m³</td></tr><tr><td>大庭</td><td>湖東中学校</td><td>山代町 680</td><td>50m³</td></tr><tr><td>乃木</td><td>松江総合運動公園</td><td>上乃木 10-4-1</td><td>50m³</td></tr><tr><th colspan="5">緊急時給水拠点（<u>1</u>箇所）</th></tr><tr><th colspan="2">施設名</th><th colspan="2">所在地</th><th>有効貯水量</th></tr><tr><td colspan="2">乃白ポンプ井</td><td colspan="2">乃白町 112-2 ほか</td><td>3, 000m³</td></tr><tr><th colspan="5">浄化装置付き プール設置施設（2 箇所）</th></tr><tr><th colspan="2">地区名</th><th>設置場所</th><th>所在地</th><th>有効貯水量</th></tr><tr><td rowspan="2">旧市</td><td>乃木</td><td>乃木小学校</td><td>浜乃木 5-1-10</td><td>357m³</td></tr><tr><td>本庄</td><td>本庄小学校</td><td>邑生町 76-3</td><td>307m³</td></tr></table>					緊急用地下貯水槽設置施設（9 箇所）						地区名		設置場所	所在地	有効貯水量	旧市	乃木	湖南中学校	浜乃木 8-2-60	50m ³	城西	内中原小学校	内中原町 225	50m ³	津田	津田小学校	東津田町 1166	50m ³	朝日	中央小学校	大正町 398	50m ³	城東	北公園	学園南 1-21-1	50m ³	川津	川津小学校	西川津町 500	50m ³	古志原	古志原小学校	古志原 4-6-1	50m ³	大庭	湖東中学校	山代町 680	50m ³	乃木	松江総合運動公園	上乃木 10-4-1	50m ³	緊急時給水拠点（ <u>1</u> 箇所）					施設名		所在地		有効貯水量	乃白ポンプ井		乃白町 112-2 ほか		3, 000m ³	浄化装置付き プール設置施設（2 箇所）					地区名		設置場所	所在地	有効貯水量	旧市	乃木	乃木小学校	浜乃木 5-1-10	357m ³	本庄	本庄小学校	邑生町 76-3	307m ³	<table><tr><th colspan="5">緊急用地下貯水槽設置施設（9 箇所）</th></tr><tr><th colspan="2">地区名</th><th>設置場所</th><th>所在地</th><th>有効貯水量</th></tr><tr><td rowspan="9">旧市</td><td>乃木</td><td>湖南中学校</td><td>浜乃木 8-2-60</td><td>50m³</td></tr><tr><td>城西</td><td>内中原小学校</td><td>内中原町 225</td><td>50m³</td></tr><tr><td>津田</td><td>津田小学校</td><td>東津田町 1166</td><td>50m³</td></tr><tr><td>朝日</td><td>中央小学校</td><td>大正町 398</td><td>50m³</td></tr><tr><td>城東</td><td>北公園</td><td>学園南 1-21-1</td><td>50m³</td></tr><tr><td>川津</td><td>川津小学校</td><td>西川津町 500</td><td>50m³</td></tr><tr><td>古志原</td><td>古志原小学校</td><td>古志原 4-6-1</td><td>50m³</td></tr><tr><td>大庭</td><td>湖東中学校</td><td>山代町 680</td><td>50m³</td></tr><tr><td>乃木</td><td>松江総合運動公園</td><td>上乃木 10-4-1</td><td>50m³</td></tr><tr><th colspan="5">緊急時給水拠点（<u>5</u>箇所）</th></tr><tr><th colspan="2">施設名</th><th colspan="2">所在地</th><th>有効貯水量</th></tr><tr><td colspan="2">乃白ポンプ井</td><td colspan="2">乃白町 112-2 ほか</td><td rowspan="4">3, 000m³ <u>5, 000m³ 以上</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>北陵町水道用地</u></td><td colspan="2"><u>北陵町 127</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>皆美が丘女子高グラウンド</u></td><td colspan="2"><u>松江市西尾町 540-1</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>松江市役所</u></td><td colspan="2"><u>松江市末次町 86</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>サンライフ松江 駐車場</u></td><td colspan="2"><u>松江市大庭町 1751-14</u></td></tr><tr><th colspan="5">浄化装置付き プール設置施設（2 箇所）</th></tr><tr><th colspan="2">地区名</th><th>設置場所</th><th>所在地</th><th>有効貯水量</th></tr><tr><td rowspan="2">旧市</td><td>乃木</td><td>乃木小学校</td><td>浜乃木 5-1-10</td><td>357m³</td></tr><tr><td>本庄</td><td>本庄小学校</td><td>邑生町 76-3</td><td>307m³</td></tr></table>					緊急用地下貯水槽設置施設（9 箇所）					地区名		設置場所	所在地	有効貯水量	旧市	乃木	湖南中学校	浜乃木 8-2-60	50m ³	城西	内中原小学校	内中原町 225	50m ³	津田	津田小学校	東津田町 1166	50m ³	朝日	中央小学校	大正町 398	50m ³	城東	北公園	学園南 1-21-1	50m ³	川津	川津小学校	西川津町 500	50m ³	古志原	古志原小学校	古志原 4-6-1	50m ³	大庭	湖東中学校	山代町 680	50m ³	乃木	松江総合運動公園	上乃木 10-4-1	50m ³	緊急時給水拠点（ <u>5</u> 箇所）					施設名		所在地		有効貯水量	乃白ポンプ井		乃白町 112-2 ほか		3, 000m ³ <u>5, 000m³ 以上</u>	<u>北陵町水道用地</u>		<u>北陵町 127</u>		<u>皆美が丘女子高グラウンド</u>		<u>松江市西尾町 540-1</u>		<u>松江市役所</u>		<u>松江市末次町 86</u>		<u>サンライフ松江 駐車場</u>		<u>松江市大庭町 1751-14</u>		浄化装置付き プール設置施設（2 箇所）					地区名		設置場所	所在地	有効貯水量	旧市	乃木	乃木小学校	浜乃木 5-1-10	357m ³	本庄	本庄小学校	邑生町 76-3	307m ³
緊急用地下貯水槽設置施設（9 箇所）																																																																																																																																																																																												
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量																																																																																																																																																																																								
旧市	乃木	湖南中学校	浜乃木 8-2-60	50m ³																																																																																																																																																																																								
	城西	内中原小学校	内中原町 225	50m ³																																																																																																																																																																																								
	津田	津田小学校	東津田町 1166	50m ³																																																																																																																																																																																								
	朝日	中央小学校	大正町 398	50m ³																																																																																																																																																																																								
	城東	北公園	学園南 1-21-1	50m ³																																																																																																																																																																																								
	川津	川津小学校	西川津町 500	50m ³																																																																																																																																																																																								
	古志原	古志原小学校	古志原 4-6-1	50m ³																																																																																																																																																																																								
	大庭	湖東中学校	山代町 680	50m ³																																																																																																																																																																																								
	乃木	松江総合運動公園	上乃木 10-4-1	50m ³																																																																																																																																																																																								
緊急時給水拠点（ <u>1</u> 箇所）																																																																																																																																																																																												
施設名		所在地		有効貯水量																																																																																																																																																																																								
乃白ポンプ井		乃白町 112-2 ほか		3, 000m ³																																																																																																																																																																																								
浄化装置付き プール設置施設（2 箇所）																																																																																																																																																																																												
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量																																																																																																																																																																																								
旧市	乃木	乃木小学校	浜乃木 5-1-10	357m ³																																																																																																																																																																																								
	本庄	本庄小学校	邑生町 76-3	307m ³																																																																																																																																																																																								
緊急用地下貯水槽設置施設（9 箇所）																																																																																																																																																																																												
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量																																																																																																																																																																																								
旧市	乃木	湖南中学校	浜乃木 8-2-60	50m ³																																																																																																																																																																																								
	城西	内中原小学校	内中原町 225	50m ³																																																																																																																																																																																								
	津田	津田小学校	東津田町 1166	50m ³																																																																																																																																																																																								
	朝日	中央小学校	大正町 398	50m ³																																																																																																																																																																																								
	城東	北公園	学園南 1-21-1	50m ³																																																																																																																																																																																								
	川津	川津小学校	西川津町 500	50m ³																																																																																																																																																																																								
	古志原	古志原小学校	古志原 4-6-1	50m ³																																																																																																																																																																																								
	大庭	湖東中学校	山代町 680	50m ³																																																																																																																																																																																								
	乃木	松江総合運動公園	上乃木 10-4-1	50m ³																																																																																																																																																																																								
緊急時給水拠点（ <u>5</u> 箇所）																																																																																																																																																																																												
施設名		所在地		有効貯水量																																																																																																																																																																																								
乃白ポンプ井		乃白町 112-2 ほか		3, 000m ³ <u>5, 000m³ 以上</u>																																																																																																																																																																																								
<u>北陵町水道用地</u>		<u>北陵町 127</u>																																																																																																																																																																																										
<u>皆美が丘女子高グラウンド</u>		<u>松江市西尾町 540-1</u>																																																																																																																																																																																										
<u>松江市役所</u>		<u>松江市末次町 86</u>																																																																																																																																																																																										
<u>サンライフ松江 駐車場</u>		<u>松江市大庭町 1751-14</u>																																																																																																																																																																																										
浄化装置付き プール設置施設（2 箇所）																																																																																																																																																																																												
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量																																																																																																																																																																																								
旧市	乃木	乃木小学校	浜乃木 5-1-10	357m ³																																																																																																																																																																																								
	本庄	本庄小学校	邑生町 76-3	307m ³																																																																																																																																																																																								
ウ～エ（略）					ウ～エ（略）																																																																																																																																																																																							
(3) 生活用水の確保・供給 - 上下水道局は、水道水の安定供給に努める。 - 上下水道局及び関係各課は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、緊急用地下貯水槽等の活用による生活用水の確保を行う。					(3) 生活用水の確保・供給 - 上下水道局は、水道水の安定供給に努める。 - 上下水道局及び関係各課は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、緊急用地下貯水槽					島根県の助言																																																																																																																																																																																		

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
● 市民は、貯留雨水、井戸水、風呂の溜水の活用による生活水の確保を行う。 (4) (略) 4 (略) 第 2 1 節 災害ボランティアの受け入れ、支援	等の活用による生活水の確保を行う。 ● 市民は、貯留雨水、井戸水、風呂の溜水の活用による生活水の確保を行う。 ● <u>県企業局が管理する消火栓設備からの用水の使用について申請する。</u> (4) (略) 4 (略) 第 2 1 節 災害ボランティアの受け入れ、支援	を反映
(略)	(略)	
第 2 2 節 文教対策	第 2 2 節 文教対策	
(略)	(略)	
第 2 3 節 廃棄物等の処理	第 2 3 節 廃棄物等の処理	
(略)	(略)	
第 2 4 節 防疫・保健衛生、環境衛生対策	第 2 4 節 防疫・保健衛生、環境衛生対策	
(略)	(略)	
第 2 5 節 遺体の捜索、収容及び埋・火葬	第 2 5 節 遺体の捜索、収容及び埋・火葬	
(略)	(略)	
第 2 6 節 住宅確保及び応急対策	第 2 6 節 住宅確保及び応急対策	
(略)	(略)	
第 2 7 節 農林漁業関係被害の拡大防止	第 2 7 節 農林漁業関係被害の拡大防止	
(略)	(略)	
第 2 8 節 帰宅困難者対策	第 2 8 節 帰宅困難者対策	
(略)	(略)	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
第 4 章 Ⅰ 地震・津波災害復旧復興計画	第 4 章 Ⅰ 地震・津波災害復旧復興計画	

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考																																																																																								
第 1 節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施 災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等が大きな柱となる。 また、大規模な地震災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを震災前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いもの、松江らしいものに改変することが求められるので、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。 1 （略） 2 災害復旧事業計画の作成……………【関係各課】 関係各課は、所管する施設の被害状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積り、法律に基づき次のとおり災害復旧事業計画を作成する。 <table><tr><th>事業計画</th><th>内容</th><th>根拠法令等</th><th>担当</th></tr><tr><td>公共土木施設 災害復旧事業計画</td><td>河川、海岸、道路、港湾</td><td>公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法</td><td>建設総務課 道路課 河川課 水産振興課</td></tr><tr><td>農林水産業施設 災害復旧事業計画</td><td>農道、林道、農地、農業用施設、林 業用施設、漁港、漁業用施設、共同 利用施設</td><td>農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律</td><td>農林基盤整備課 水産振興課</td></tr><tr><td>都市 災害復旧事業計画</td><td>街路、公園等</td><td>都市災害復旧事業国 庫補助に関する基本 方針</td><td>都市政策課 公園緑地課</td></tr><tr><td>上水道 災害復旧事業計画</td><td>上水道施設（簡易水道を含む）</td><td>水道法</td><td>上下水道局</td></tr><tr><td>下水道 災害復旧事業計画</td><td>下水道施設</td><td>下水道法 浄化槽法</td><td>上下水道局</td></tr><tr><td>社会福祉施設 災害復旧事業計画</td><td>生活保護施設、児童福祉施設、老人 福祉施設、身体障害者更正援護施 設等</td><td>生活保護法、児童福祉 法、老人福祉法、身体 障害者福祉法等</td><td>こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課</td></tr><tr><td>公立学校施設 災害復旧事業計画</td><td>公立学校施設</td><td>公立学校施設災害復 旧費国庫負担法</td><td>教育委員会</td></tr><tr><td>公営住宅 災害復旧事業計画</td><td>公営住宅</td><td>公営住宅法等</td><td>住宅政策課</td></tr><tr><td>公立医療施設 災害復旧事業計画</td><td>市立病院</td><td>医療法、感染症予防法 等</td><td>市立病院</td></tr><tr><td>その他</td><td>環境衛生施設、空港災害、鉄道災害 等</td><td>各法令等</td><td>関係各課</td></tr></table>	事業計画	内容	根拠法令等	担当	公共土木施設 災害復旧事業計画	河川、海岸、道路、港湾	公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法	建設総務課 道路課 河川課 水産振興課	農林水産業施設 災害復旧事業計画	農道、林道、農地、農業用施設、林 業用施設、漁港、漁業用施設、共同 利用施設	農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律	農林基盤整備課 水産振興課	都市 災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国 庫補助に関する基本 方針	都市政策課 公園緑地課	上水道 災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局	下水道 災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法	上下水道局	社会福祉施設 災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老人 福祉施設、身体障害者更正援護施 設等	生活保護法、児童福祉 法、老人福祉法、身体 障害者福祉法等	こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課	公立学校施設 災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復 旧費国庫負担法	教育委員会	公営住宅 災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	住宅政策課	公立医療施設 災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法 等	市立病院	その他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災害 等	各法令等	関係各課	第 1 節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施 災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等が大きな柱となる。 また、大規模な地震災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを震災前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いもの、松江らしいものに改変することが求められるので、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。 1 （略） 2 災害復旧事業計画の作成……………【関係各課】 関係各課は、所管する施設の被害状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積り、法律に基づき次のとおり災害復旧事業計画を作成する。 <table><tr><th>事業計画</th><th>内容</th><th>根拠法令等</th><th>担当</th></tr><tr><td>公共土木施設 災害復旧事業計画</td><td>河川、海岸、道路、港湾、<u>水道、下水道</u></td><td>公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法</td><td>建設総務課 道路課 河川課 水産振興課 <u>上下水道局</u></td></tr><tr><td>農林水産業施設 災害復旧事業計画</td><td>農道、林道、農地、農業用施設、林 業用施設、漁港、漁業用施設、共同 利用施設</td><td>農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律</td><td>農林基盤整備課 水産振興課</td></tr><tr><td>都市 災害復旧事業計画</td><td>街路、公園等</td><td>都市災害復旧事業国 庫補助に関する基本 方針</td><td>都市政策課 公園緑地課 <u>道路課</u></td></tr><tr><td>上水道 災害復旧事業計画</td><td>上水道施設（簡易水道を含む）</td><td>水道法</td><td>上下水道局</td></tr><tr><td>下水道 災害復旧事業計画</td><td>下水道施設</td><td>下水道法 浄化槽法 <u>廃棄物の処理及び清 掃に関する法律</u></td><td>上下水道局</td></tr><tr><td>社会福祉施設 災害復旧事業計画</td><td>生活保護施設、児童福祉施設、老人 福祉施設、身体障害者更正援護施 設等</td><td>生活保護法、児童福祉 法、老人福祉法、身体 障害者福祉法等</td><td>こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課</td></tr><tr><td>公立学校施設 災害復旧事業計画</td><td>公立学校施設</td><td>公立学校施設災害復 旧費国庫負担法</td><td>教育委員会</td></tr><tr><td>公営住宅 災害復旧事業計画</td><td>公営住宅</td><td>公営住宅法等</td><td>住宅政策課</td></tr><tr><td>公立医療施設 災害復旧事業計画</td><td>市立病院</td><td>医療法、感染症予防法 等</td><td>市立病院</td></tr><tr><td>その他</td><td>環境衛生施設、空港災害、鉄道災害 等</td><td>各法令等</td><td>関係各課</td></tr></table>	事業計画	内容	根拠法令等	担当	公共土木施設 災害復旧事業計画	河川、海岸、道路、港湾、 <u>水道、下水道</u>	公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法	建設総務課 道路課 河川課 水産振興課 <u>上下水道局</u>	農林水産業施設 災害復旧事業計画	農道、林道、農地、農業用施設、林 業用施設、漁港、漁業用施設、共同 利用施設	農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律	農林基盤整備課 水産振興課	都市 災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国 庫補助に関する基本 方針	都市政策課 公園緑地課 <u>道路課</u>	上水道 災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局	下水道 災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法 <u>廃棄物の処理及び清 掃に関する法律</u>	上下水道局	社会福祉施設 災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老人 福祉施設、身体障害者更正援護施 設等	生活保護法、児童福祉 法、老人福祉法、身体 障害者福祉法等	こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課	公立学校施設 災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復 旧費国庫負担法	教育委員会	公営住宅 災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	住宅政策課	公立医療施設 災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法 等	市立病院	その他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災害 等	各法令等	関係各課	記載の適正化
事業計画	内容	根拠法令等	担当																																																																																							
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川、海岸、道路、港湾	公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法	建設総務課 道路課 河川課 水産振興課																																																																																							
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農道、林道、農地、農業用施設、林 業用施設、漁港、漁業用施設、共同 利用施設	農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律	農林基盤整備課 水産振興課																																																																																							
都市 災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国 庫補助に関する基本 方針	都市政策課 公園緑地課																																																																																							
上水道 災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局																																																																																							
下水道 災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法	上下水道局																																																																																							
社会福祉施設 災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老人 福祉施設、身体障害者更正援護施 設等	生活保護法、児童福祉 法、老人福祉法、身体 障害者福祉法等	こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課																																																																																							
公立学校施設 災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復 旧費国庫負担法	教育委員会																																																																																							
公営住宅 災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	住宅政策課																																																																																							
公立医療施設 災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法 等	市立病院																																																																																							
その他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災害 等	各法令等	関係各課																																																																																							
事業計画	内容	根拠法令等	担当																																																																																							
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川、海岸、道路、港湾、 <u>水道、下水道</u>	公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法	建設総務課 道路課 河川課 水産振興課 <u>上下水道局</u>																																																																																							
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農道、林道、農地、農業用施設、林 業用施設、漁港、漁業用施設、共同 利用施設	農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律	農林基盤整備課 水産振興課																																																																																							
都市 災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国 庫補助に関する基本 方針	都市政策課 公園緑地課 <u>道路課</u>																																																																																							
上水道 災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局																																																																																							
下水道 災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法 <u>廃棄物の処理及び清 掃に関する法律</u>	上下水道局																																																																																							
社会福祉施設 災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老人 福祉施設、身体障害者更正援護施 設等	生活保護法、児童福祉 法、老人福祉法、身体 障害者福祉法等	こども政策課 保育所幼稚園課 子育て給付課 健康福祉総務課 障がい者福祉課 生活福祉課																																																																																							
公立学校施設 災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復 旧費国庫負担法	教育委員会																																																																																							
公営住宅 災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	住宅政策課																																																																																							
公立医療施設 災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法 等	市立病院																																																																																							
その他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災害 等	各法令等	関係各課																																																																																							

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考		
3（略） 4 大規模地震災害時における復旧・復興……………【関係各課】 <table><tr><td>計 画 目 標</td><td>災害発生から6ヶ月以内を目途に災害復興基本計画を策定</td></tr></table> (1)（略） (2) 災害復興体制の整備 - 必要に応じ、災害復興計画の策定を含む復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。 - 既成市街地が大きな被害を受け、広範囲にわたって面的整備を要する場合には、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる専門委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。 国、県等に対し専門職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。 - 他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>を</u>活用するものとする。 (3)（略） 第2節 生活再建等支援対策の実施 震災時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも速く震災前の状況に戻るよう迅速で円滑な震災復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。 1～3（略） 4 融資・貸付その他資金等による支援……………【商工企画課、農政課、水産振興課、健康福祉総務課、生活福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課】 各種法令等に基づき、融資・貸付けその他資金等による支援を次のとおり実施する。なお、支援内容の概要については資料編に記載のとおり。 → 資料編 [資料 2-28]自然災害等における被災者支援制度一覧 (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金 ア 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。 イ 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。 → 資料編 [資料 3-12]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例 [資料 3-13]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 3（略） 4 大規模地震災害時における復旧・復興……………【関係各課】 <table><tr><td>計 画 目 標</td><td>災害発生から6ヶ月以内を目途に災害復興基本計画を策定</td></tr></table> (1)（略） (2) 災害復興体制の整備 - 必要に応じ、災害復興計画の策定を含む復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。 - 既成市街地が大きな被害を受け、広範囲にわたって面的整備を要する場合には、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる専門委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。 国、県等に対し専門職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。 - 他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>の</u>活用<u>を含めて検討</u>するものとする。 (3)（略） 第2節 生活再建等支援対策の実施 震災時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも速く震災前の状況に戻るよう迅速で円滑な震災復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。 1～3（略） 4 融資・貸付その他資金等による支援……………【商工企画課、農政課、水産振興課、健康福祉総務課、生活福祉課、こども政策課、保育所幼稚園課、子育て給付課】 各種法令等に基づき、融資・貸付けその他資金等による支援を次のとおり実施する。なお、支援内容の概要については資料編に記載のとおり。 → 資料編 [資料 2-28]自然災害等における被災者支援制度一覧 (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金、<u>災害見舞金</u> ア 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。 イ 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。 ウ <u>災害見舞金</u> <u>災害により被害を受けたものに対し、災害見舞金を支給する。</u> → 資料編 [資料 3-12]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例 [資料 3-13]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 <u>[資料 3-14]松江市災害見舞金の支給等に関する要綱</u> 防災基本計画の修正を反映 記載の適正化	計 画 目 標	災害発生から6ヶ月以内を目途に災害復興基本計画を策定	計 画 目 標	災害発生から6ヶ月以内を目途に災害復興基本計画を策定
計 画 目 標	災害発生から6ヶ月以内を目途に災害復興基本計画を策定			
計 画 目 標	災害発生から6ヶ月以内を目途に災害復興基本計画を策定			

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧				新				備考	
(2)～(8) (略)				(2)～(8) (略)					
5～8 (略)				5～8 (略)					
第3節 激甚災害の指定				第3節 激甚災害の指定					
大規模な地震災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。				大規模な地震災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。					
1 (略)				1 (略)					
2 激甚法に定める事業……………【防災危機管理課ほか関係各課】				2 激甚法に定める事業……………【防災危機管理課ほか関係各課】				組織再編による修正	
激甚法の適用対象事業及び市・県の関係部局は次のとおり。なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。				激甚法の適用対象事業及び市・県の関係部局は次のとおり。なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。					
適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局	適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局		
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部	第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部		
	2 公共土木施設災害関連事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部		2 公共土木施設災害関連事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部		
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁		3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁		
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備部	土木部		4 公営住宅施設災害復旧事業	まちづくり部	土木部		
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部		5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部		
	6 児童福祉施設災害復旧事業	こども子育て部			6 児童福祉施設災害復旧事業	こども子育て部			
	7 老人福祉施設災害復旧事業	健康福祉部			7 老人福祉施設災害復旧事業	健康福祉部			
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	健康福祉部			8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	健康福祉部			
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	健康福祉部			9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	健康福祉部			
	10 婦人保護施設災害復旧事業	健康福祉部			10 婦人保護施設災害復旧事業	健康福祉部			
第3条 第19条	11 感染症予防事業	健康福祉部	健康福祉部	第3条 第19条	11 感染症予防事業	健康福祉部	健康福祉部		
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業				12 感染症指定医療機関災害復旧事業				
第3条 第9条	13 堆積土砂排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部	第3条 第9条	13 堆積土砂排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部		
第3条 第10条	14 湛水排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部	第3条 第10条	14 湛水排除事業	産業経済部 都市整備部	農林水産部 土木部		
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業経済部	農林水産部	第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業経済部	農林水産部		

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧					新					備考
3	第5条 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業経済部	農林水産部	3	第5条 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業経済部	農林水産部	組織再編による修正
	第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業経済部	農林水産部 商工労働部		第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業経済部	農林水産部 商工労働部	
	第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置				第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置			
	第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助				第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助			
	第11条の2	20 森林災害復旧事業				第11条の2	20 森林災害復旧事業			
	第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例				第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例			
	第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例				第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例			
	第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業				第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業			
	第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁		第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	—	総務部	
	第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	—	総務部		第20条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	こども子育て部	健康福祉部	
	第20条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	こども子育て部	健康福祉部		第21条	27 水防資材費の補助の特例	都市整備部	土木部	
	第21条	27 水防資材費の補助の特例	都市整備部	第22条		28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	まちづくり部			
	第22条	28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	まちづくり部	第24条		29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の、交付税の基準財政需用額への算入	財政部 産業経済部 都市整備部 教育委員会	総務部 農林水産部 土木部 教育庁		
	第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の、交付税の基準財政需用額への算入	財政部 産業経済部 都市整備部 教育委員会	第25条		30 雇用保険法による求職者給付支給に関する特例	産業経済部	商工労働部		
	第25条	30 雇用保険法による求職者給付支給に関する特例	産業経済部	商工労働部						

松江市地域防災計画【震災対策編】新旧対照表

旧	新	備考
---	---	----